

中環審第 1422 号
令和 8 年 7 月 23 日

環境大臣
石原 宏高 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

国立公園の公園区域及び公園計画の変更について（答申）

令和 8 年 7 月 7 日付け諮問第 549 号により中央環境審議会に対してなされた「国立公園の公園区域及び公園計画の変更について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

阿寒摩周国立公園
公園区域及び公園計画変更書

[第6次点検]
(環境省案)

令和 年 月 日
環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	6
4	変更する公園区域	15
第2	公園計画の変更	20
1	変更理由	20
2	基本方針の変更内容	21
3	規制計画の変更	29
(1)	保護規制計画及び関連事項	29
ア	特別地域	29
(ア)	特別保護地区	33
(イ)	第1種特別地域	36
(ウ)	第2種特別地域	40
(エ)	第3種特別地域	45
イ	関連事項	47
(ア)	乗入れ規制区域及び期間	47
(イ)	普通地域	50
ウ	面積内訳	52
4	事業計画の変更内容	54
(1)	施設計画	54
ア	利用施設計画	54
(ア)	集団施設地区	54
(イ)	単独施設	57
(ウ)	道路	58
5	参考事項	62

第1 公園区域の変更

1 変更理由

阿寒摩周国立公園は、北海道東部中央に位置し、千島火山帯の活動によってできた阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラ地形を基盤とする火山・森・湖が織りなす豊かな原生的景観を有する。昭和9年12月4日に「阿寒国立公園」として指定され、昭和13年5月13日に特別地域の指定、昭和29年8月3日に特別保護地区の指定、昭和52年11月15日に再検討が行われている。その後、平成29年8月8日の第5次点検において、公園区域の拡張とともに「阿寒摩周国立公園」への名称変更が行われた。

本公園は、地形的成因や利用形態等から、西側の阿寒湖一帯の阿寒地域と、東側の摩周湖・屈斜路湖一帯の摩周地域の大きく2地域に分けることができる。

阿寒地域は、雄阿寒岳（1,371m）・雌阿寒岳（1,499m）・木禽岳（995m）に囲まれた阿寒湖やオンネトー（湖）があり、エゾマツ・トドマツ・ミズナラ等の針広混交の天然林に覆われている。また、阿寒湖には国の特別天然記念物に指定されている球状のマリモが生育しており、今も噴気活動を続けている雌阿寒岳では、この地で発見されたメアカンフスマやメアカンキンバイのほか、イワブクロやミネズオウ等の高山植物も生育している。

摩周地域は、世界有数の透明度を誇る摩周湖、摩周カルデラも包含する日本最大の屈斜路カルデラ、これらをとりまく藻琴山（1,000m）や摩周岳（855m）、屈斜路カルデラの中央火口丘で現在も噴気活動を続けている硫黄山（アトサヌプリ）があり、カルデラ内には強酸性の硫黄泉で有名な川湯温泉をはじめ、屈斜路湖岸の仁伏・砂湯・池の湯・和琴等の温泉群を有している。

近年、人口減少等によりその存続そのものさえ懸念されている地方の自治体にとって、地域活性化施策として自然を活用した観光が重要性を増してきている一方、利用者数の増加に合わせてゴミ投棄やそれによる野生生物の誘引、車中泊等のマナー問題が露見されるようになり地域の悩みの種となっている。このため、これまで資質を有していながら国立公園に指定されてこなかった地域でも、公園指定によりすぐれた自然風景地の保護と適正な利用の推進を両立させ、地域の持続的発展につなげていくことが求められている。特に、津別町においては令和元年度に策定した津別町第6次総合計画の中にも自然資源を活用した持続的な観光を推進する事が盛り込まれ、令和6年7月にはエコツーリズム推進協議会を立ち上げる等、国立公園に隣接し優れた自然資源を持つ地域においてそれら資源の保護と利用の機運が高まっている。

これらの社会的状況の変化を踏まえ、本公園及び隣接地域の風致景観の保全強化や、持続可能な利用を一層促進するため、第6次点検を行い、公園区域の拡張及び公園計画の変更を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
① 景観(同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地) 阿寒摩周国立公園は、北海道東部、千島火山帯の西南端に位置する阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラを主体とした<u>地域であり、その地形的成因や成立年代等から、阿寒カルデラを中心とする「阿寒地域」と、屈斜路カルデラ及び摩周カルデラを中心とする「摩周地域」の2地域から構成される。</u> 「阿寒地域」には、<u>約15万年前に成立した阿寒カルデラを基盤とし、北方針葉樹林を主体とする原生林に覆われた成層火山の雄阿寒岳(1,371m)や現在も噴気活動が続ける本地域最高峰の雌阿寒岳(1,499m)、大型球状マリモの群生地を有する阿寒湖、火山性堰止め湖のオンネトー、ペンケトー、パンケトー等の湖沼が存在し、周囲にはエゾマツ、トドマツ、ミズナラ等を中心とした原生的な北方針広混交林のほか、火山周辺の特殊な土壌にはアカエゾマツの純林を見ることができる。</u> 「摩周地域」は、<u>約4万年前に成立した我が国最大級の屈斜路カルデラを基盤とし、世界有数の透明度を誇る摩周湖とこれらを取りまく</u>	① 景観(同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地) 阿寒摩周国立公園は、北海道東部、千島火山帯の西南端に位置する阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラを主体とした、<u>火山と森と湖が織りなす原生的景観を有し、地形的成因等から、阿寒カルデラを中心とする「阿寒地域」と、屈斜路カルデラ及び摩周カルデラを中心とする「摩周地域」の大きく2地域からなる。</u> 「阿寒地域」には、雄阿寒岳(1,371m)、<u>雌阿寒岳(1,499m)及び木禽岳(995m)等に囲まれた阿寒湖、オンネトー等の湖沼が存在し、周囲はエゾマツ、トドマツ、ミズナラ等の針広混交林のほか、雌阿寒岳、雄阿寒岳山麓ではアカエゾマツの純林を見ることができる。</u> 「摩周地域」は、<u>日本最大級の屈斜路カルデラを中心に、世界有数の透明度を誇る摩周湖とこれらを取りまく藻琴山(1,000m)、摩周岳</u>

藻琴山（1,000m）をはじめとした雄大なカルデラ壁、我が国最大のカルデラ湖である屈斜路湖や広大なカルデラ原、凄絶な爆裂火口をみせる摩周岳（カムイヌプリ）（855m）、現在も活発な噴気活動が続ける硫黄山（アトサヌプリ）（512m）がある。エゾマツ、トドマツ、ミズナラ等を中心とした原生的な北方針広混交林が広く分布しているが、硫黄山周辺では火山噴出物の影響により低標高であるにもかかわらずハイマツやイソツツジ、アカエゾマツの群落が広がる特異的な景観が見られる。また、摩周カルデラや西別岳（799m）では、ダケカンバの純林が見られるほか、チシマフウロやエゾツツジ等の高山植物が分布している。

本公園は、成層火山や溶岩円頂丘等の火山性群峰、カルデラ壁、カルデラ湖等のカルデラ地形を基盤とし、これらの火山活動と密接に関連して育まれた原生的な自然林生態系が広がる風景を風景形式としている。当該風景形式の中でも、本公園の風景は、阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラ地形が隣接して存在するため、その規模は我が国においては他に類を見ない大きさである。また、火山、森、湖が織りなす広大で原生的なカルデラ景観は、その雄大さ、美しさ、原生性、特殊性の観点から我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地となっている。

（カムイヌプリ）（855m）、今も噴気活動が続けている硫黄山（アトサヌプリ）（512m）がある。摩周カルデラや西別岳（800m）周辺では、ダケカンバの純林が見られるほか、硫黄山周辺では低標高であるにもかかわらずハイマツやイソツツジの大群生が広がる特異的な景観が見られる。

以上より、本国立公園は、千島火山帯の活動によって形成された阿寒・屈斜路火山群と、カルデラ湖や火山性堰止め湖等の湖沼、火山活動と密接に関連して生じた北方針葉樹林及び北方針広混交林が織りなす豊かな原生的景観を風景形式とした、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

② 規模（区域面積が原則として3万ha以上） <u>本公園</u>の区域面積は、<u>99,279ha</u>である。 ③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha 以上） <u>本公園</u>の原生的な景観核心地域は、湖底に集合型のマリモが群生する阿寒湖北部及び東側沿岸水域、北方針葉樹林を主体とする原生林に覆われる雄阿寒岳、現在でも噴気活動が続ける雌阿寒岳や硫黄山、壮絶な爆裂火口をみせる摩周岳と摩周湖一帯、国の天然記念物に指定されるオンネトー湯の滝であり、その区域面積は<u>31,186ha</u>である。 ④ 利用（大人数による利用が可能） <u>本公園</u>の利用は、阿寒湖温泉、川湯温泉及び和琴半島を主たる利用拠点としドライブ、自然散策、登山、温泉入浴、遊覧船による湖上周遊、スキー及び<u>エコツアー</u>等が主な利用形態である。	② 規模（区域面積が原則として3万ha以上） <u>本国立公園</u>の区域面積は、<u>91,413ha</u>である。 ③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha 以上） <u>本国立公園</u>の原生的な景観核心地域は、湖底に集合型のマリモが群生する阿寒湖北部及び東側沿岸水域、北方針葉樹林を主体とする原生林に覆われる雄阿寒岳、現在でも噴気活動が続ける雌阿寒岳や硫黄山、壮絶な爆裂火口をみせる摩周岳と摩周湖一帯、国の天然記念物に指定されるオンネトー湯の滝であり、その区域面積は<u>10,460ha</u>である。 ④ 利用（大人数による利用が可能） <u>本国立公園</u>の利用は、阿寒湖温泉、川湯温泉及び和琴半島を主たる利用拠点としドライブ、自然散策、登山、温泉入浴、遊覧船による湖上周遊、スキー等が主な利用形態である。
---	---

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本公園のテーマを「日本最大のカルデラ地形、火山・森・湖が織りなす広大な景観」とし、原生的な自然とそこに息づく文化を感じることができる公園として、これら風致景観の保全と適正な利用を推進するものである。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

本国立公園は、昭和 9 年 12 月 4 日に「阿寒国立公園」として指定され、昭和 13 年 5 月 13 日に特別地域の指定、昭和 29 年 8 月 3 日に特別保護地区の指定が行われている。今回、公園区域の一部拡張を行うとともに、「阿寒摩周国立公園」に名称を変更するものである。

また、本国立公園のテーマを「日本最大のカルデラ地形、火山・森・湖が織りなす広大な景観」とし、原生的な自然とそこに息づく文化を感じることができる公園として、これら風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2 : 地域概要変更表)

変更後	変更前
(1) 景観の特性 ア 地形、地質 (略) イ 植生・野生生物 (略) ウ 自然現象 阿寒湖畔の年平均気温が<u>4.3度</u>、川湯の年平均気温が<u>4.7度</u>と非常に寒冷であり、冬季には阿寒湖、摩周湖、屈斜路湖等の湖が結氷することが知られている。また、屈斜路湖の御神渡りをはじめ、ダイヤモンドダスト、凍裂、樹氷、樹霜等、極地特有の現象を見ることができる。	(1) 景観の特性 ア 地形、地質 (略) イ 植生・野生生物 (略) ウ 自然現象 阿寒湖畔の年平均気温が<u>3.9度</u>、川湯の年平均気温が<u>4.5度</u>と非常に寒冷であり、冬季には阿寒湖、摩周湖、屈斜路湖等の湖が結氷することが知られている。また、屈斜路湖の御神渡りをはじめ、ダイヤモンドダスト、凍裂、樹氷、樹霜等、極地特有の現象を見ることができる。

エ 文化景観 火山活動を背景に、阿寒湖畔、雌阿寒温泉、雄阿寒温泉、川湯、和琴半島、砂湯、<u>仁伏、池の湯、上里</u>等、特色ある温泉の湧出があり、それぞれ保健、休養を兼ねた観光利用が盛んに行われている。また、阿寒湖畔には道内最大級のアイヌコタンがあり、民芸店が建ち並ぶほか、阿寒湖アイヌシアター「イコロ」では、重要無形民俗文化財に指定されるアイヌ古式舞踊を見ることができる。 (2) 利用の現況 本公園の利用は、阿寒湖温泉、川湯温泉及び和琴半島を主たる利用拠点とし、ドライブ、自然散策、登山、温泉入浴、遊覧船による湖上周遊、スキー及びエコツアー等が主な利用形態である。<u>令和5年には、339万人の利用者が訪れている。</u> 近年では本公園を含む地域一帯が観光圏や広域観光周遊ルートの認定を受けており、同地域を一体とした周遊利用が盛んに行われている。<u>また、釧路川源流部、和琴半島、津別町上里地区などではガイド付の自然体験プログラムも盛んに行われている。</u>	エ 文化景観 火山活動を背景に、阿寒湖畔、雌阿寒温泉、雄阿寒温泉、川湯、和琴半島、砂湯、<u>二伏</u>、池の湯等、特色ある温泉の湧出があり、それぞれ保健、休養を兼ねた観光利用が盛んに行われている。また、阿寒湖畔には道内最大級のアイヌコタンがあり、民芸店が建ち並ぶほか、阿寒湖アイヌシアター「イコロ」では、重要無形民俗文化財に指定されるアイヌ古式舞踊を見ることができる。 (2) 利用の現況 本<u>国立</u>公園の利用は、阿寒湖温泉、川湯温泉及び和琴半島を主たる利用拠点とし、ドライブ、自然散策、登山、温泉入浴、遊覧船による湖上周遊、スキー等が主な利用形態である。<u>平成26年には、360万人の利用者が訪れている。</u> 近年では本<u>国立</u>公園を含む地域一帯が観光圏や広域観光周遊ルートの認定を受けており、同地域を一体とした周遊利用が盛んに行われている。
--	---

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 74,419ha、 公有地 10,596ha、 私有地 14,264ha

イ 人口及び産業

表1 人口の推移（総務省統計局「国勢調査」）

市町村名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
釧路市	226,097	216,423	209,680	201,566	190,478	181,169	174,742	165,077
美幌町	26,686	25,680	24,716	23,905	22,819	21,575	20,296	18,697
津別町	8,972	8,061	7,380	6,789	6,222	5,646	5,008	4,373
大空町	9,429	9,238	8,992	8,946	8,392	7,933	7,360	6,775
清里町	6,355	6,204	5,705	5,437	5,025	4,551	4,221	3,883
小清水町	7,347	6,758	6,422	6,126	5,753	5,358	5,085	4,623
足寄町	11,586	10,289	9,522	8,871	8,317	7,630	6,990	6,563
標茶町	11,633	10,701	10,015	9,388	8,936	8,285	7,742	7,230

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 79,523ha、 公有地 287ha、 私有地 11,603ha

イ 人口及び産業

表1 人口の推移（総務省統計局「国勢調査」）

市町村名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
釧路市	226,097	216,423	209,680	201,566	190,478	181,169	174,804
美幌町	26,686	25,664	24,716	23,905	22,819	21,575	20,300
津別町	8,972	8,060	7,379	6,789	6,222	5,646	5,008
大空町	9,429	9,219	8,992	8,946	8,392	7,933	7,339
清里町	6,355	6,202	5,705	5,437	5,025	4,551	4,226
小清水町	7,347	6,754	6,422	6,126	5,753	5,358	5,086
足寄町	11,586	10,283	9,522	8,871	8,317	7,630	6,989
標茶町	11,633	10,689	10,014	9,388	8,936	8,285	7,740

弟子屈町	11,796	10,630	9,954	9,493	9,023	8,278	7,758	6,955
白糠町	14,105	13,301	12,307	11,359	10,397	9,294	8,068	7,289
中標津町	21,675	21,900	22,326	23,179	23,792	23,982	23,774	23,010
合計	355,681	339,185	327,019	315,059	299,154	283,701	271,044	254,475

表2 年齢別人口（総務省統計局「令和2年国勢調査」）

市町村名	総数人口	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口
釧路市	163,584	16,634 10.2%	90,595 55.4%	56,355 34.5%
美幌町	18,684	1,928 10.3%	10,043 53.8%	6,713 35.9%
津別町	4,283	365 8.5%	1,940 45.3%	1,978 46.2%
大空町	6,775	798 11.8%	3,470 51.2%	2,507 37.0%
清里町	3,805	453 11.9%	1,868 49.1%	1,484 39.0%
小清水町	4,617	533 11.5%	2,312 50.1%	1,772 38.4%
足寄町	6,549	732 11.2%	3,199 48.8%	2,618 40.0%
標茶町	7,230	861 11.9%	3,894 53.9%	2,475 34.2%

弟子屈町	11,796	10,590	9,951	9,493	9,023	8,278	7,771
白糠町	14,105	13,293	12,306	11,359	10,397	9,294	8,071
中標津町	21,675	21,852	22,327	23,179	23,792	23,982	23,777
合計	355,681	339,029	327,014	315,059	299,154	283,701	247,334

表2 年齢別人口（総務省統計局「平成27年国勢調査」）

市町村名	総数人口	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口
釧路市	174,742	19,966 11.4%	101,909 58.3%	52,867 30.3%
美幌町	20,300	2,393 11.8%	11,374 56.0%	6,533 32.2%
津別町	5,008	432 8.6%	2,483 49.6%	2,093 41.8%
大空町	7,339	906 12.3%	3,969 54.1%	2,464 33.6%
清里町	4,226	533 12.6%	2,179 51.6%	1,514 35.8%
小清水町	5,086	603 11.9%	2,710 53.3%	1,773 34.8%
足寄町	6,989	808 11.6%	3,533 50.5%	2,648 37.9%
標茶町	7,742	993 12.8%	4,313 55.7%	2,436 31.5%

弟子屈町	6,864	605 8.8%	3,405 49.6%	2,854 41.6%
白糠町	7,287	564 7.7%	3,660 50.2%	3,063 42.0%
中標津町	22,921	3,021 13.2%	13,749 60.0%	6,151 26.8%
合 計	252,599	26,495 10.5%	138,141 54.7%	87,974 34.8%

弟子屈町	7,771	820 10.6%	4,113 52.9%	2,838 36.5%
白糠町	8,071	761 9.4%	4,329 53.6%	2,981 36.9%
中標津町	23,777	3,661 15.4%	14,625 61.5%	5,491 23.1%
合 計	272,051	31,776 11.7%	155,537 57.2%	83,638 30.7%

表 3 産業別就業者数（総務省統計局「令和 2 年国勢調査」）

市町村名	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能の産業		就業者総数
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
釧路市	1,511	2.2	12,561	18.2	53,046	76.7	2,080	3.0	69,198
美幌町	1,510	15.7	1,839	19.2	6,212	64.7	36	0.4	9,597
津別町	501	24.3	443	21.5	1,078	52.3	38	1.8	2,060
大空町	1,361	38.3	358	10.1	1,747	49.2	84	2.4	3,550
清里町	718	38.0	215	11.4	951	50.3	5	0.3	1,889
小清水町	1,038	41.6	257	10.3	1,191	47.7	11	0.4	2,497

表 3 産業別就業者数

市町村名	第一次産業		第二次産業		第三次産業		就業者総数
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
釧路市	1,679	2.4	13,682	19.5	54,775	78.1	70,136
美幌町	1,530	15.7	1,918	19.7	6,284	64.6	9,732
津別町	596	25.7	525	22.7	1,196	51.6	2,317
大空町	1,524	40.3	427	11.3	1,833	48.4	3,784
清里町	741	35.6	314	15.1	1,027	49.3	2,082
小清水町	1,121	41.4	305	11.3	1,280	47.3	2,706

足寄町	854	25.4	471	14.0	1,978	58.9	57	1.7	3,360
標茶町	1,220	32.1	460	12.1	2,003	52.8	112	3.0	3,795
弟子屈町	494	14.4	482	14.0	2,379	69.3	78	2.3	3,433
白糠町	478	13.2	1,055	29.2	2,070	57.3	9	0.2	3,612
中標津町	1,669	13.3	2,324	18.6	8,496	67.9	21	0.2	12,510
合計	11,354	9.8	20,465	17.7	81,151	70.3	2,531	2.2	115,501

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道釧路市	16,332	昭和 45 年 3 月 25 日
	北海道網走郡美幌町	1,264	昭和 36 年 9 月 5 日
			昭和 63 年 5 月 20 日
			平成 16 年 7 月 12 日
	北海道網走郡津別町	4,012	昭和 42 年 6 月 15 日
			平成 16 年 7 月 12 日
	北海道網走郡大空町	531	平成 16 年 7 月 12 日
	北海道斜里郡清里町	860	平成 16 年 7 月 12 日
	北海道斜里郡小清水町	845	昭和 57 年 1 月 18 日
			平成 16 年 7 月 12 日

足寄町	895	25.9	524	15.1	2,041	59	3,460
標茶町	1,262	32.1	494	12.6	2,178	55.3	3,934
弟子屈町	594	15	582	14.8	2,768	70.2	3,944
白糠町	539	13.9	1,215	31.3	2,127	54.8	3,881
中標津町	1,553	12.4	2,452	19.6	8,535	68	12,540
合 計	12,034	10.2	22,438	18.9	84,044	70.9	118,516

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道釧路市	13,216	昭和 45 年 3 月 25 日
	北海道網走郡美幌町	1,270	昭和 36 年 9 月 5 日
			昭和 63 年 5 月 20 日
			平成 16 年 7 月 12 日
	北海道網走郡津別町	1,281	昭和 42 年 6 月 15 日
	北海道網走郡大空町	487	平成 16 年 7 月 12 日
	北海道斜里郡清里町	921	平成 16 年 7 月 12 日
	北海道斜里郡小清水町	900	昭和 57 年 1 月 18 日
			平成 16 年 7 月 12 日
	北海道足寄郡足寄町	4,192	昭和 58 年 3 月 13 日

	北海道足寄郡足寄町	4,308	昭和 53 年 3 月 13 日 昭和 58 年 3 月 13 日 平成 16 年 2 月 3 日				平成 16 年 2 月 3 日 昭和 62 年 8 月 15 日 平成 15 年 9 月 24 日	
	北海道川上郡標茶町	3,942	昭和 62 年 8 月 15 日 平成 15 年 9 月 24 日				昭和 62 年 8 月 15 日 平成 15 年 9 月 24 日	
	北海道川上郡弟子屈町	30,239	昭和 62 年 8 月 15 日 平成 15 年 9 月 24 日 平成 16 年 2 月 3 日 平成 17 年 1 月 28 日				平成 16 年 2 月 3 日 平成 17 年 1 月 28 日	
	北海道白糠郡白糠町	562	平成 16 年 2 月 3 日				平成 16 年 2 月 3 日	
	北海道標津郡中標津町	536	平成 10 年 10 月 2 日				平成 10 年 10 月 2 日	
土砂流出防備	北海道斜里郡清里町	444	昭和 47 年 7 月 11 日				昭和 47 年 7 月 11 日	
	北海道川上郡弟子屈町	1,374	昭和 54 年 6 月 15 日 平成 16 年 2 月 3 日 平成 17 年 1 月 28 日				昭和 54 年 6 月 15 日 平成 16 年 2 月 3 日 平成 17 年 1 月 28 日	
土砂崩壊防備	北海道斜里郡清里町	0.13	平成 11 年 10 月 27 日				昭和 59 年 1 月 11 日 平成 12 年 4 月 14 日	
	北海道川上郡弟子屈町	41	平成 10 年 5 月 26 日				平成 12 年 4 月 14 日	
防風	北海道川上郡弟子屈町	31	昭和 4 年 5 月 5 日				昭和 56 年 2 月 26 日 平成 11 年 10 月 27 日	
保健	北海道釧路市	4,176	昭和 59 年 1 月 11 日 平成 12 年 4 月 14 日				昭和 56 年 2 月 26 日 平成 11 年 10 月 27 日	
	北海道網走郡美幌町	753	昭和 56 年 2 月 26 日				昭和 56 年 2 月 26 日 平成 11 年 10 月 27 日	
	北海道網走郡津別町	1,544	平成 11 年 10 月 27 日 平成 7 年 8 月 4 日				昭和 57 年 4 月 12 日 昭和 57 年 4 月 12 日	
	北海道網走郡大空町	519	昭和 56 年 2 月 26 日 平成 11 年 10 月 27 日				平成 11 年 10 月 27 日	
	北海道斜里郡清里町	455	昭和 57 年 4 月 12 日				昭和 52 年 12 月 7 日 平成 10 年 9 月 17 日	
	北海道斜里郡小清水町	813	昭和 57 年 4 月 12 日 平成 11 年 10 月 27 日				昭和 54 年 6 月 15 日 昭和 59 年 1 月 11 日	
	北海道足寄郡足寄町	4,237	昭和 52 年 12 月 7 日 昭和 53 年 3 月 13 日 平成 10 年 9 月 17 日				昭和 62 年 8 月 15 日 平成 17 年 1 月 28 日	
	北海道川上郡標茶町	3,783						
	北海道川上郡弟子屈町	30,425						
	北海道白糠郡白糠町	563						
	北海道標津郡中標津町	535						
土砂流出防備	北海道斜里郡清里町	449						
	北海道川上郡弟子屈町	1,374						
土砂崩壊防備	北海道川上郡弟子屈町	41						
防風	北海道川上郡弟子屈町	31						
保健	北海道釧路市	4,173						
	北海道網走郡美幌町	753						
	北海道網走郡津別町	1,281						
	北海道網走郡大空町	482						
	北海道斜里郡清里町	449						
	北海道斜里郡小清水町	871						
	北海道足寄郡足寄町	4,183						
	北海道川上郡弟子屈町	3,508						
風致	北海道釧路市	271						

	北海道川上郡弟子屈町	3,496	昭和 54 年 6 月 15 日 昭和 59 年 1 月 11 日 昭和 62 年 8 月 15 日 平成 17 年 1 月 28 日
風致	北海道釧路市	311	平成 12 年 4 月 14 日 平成 17 年 6 月 9 日
	北海道川上郡弟子屈町	565	平成 17 年 1 月 28 日

(公有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道釧路市	111	昭和 46 年 3 月 12 日
	北海道網走郡津別町	3	平成 16 年 7 月 12 日
防風	北海道川上郡弟子屈町	81	昭和 4 年 5 月 5 日 昭和 42 年 9 月 21 日 昭和 46 年 11 月 5 日
保健	北海道釧路市	63	平成 16 年 2 月 13 日
風致	北海道釧路市	135	昭和 7 年 10 月 12 日

(民有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道釧路市	7,063	昭和 46 年 3 月 12 日
土砂流出防備	北海道川上郡弟子屈町	10	昭和 52 年 8 月 17 日
防風	北海道川上郡弟子屈町	59	昭和 4 年 5 月 5 日 昭和 46 年 1 月 10 日
保健	北海道釧路市	10	平成 16 年 2 月 13 日
		2	平成 31 年 2 月 8 日

	北海道川上郡弟子屈町	565	平成 17 年 6 月 9 日 平成 17 年 1 月 28 日
--	------------	-----	-------------------------------------

(公有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道釧路市	111	昭和 46 年 3 月 12 日
防風	北海道川上郡弟子屈町	81	昭和 4 年 5 月 5 日 昭和 42 年 9 月 21 日 昭和 46 年 11 月 5 日
保健	北海道釧路市	63	平成 16 年 2 月 13 日
風致	北海道釧路市	135	昭和 7 年 10 月 12 日

(民有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道釧路市	7,063	昭和 46 年 3 月 12 日
土砂流出防備	北海道川上郡弟子屈町	10	昭和 52 年 8 月 17 日
防風	北海道川上郡弟子屈町	59	昭和 4 年 5 月 5 日 昭和 46 年 1 月 10 日
保健	北海道釧路市	10	平成 16 年 2 月 13 日
風致	北海道釧路市	2,845	大正 7 年 12 月 18 日

風致	北海道釧路市	2,845	大正 7 年 12 月 18 日 昭和 7 年 10 月 12 日 昭和 26 年 6 月 5 日
----	--------	-------	---

(イ) 鳥獣保護区

変更無し

名称	位置	重複面積(ha)	指定年月日
道指定木倉岳鳥獣保護区	北海道網走郡津別町	500	昭和 58 年 3 月 31 日
道指定藻琴山鳥獣保護区	北海道網走郡美幌町	959	昭和 60 年 10 月 1 日
道指定神の子池鳥獣保護区	北海道斜里郡清里町	624	平成 26 年 10 月 1 日
道指定雌阿寒鳥獣保護区	北海道足寄郡足寄町	508	昭和 58 年 10 月 1 日
道指定阿寒湖鳥獣保護区	北海道釧路市	8,808	昭和 41 年 10 月 1 日
道指定ベンケー鳥獣保護区	北海道釧路市	515	昭和 40 年 10 月 1 日
道指定屈斜路鳥獣保護区	北海道川上郡弟子屈町	396	昭和 41 年 10 月 1 日
道指定屈斜路湖鳥獣保護区	北海道川上郡弟子屈町	8,524	昭和 49 年 10 月 1 日

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地	北海道足寄郡足寄町	平成 12 年 9 月 6 日
国指定特別天然記念物	阿寒湖のマリモ	北海道釧路市阿寒町	昭和 27 年 3 月 29 日
国指定特別天然記念物	タンチョウ	地域を定めず指定	昭和 27 年 3 月 29 日
国指定天然記念物	和琴ミンゼミ発生地	北海道川上郡弟子屈町	昭和 26 年 6 月 9 日
国指定天然記念物	クマガラ	地域を定めず指定	昭和 40 年 5 月 12 日
国指定天然記念物	オジロワシ	地域を定めず指定	昭和 45 年 1 月 23 日
町指定天然記念物	屈斜路マリゴケ	北海道川上郡弟子屈町	昭和 44 年 7 月 11 日

4 変更する公園区域

阿寒摩周国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 3 : 公園区域 (陸域) 変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
1 【図 1、(副図 1)】	拡張	北海道網走郡美幌町内 国有林網走南部森林管理署 31 林班、32 林班、35 林班、38 林班及び 2030 林班の各一部 北海道網走郡美幌町 字古梅の一部 北海道網走郡津別町内 国有林網走南部森林管理署 2037 林班、2038 林班、2041 林班、2042 林班、2044 林班から 2069 林班及び 2071 林班の全部並びに 2031 林班、2040 林班及び 2070 林班の各一部 北海道網走郡津別町 字上里の一部	屈斜路カルデラ南西側外輪山山麓に位置する上里地区周辺には、既存の公園区域と連続的かつまとまった北方針広混交林が存在し、屈斜路カルデラや雄阿寒岳、雌阿寒岳方面への優れた眺望が広がっている。 また、同区域内では、森林セラピーや自然観察等の質の高い公園利用が見込まれることから、既存区域と同等の資質を有する地域として一体的な風致の維持及び利用の促進を図るため公園区域を拡張する。	4,139 〔国 4,011〕 公 127 私 0

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
2 【図 2】	拡張	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署 100 林班の一部	既存の公園区域（第 1 種特別地域）に隣接してトドマツと広葉樹を中心とした針広混交林が広がっており、良好な状態が保たれている。当該地には雌阿寒岳の硫黄の影響で一年中黄色く濁った落差 20m の白藤の滝が存在している。また、レクリエーションの森として活用されており一定の利用者が存在し、本公園と一体的な利用が行われている。 このため、既存区域と同等の資質を有する地域として一体的な風致の維持及び利用の促進を図るため、公園区域を拡張する。	54 〔国 54〕 公 0 私 0
3 【図 3】	拡張	北海道川上郡弟子屈町 字札友内原野及び字美留和原野 の各一部	不明確な公園境界の明確化を図るため、区域線を変更することに伴い、公園区域を拡張する。	21 〔国 0〕 公 4 私 17
4 【図 4】	削除	北海道川上郡弟子屈町 字美留和の一部	公園区域の明確化を図るため、区域線を変更することに伴い、区域を削除する。	△8 〔国 0〕 公 0 私 △8
5 【図 5】	—	北海道釧路市内 国有林根釧西部森林管理署 2082 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、所有別（国・私）界となっているが、現状に即し所有別（国・国）界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
6 【図 5】	—	北海道釧路市 阿寒町シアンヌの一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、河川界となっているが、不明瞭であるため河川敷（含）界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
7 【図 5】	—	北海道釧路市 阿寒町シアンヌの一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、所有別（国・私）界となっているが、不明瞭であるため見透線界（河川敷境界線と私有林南西端を結ぶ線）に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
8 【図 6】	—	北海道網走郡大空町内 国有林網走南部森林管理署 260 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、小班界となっているが、現状に即し林班界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
9 【図 6】	—	北海道網走郡大空町内 国有林網走南部森林管理署 261 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、小班界となっているが、現状に即し林班界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
10 【図 7】	—	北海道斜里郡小清水町内 国有林網走南部森林管理署 339 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、小班界となっているが、現状に即し林班界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
11 【図 8】	—	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署 74 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、所有別（国・私）界となっているが、不明瞭であるため地番界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
12 【図 8】	—	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署 74 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、所有別（国・私）界及び地番界となっているが、現状に即し所有別（国・私）界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
13 【図 8】	—	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署 55 林班及び 67 林班の各一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、小班界となっているが、現状に即し林班界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
14 【図 9】	—	北海道川上郡標茶町内 国有林根釧西部森林管理署 3409 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、所有別（国・私）界となっているが、現状に即し小班界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
15 【図 10】	—	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署 4024 林班から 4026 林班までの各一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、林班界及び河川界となっているが、不明瞭であるため所有別（国・公）界とする。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
16 【図 8】	—	北海道白糠郡白糠町内 国有林根釧西部森林管理署 1133 林班の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、行政界となっているが、現状に即し小班界に変更する。）	— 〔国 —〕 公 — 私 —
			変更部分面積計	4,206 〔国 4,065〕 公 132 私 10
			変更前公園面積	95,072 (91,413) 〔国 70,354〕 (79,523) 公 10,464 (287) 私 14,255 (11,603)
			変更後公園面積	99,279 〔国 74,419〕 公 10,596 私 14,264

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

本公園は昭和9年12月4日に阿寒国立公園として指定され、昭和13年5月13日に特別地域の指定、昭和29年8月3日に特別保護地区の指定が行われている。公園計画については、昭和52年11月15日に再検討、昭和62年3月30日に第1次点検、平成5年1月28日に第2次点検、平成10年8月31日に第3次点検、平成25年3月12日に第4次点検、平成29年8月8日に阿寒摩周国立公園への名称変更及び第5次点検が行われたほか、令和3年4月9日に公園計画の一部変更が行われ、現在に至っている。

本公園では、平成28年度から国立公園満喫プロジェクトのモデル公園の一つとして、世界水準の“ナショナルパーク”としてのブランド化の取組を進めてきた。なかでも、主要利用拠点である「川湯温泉の再生及び新たな魅力のブランド化」には重点的に取り組んでおり、これまでに廃屋となった大型ホテルの解体撤去と跡地への新たな民間宿舎事業者公募のほか、地区を特徴付ける温泉川において住民主体の清掃・歩道整備などを行った。また、令和5年度には地元自治体（弟子屈町）が主体となって、川湯温泉のまちづくりの方向性や将来像を示す「阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン」を策定してまちづくりを進めている。

また、ロングトレイルネットワークづくりにも取り組んでおり、道東の3つの国立公園を結ぶ“北海道東トレイル”が令和6年10月5日に開通し、利用者が阿寒摩周国立公園をはじめとする道東の自然や風土を堪能できる質の高い利用体験の提供や地域の価値の向上が期待される。その他、利用拠点の施設の上質化や基盤となる自然景観・自然生態系の保護・保全が求められている。

これら既存の公園区域を取り巻く状況の変化に伴い、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用の増進を図るため、公園計画の点検を行うものである。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

変更後	変更前
(1) <u>風致景観および自然環境</u> 阿寒摩周国立公園は、北海道東部の中央に位置し、千島火山帯の活動によってできた阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラ地形を基盤とする火山、森、湖が織りなす広大で豊かな原生的な景観を有している。それぞれの主要景観は次の通りである。 ■阿寒カルデラ 阿寒湖、オンネトー、ペンケトー、パンケトー、太郎湖、次郎湖等の湖沼と溪流、雄阿寒岳、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳、木禽岳等の火山、地表を覆う原生林とマリモ ■屈斜路カルデラ 世界有数の大カルデラと屈斜路湖、<u>津別峠</u>より美幌峠、藻琴山を越えて連なる雄大な外輪山壁、アトサヌプリ火山群と、川湯、仁伏、砂湯、池ノ湯、和琴の温泉群、硫黄山山麓の植物群落、アカエゾマツ群落 ■摩周カルデラ 摩周湖、カムイヌプリ、西別岳と周辺山麓の植生	(1) <u>景観型式及びその特性</u> 阿寒摩周国立公園は、北海道東部の中央に位置し、千島火山帯の活動によってできた阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラ地形を基盤とする火山、森、湖が織りなす広大で豊かな原生的な景観を有している。それぞれの主要景観は次の通りである。 ■阿寒カルデラ 阿寒湖、オンネトー、ペンケトー、パンケトー、太郎湖、次郎湖等の湖沼と溪流、雄阿寒岳、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳、木禽岳等の火山、地表を覆う原生林とマリモ ■屈斜路カルデラ 世界有数の大カルデラと屈斜路湖、<u>サマツカリヌプリ</u>より美幌峠、藻琴山を越えて連なる雄大な外輪山壁、アトサヌプリ火山群と、川湯、仁伏、砂湯、池ノ湯、和琴の温泉群、硫黄山山麓の植物群落、アカエゾマツ群落 ■摩周カルデラ 摩周湖、カムイヌプリ、西別岳と周辺山麓の植生

ア 地形地質

現在の阿寒摩周地域一帯に見られる火山は、地球の歴史からいえば最も新しい第四紀（約 260 万年前から現代）に生成された火山が主であるが、その新しい火山の下部にはさらに古い第三紀（6,500 万年前～260 万年前）の火山のなごりとどめる へんきゅうあんざんがん 変朽安山岩 が広く分布している。

阿寒・屈斜路火山群は、阿寒、摩周、屈斜路の 3 つのカルデラが中心となってできあがっており、それぞれ阿寒湖、摩周湖、屈斜路湖の美しい湖を形成している。一般にカルデラの成因は、火山活動により極めて大量の噴出物が軽石火山灰として一時に放出されるため、地下のマグマの圧力が減り、支えを失って山体が陥没するものと考えられている。しかし、陥没しただけでその活動は終わらず、カルデラの中心部や周辺部に再び小火山を生成するのが通例で、屈斜路湖の中島、和琴半島、アトサヌプリ火山群、摩周湖の中島、摩周岳、阿寒湖周辺の雄阿寒岳、雌阿寒岳、フップシ岳等、いずれもこのような小火山に相当するものである。

火山地帯に温泉があるのは通例であるが、阿寒摩周地域一帯もその例にもれず、和琴、池ノ湯、砂湯、仁伏、川湯、上里、雄阿寒、阿寒湖畔、雌阿寒など、各地に多くの温泉がある。泉質は単純泉、食塩泉、みょうばん泉、硫黄泉などである。このうち川湯温泉は、硫黄山を熱源とし地下水が熱せられて温泉となるものと考えられており、pH1.0 から 2.2 という強い酸性泉である。

ア 地形地質

現在の阿寒摩周地域一帯に見られる火山は、地球の歴史からいえば最も新しい第四紀（約 260 万年前から現代）に生成された火山が主であるが、その新しい火山の下部にはさらに古い第三紀（6,500 万年前～260 万年前）の火山のなごりとどめる へんきゅうあんざんがん 変朽安山岩 が広く分布している。

阿寒・屈斜路火山群は、阿寒、摩周、屈斜路の 3 つのカルデラが中心となってできあがっており、それぞれ阿寒湖、摩周湖、屈斜路湖の美しい湖を形成している。一般にカルデラの成因は、火山活動により極めて大量の噴出物が軽石火山灰として一時に放出されるため、地下のマグマの圧力が減り、支えを失って山体が陥没するものと考えられている。しかし、陥没しただけでその活動は終わらず、カルデラの中心部や周辺部に再び小火山を生成するのが通例で、屈斜路湖の中島、和琴半島、アトサヌプリ火山群、摩周湖の中島、摩周岳、阿寒湖周辺の雄阿寒岳、雌阿寒岳、フップシ岳等、いずれもこのような小火山に相当するものである。

火山地帯に温泉があるのは通例であるが、阿寒地帯もその例にもれず、和琴、池ノ湯、砂湯、仁伏、川湯、雄阿寒、阿寒湖畔、雌阿寒など、各地に多くの温泉がある。泉質は単純泉、食塩泉、みょうばん泉、硫黄泉などである。このうち川湯温泉は、硫黄山を熱源とし地下水が熱せられて温泉となるものと考えられており、pH1.0 から 2.2 という強い酸性泉である。

イ 地被
(略)

ウ 特殊景観
(略)

イ 地被
(略)

ウ 特殊景観
(略)

<u>(2) ビジョン及び管理運営方針</u> <u>ア ビジョン</u> <u>本公園は、テーマである「日本最大のカルデラ地形、火山、森、湖が生み出す広大な景観」が示すとおり広大かつ原生的な景観を特徴とし、その構成要素である多くの山岳、湖沼・河川、豊かな森林植生、野生生物等に恵まれた国立公園である。自然環境のみならず、整備が進んだ道路を利用したドライブ、ロングトレイルを含む自然散策、登山、釣り、カヌー、遊覧船による湖の利用、温泉入浴や宿舎での滞在等多種多様な利用形態で自然を楽しむことができ、多数の利用者の受け入れが可能な条件も満たしている。</u> <u>これらの資質を踏まえ、本公園では、広大かつ原生的な景観の中での自然体験や文化的体験を通じて、公園利用者や地域住民がこれまで以上に自然や環境を慈しみ、それらを保全することの重要性を認識し、自主的な行動変容に結び付くような場を提供する。</u> <u>そのため、本公園の最大の特徴である「日本最大のカルデラ地形、火山、森、湖が生み出す広大かつ原生的な景観」を普遍的な価値として、その恵みを享受し続けられるよう自然資源を保全するとともに、地域で受け継がれてきた自然と共生する理念を伝え、将来世代に継承する。</u> <u>また、来訪者が地域ならではの自然資源や文化を堪能し、気づきや学びにつながる質の高い体験の提供に努めるとともに、利用拠点景観改善や快適性の向上を図る。</u> <u>これらの取組について、相互に独立したものではなく保護と利用</u>	<新設>
--	-------------------

が好循環を生み出す仕組みづくりを通じて目的を達成するとともに、取組を通じて地域における課題の解決に貢献し、住民がここで暮らし続けたいと思う地域づくりにも寄与する。

イ 管理運営方針

ビジョンの実現に向け、地方公共団体の景観条例や景観計画、広告物条例等と相互に連携し、優れた景観の維持・形成を推進するとともに、関係機関と連携し、公共工事において、民間の模範となる景観配慮を推進する。また、天然記念物の保護の取組、生態系維持回復事業等に、多様な主体と連携しながら継続的に取り組み、本公園の原生的景観を構成する生態系の健全性を確保する。

利用の推進については、国立公園の保護と利用の好循環の仕組みづくりにより、優れた自然を守り地域活性化を図る「国立公園満喫プロジェクト」に継続的に取り組むほか、地元自治体主導のエコツーリズムやゼロカーボンパークの推進に連携して取り組み、持続可能な観光地づくりを目指す。

<新設>

(3) 保護に関する事項

- ア 本公園はカルデラ景観とこれを覆う亜寒帯性森林、高山植生、火山現象等の原生的景観地域を多く包含しており、これらの地学的景観及び植生等の保護に重点を置くものとする。また、世界で唯一となった球状マリモの群生地である阿寒湖においては、かつての生育地の復元を進める。
- イ 雌阿寒岳の中心部、雄阿寒岳と阿寒湖の一部、硫黄山一帯、摩周湖とその周辺部については本公園の景観の核心部であり特別保護地区として厳正な保護を図る。
- ウ 雌阿寒岳山腹部とオンネトー周辺、フップシ岳山頂部、阿寒湖一帯、屈斜路湖一帯、和琴半島、藻琴山から美幌峠へかけての外輪山山稜部、摩周外輪山山稜部及び主要利用ルート沿線の一部等については、特別保護地区に次いで景観上重要な地域であることから、第1種特別地域とする。
- エ 阿寒カルデラ、屈斜路カルデラの各外輪山山麓を形成する一帯、木禽岳周辺、フップシ岳山腹、湯沼周辺等と和琴、川湯、阿寒湖畔の各主要利用地点及び利用ルート沿線の一部については、特別保護地区、第1種特別地域を中心とし、一体的な景観を構成する地域であり、また利用者の可視領域でもあることから、風致の維持と育成を図るため、第2種特別地域とする。
- オ 雌阿寒岳の東麓の白水川流域、屈斜路カルデラ東部、上里の一部等については、農林業との調整を図りながら、全般的な風致の維持を図るため、第3種特別地域とする。

(2) 保護の方針

- ア 本公園はカルデラ景観とこれを覆う亜寒帯性森林、高山植生、火山現象等の原的景観地域を多く包含しており、これらの地学的景観及び植生等の保護に重点を置くものとする。また、世界で唯一となった球状マリモの群生地である阿寒湖においては、かつての生育地の復元を進める。
- イ 雌阿寒岳の中心部、雄阿寒岳と阿寒湖の一部、硫黄山一帯、摩周湖とその周辺部については本公園の景観の核心部であり特別保護地区として厳正な保護を図る。
- ウ 雌阿寒岳山腹部とオンネトー周辺、フップシ岳山頂部、阿寒湖一帯、屈斜路湖一帯、和琴半島、藻琴山から美幌峠へかけての外輪山山稜部、摩周外輪山山稜部及び主要利用ルート沿線の一部等については、特別保護地区に次いで景観上重要な地域であることから、第1種特別地域とする。
- エ 阿寒カルデラ、屈斜路カルデラの各内壁を形成する一帯、木禽岳周辺、フップシ岳山腹、湯沼周辺等と和琴、川湯、阿寒湖畔の各主要利用地点及び利用ルート沿線の一部については、特別保護地区、第1種特別地域を中心とし、一体的な景観を構成する地域であり、また利用者の可視領域でもあることから、風致の維持と育成を図るため、第2種特別地域とする。
- オ 雌阿寒岳の東麓の白水川流域、屈斜路カルデラの北東部等については、農林業との調整を図りながら、全般的な風致の維持を図るため、第3種特別地域とする。

カ 雌阿寒岳山腹部とオンネトー周辺、フップシ岳、屈斜路湖一帯、藻琴山から美幌峠へかけての外輪山山稜部、摩周外輪山山稜部、阿寒カルデラの各内壁を形成する一体、木禽岳周辺等については、野生動植物を始めとする自然環境の保護及び静穏の維持のため、乗り入れ規制区域とする。

カ 雌阿寒岳山腹部とオンネトー周辺、フップシ岳、屈斜路湖一帯、藻琴山から美幌峠へかけての外輪山山稜部、摩周外輪山山稜部、阿寒カルデラの各内壁を形成する一体、木禽岳周辺等については、野生動植物を始めとする自然環境の保護及び静穏の維持のため、乗り入れ規制区域とする。

(4) 利用に関する事項

ア 本公園の原始性を尊重するとともに、特徴ある火山景観、植物景観等が容易に探勝、観察できるよう必要施設を配置し、保護と利用の調和が図られるよう計画するものとする。

イ 川湯、和琴、阿寒湖畔については、集団施設地区として、各地区の性格に沿って必要な施設を計画する。

ウ 単独施設については、展望及び探勝のための園地等の計画に重点を置くものとする。

エ 道路のうち車道については、既に大部分が整備済であるが、歩道については、各集団施設地区等の利用拠点より派生し、興味地点を探勝又は登山するためのものとして計画に重点を置くとともに、釧路湿原国立公園から知床国立公園を結ぶロングトレイルたる北海道東トレイルの一部として本公園の価値が最大限伝わる路線を計画する。

オ 本公園内においてエコツアーリズム全体構想の策定や、同構想に基づき実施されるエコツアーについては積極的に推進するとともに、エコツアーの拠点たる施設については適正な規模で必要な施設を計画する。

(3) 利用の方針

ア 本公園の原始性を尊重するとともに、特徴ある火山景観、植物景観等が容易に探勝、観察できるよう必要施設を配置し、保護と利用の調和が図られるよう計画するものとする。

イ 川湯、和琴、阿寒湖畔については、集団施設地区として、各地区の性格に沿って必要な施設を計画する。

ウ 単独施設については、展望及び探勝のための園地等の計画に重点を置くものとする。

エ 道路のうち車道については、既に大部分が整備済であるが、歩道については、興味地点を探勝又は登山するためのものを中心としつつ、本公園が将来的にひがし北海道の3空港をつなぐロングトレイルの結節点となるよう、公園内の歩道をネットワークでつなぐよう計画する。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 5 : 特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
北海道	網走郡美幌町内 国有林網走南部森林管理署 6 林班、17 林班から 22 林班まで、25 林班及び 27 林班から 29 林班まで、 <u>31 林班、32 林班、35 林班、38 林班及び 2030 林班の各一部</u>	1,398 (国 1,395 公 3 私 0)	網走郡美幌町 字古梅の一部	<u>1,287</u> (1,281)
	網走郡美幌町 字古梅の一部		網走郡美幌町内 国有林網走南部森林管理署 6 林班、17 林班から 22 林班まで、25 林班及び 27 林班から 29 林班までの各一部	

網走郡津別町内	国有林網走南部森林管理署 <u>2037 林班、 2038 林班、2041 林班、2042 林班及び 2044 林班から 2071 林班までの全部並びに 2031 林班、2040 林班、2089 林班から 2092 林班まで、2098 林班、2099 林班、2102 林班、2125 林班、2126 林班、2135 林班 から 2137 林班まで、2180 林班、2183 林 班、2203 林班、2204 林班、2207 林班、 2208 林班及び 2216 林班の各一部</u>	5,364	網走郡津別町内	国有林網走南部森林管理署 2070 林班、 2089 林班から 2092 林班まで、2098 林 班、2099 林班、2102 林班、2125 林班、 2126 林班、2135 林班から 2137 林班ま で、2180 林班、2183 林班、2203 林班、 2204 林班、2207 林班、2208 林班及び 2216 林班の各一部									
網走郡津別町	字上里の一部	<table><tr><td>国</td><td>5,237</td></tr><tr><td>公</td><td>127</td></tr><tr><td>私</td><td>0</td></tr></table>	国	5,237	公	127	私	0			<table><tr><td>1,337</td></tr><tr><td>(1,283)</td></tr></table>	1,337	(1,283)
国	5,237												
公	127												
私	0												
1,337													
(1,283)													

	足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署 55 林班、56 林班、67 林班、68 林班、74 林班から 76 林班まで、101 林班及び 102 林班の全部並びに 73 林班、94 林班、100 林班及び 105 林班の各一部 足寄郡足寄町 字上螺湾及び字茂足寄の各一部	4,386 (国 4,333) 公 24 私 29	足寄郡足寄町 字上螺湾及び字茂足寄の各一部 足寄郡足寄町内 <u>オンネトーの全部</u> 国有林十勝東部森林管理署 55 林班、56 林班、67 林班、68 林班、74 林班から 76 林班まで、101 林班及び 102 林班の全部並びに 73 林班、94 林班、100 林班及び 105 林班の各一部	4,332 (4,355)
			変更部分面積合計	4,193 (国 4,065) 公 127 私 0)
			変更前特別地域面積	73,541 (72,863) (国 57,381) (66,561) 公 9,838 (67) 私 6,323 (6,235)

	変更後特別地域面積	77,734 〔国 61,446〕 公 9,966 私 6,323
--	-----------	--

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 6 : 特別保護地区変更表)

番 号	区分	内 容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
1 【図 1】	-	凡 例 の 修 正	雄阿寒岳及び阿 寒湖の一部	北海道釧路市 阿寒町チクショベ ツの一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区 域線の凡例を変更する（現状、小班界となっ ているが、現状に即し小班延長線界に変更す る）。	-
2 【図 2】	-	凡 例 の 修 正	雄阿寒岳及び阿 寒湖の一部	北海道釧路市内 阿寒湖の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区 域線の凡例を変更する（現状、国有林界から 沖合50m線界となっているが、不明瞭である ため所有別（国・公）界から沖合50m線界に 変更する）。	-
3 【図 2】	-	凡 例 の 修 正	雄阿寒岳及び阿 寒湖の一部	北海道釧路市内 阿寒湖の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区 域線の凡例を変更する（現状、岬先端と国有 林界から沖合50mの点を結ぶ線界となってい るが、不明瞭であるため見透線界（所有別 （国・公）界から沖合50mの点と岬先端）に変 更する）。	-

4 【図2】	-	凡例の修正	雄阿寒岳及び阿寒湖の一部	北海道釧路市内 国有林根釧西部森 林管理署2129林班 の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、所有別（国・国）界となっているが、現状に即し所有別（国・公）界に変更する）。	-
5 【図3】	-	凡例の修正	雄阿寒岳及び阿寒湖の一部	北海道釧路市 阿寒町オクルシュ べの一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界となっているが、現状に即し所有別（国・国）界に変更する）。	-
6 【図4】	-	凡例の修正	硫黄山	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森 林管理署4279林班 及び4280林班の各 一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界となっているが、現状に即し小班延長線界及び所有別（国・国）界に変更する）。	-
7 【図4】	-	凡例の修正	硫黄山	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森 林管理署4299林班 の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界となっているが、現状に即し林班界に変更する）。	-
8 【図4】	-	凡例の修正	硫黄山	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森 林管理署4281林班 の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、林班界及び小班界となっているが、現状に即し所有別（国・私）界に変更する）。	-

9 【図4】	-	凡例の修正	硫黄山	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4280林班及び4281林班の各一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界となっているが、現状に即し所有別（国・公）界及び小班延長線界に変更する）。	-
					変更部分面積計	- 国 - 公 - 私 -
					変更前特別保護地区面積	10,194 (10,460) 国 9,895 (10,455) 公 289 (0) 私 10 (5)
					変更後特別保護地区面積	10,194 国 9,895 公 289 私 10

※区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第1種特別地域変更表)

番 号	区分	内 容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
10 【図5】	-	凡例の修正	阿寒湖及び周辺地域	北海道釧路市 阿寒町シュリコマベツの一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線から100m線界となっているが現状に即し小班界及び道路変曲点（カーブ地点）から100m線界に変更する）。	-
11 【図6】	-	凡例の修正	道路沿線（釧路市阿寒町シュリコマベツ）	北海道釧路市 阿寒町シュリコマベツの一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界となっているが、現状に即し所有別（国・私）界に変更する）。	-
12 【図6】	-	凡例の修正	道路沿線（釧路市阿寒町シュリコマベツ）	北海道釧路市 阿寒町シュリコマベツの一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界となっているが、現状に即し所有別（国・私）界に変更する）。	-
13 【図7】	-	凡例の修正	道路沿線（釧路市阿寒町シュリコマベツ）	北海道釧路市 阿寒町シュリコマベツの一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、送電線界となっているが送電線の撤去が行われるため民有林界、見透線界に変更する）。	-

14 【図8】	-	凡例の修正	屈斜路湖北西外輪山	北海道網走郡大空町内 国有林網走南部森林管理署18林班の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、行政界となっているが、不明瞭であるため林班界に変更する）。	-
15 【図9】	-	凡例の修正	屈斜路湖及び沿岸	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4308林班の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、所有別（国・私）界となっているが、現状に即し所有別（国・公）界に変更する）。	-
16 【図10】	-	凡例の修正	川湯温泉市街周辺	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4279林班の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、所有別（国・私）界となっているが、現状に即し所有別（国・国）界に変更する）。	-

17 【図10】	-	凡例の修正	川湯温泉市街周辺	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4280林班の一部 北海道川上郡弟子屈町 川湯温泉の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、所有別（国・国）界となっているが、現状に即し所有別（国・私）界、道路敷（除）界、道路敷（除）延長線界に変更する）。	-
18 【図8】	-	凡例の修正	屈斜路湖及び沿岸	北海道川上郡弟子屈町内 屈斜路湖の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、所有別（国・国）界となっているが、不明瞭であるため汀線界に変更する）。	-
19 【図8】	-	凡例の修正	屈斜路湖北西外輪山	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4185林班の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界となっているが、現状に即し林班界に変更する）。	-
20 【図10】	-	凡例の修正	川湯温泉市街周辺	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4278林班の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、所有別界（国有林界）、河川界となっているが、不明瞭であるため所有別（国・国）界、所有別（国・公）界、小班界に変更する）。	-

	変更部分面積計	- 国 - 公 - 私 -
	変更前第 1 種特別地域面積	20,992 (20,718) 国 10,632 (19,303) 公 9,304 (30) 私 1,056 (1,385)
	変更後第 1 種特別地域面積	20,992 国 10,632 公 9,304 私 1,056

※区域の精査及びG I S ソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
21 【図11－ (副図 11)】	拡張	特別地域の拡張	津別川上流部	北海道網走郡美幌町内 国有林網走南部森林管理署31林班、32林班、35林班、38林班及び2030林班の各一部 北海道網走郡美幌町字古梅の一部	屈斜路カルデラ南西側外輪山及び阿寒カルデラ北東側外輪山の外側に位置する上里地区は津別川の上流部であり、ミズナラ、ハルニレ、シナノキやダケカンバ等の落葉広葉樹と、エゾマツやトドマツ等の針葉樹からなる針広混交林が形成されており、林床にはクマイザサが密生しており、隣接する公園区域と同等の資質を有する。 付近には津別峠展望台があり、屈斜路カルデラや雄阿寒岳、雌阿寒岳が眺望対象となっており、公園区域と一体的な利用がされていることから、上里地区周辺の風致を維持するため特別地域を拡張する。	

				(続き) 北海道網走郡津別町 内 国有林網走南部森林 管理署 2037 林班、 2038 林班、2041 林 班、2042 林班、2044 林班から 2047 林 班、2053 林班から 2061 林班まで、 2064 林班、2065 林 班及び 2069 林班の 全部並びに 2031 林 班、2040 林班、2049 林班から 2052 林班 まで、2062 林班、 2066 林班及び 2070 林班の各一部 北海道網走郡津別町 字上里の一部		3, 241 〔 国 3, 155 〕 公 86 私 0
--	--	--	--	--	--	--

22 【図12】	拡張	特別地域の拡張	白藤の滝	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署 100 林班の一部	既存の公園区域（第1種特別地域）に隣接してトドマツと広葉樹を中心とした針広混交林が広がっており、良好な状態が保たれている。当該地には雌阿寒岳の硫黄の影響で一年中黄色く濁った落差 20m の白藤の滝が存在している。また、レクリエーションの森として活用されており一定の利用者が存在し、本公園と一体的に利用されている。このため、既存区域と同等の資質を有する地域として一体的な風致の維持及び利用促進を図るため、特別地域を拡張する。	54 〔 国 54 公 0 私 0 〕
23 【図13】	-	凡例の修正	ヒョウタン沼及び周辺地域	北海道釧路市内 ヒョウタン沼の全部 北海道釧路市 阿寒町オクルシュベの一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路敷（除）界となっているが、不明瞭であるため林班界に変更する）。	-
24 【図14】	-	凡例の修正	雌阿寒岳南西側山腹	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署 55 林班の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、林班界となっているが、現状に即し小班界に変更する）。	-

25 【図 9】	-	凡 例 の 修 正	屈斜路湖西岸及 びサワレンチサッ プ周辺	北海道川上郡弟子屈 町内 国有林根釧西部森 林管理署4193林班 の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存 区域線の凡例を変更する（現状、小班界と なっているが、現状に即し所有別（国・ 私）界に変更する）。	-
26 【図10】	-	凡 例 の 修 正	川湯温泉	北海道川上郡弟子屈 町 字跡佐登の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存 区域線の凡例を変更する（現状、見透線界 となっているが、不明瞭であるため見透線 界（国有林 4278 林班に小班南西側頂点とほ 小班南東側頂点）に変更する）。	-

変更部分面積計	3,295 〔国 3,209〕 公 86 私 0
変更前第2種特別地域面積	25,046 (24,299) 〔国 20,545〕 (20,548) 公 176 (16) 私 4,326 (3,735)
変更後第2種特別地域面積	28,341 〔国 23,754〕 公 262 私 4,326

※区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名 称	変更部分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
27 【図11－ (副図 11)】	拡張	特別地域の拡張	上里	北海道網走郡津別町内 国有林網走南部森林管理署2048林班、2063林班、2067林班、2068林班及び2071林班の全部並びに2049林班から2052林班まで、2062林班及び2066林班の各一部 北海道網走郡津別町字上里の一部	屈斜路カルデラ南西側外輪山及び阿寒カルデラ北東側外輪山の外側に位置する上里地区の山地下部の緩斜面にはアカエゾマツ等の植林地が見られ、谷地形周辺にはケヤマハンノキ、ミズナラ、ハルニレ及びヤナギ科の樹木等からなる落葉広葉樹林が形成されている。 屈斜路カルデラ稜線部や津別峠展望台からの阿寒方面の良好な眺望を確保するため、特別地域を拡張する。	898 〔国 856〕 公 41 私 0
28 【図15】	－	凡例の修正	川湯市街周辺	北海道川上郡弟子屈町 字跡佐登原野の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路敷（含）界となっているが、現状に即し地番界に変更する）。	－

29 【図 9】	-	凡 例 の 修 正	屈斜路カルデラ 南側外輪山	北海道川上郡弟子屈 町内 国有林根釧西部森 林管理署4118林班 の一部	地種区分の境界を明確にするため、既存区 域線の凡例を変更する（現状、所有別（国・ 私）界となっているが、現状に即し小班界に 変更する）。	-
					変更部分面積計	898 〔国 856〕 公 41 私 0
					変更前第3種特別地域面積	17,309 (17,386) 〔国 16,309〕 (16,225) 公 69 (21) 私 931 (1,110)
					変更後第3種特別地域面積	18,207 〔国 17,166〕 公 111 私 931

※区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

イ 関連事項

(ア) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域の一部を次のとおり変更する。

(表10：乗入れ規制区域及び期間変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更理由	変更面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	変更前 期間	変更後 期間
1 【図 1】	拡張	雌阿寒岳 山麓及び 阿寒湖北 部	北海道足寄郡 足寄町内 国有林十勝 東部森林管 理署100林班 の一部	第2種特 別地域	公園区域の拡張に伴い、既存 乗り入れ規制区域に隣接し、ス ノーモービル等の乗入れにより 野生動植物をはじめとする自然 環境への影響が懸念される地域 について、乗入れ規制区域を拡 張する。	54	15,669	通年	変更な し
2 【図 2】	凡例 の修 正	藻琴山及 び美幌峠	北海道網走郡 大空町内 国有林網走 南部森林管 理署18林班 の一部	第1種特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、行政界となっているが、不 明瞭であるため林班界に変更す る）。	-	変更な し	通年	変更な し
3 【図 2】	凡例 の修 正	藻琴山及 び美幌峠	北海道川上郡 弟子屈町 字屈斜路の 一部	第1種特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、林班界となっているが、現 状に即し林班延長線界に変更す る）。	-	変更な し	通年	変更な し

4 【図 2】	凡例 の修 正	藻琴山及 び美幌峠	北海道川上郡 弟子屈町内 国有林根釧 西部森林管 理署 4185 林 班の一部	第 1 種特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、小班界となっているが、現 状に即し林班界に変更する）。	-	変更な し	通年	変更な し
5 【図 3】	凡例 の修 正	雌阿寒岳 山麓及び 阿寒湖北 部	北海道足寄郡 足寄町内 国有林十勝 東部森林管 理署 74 林班 の一部	第 1 種特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、所有別（国・私）界となっ ているが、不明瞭であるため地 番界に変更する）。	-	変更な し	通年	変更な し
6 【図 3】	凡例 の修 正	雌阿寒岳 山麓及び 阿寒湖北 部	北海道足寄郡 足寄町内 国有林十勝 東部森林管 理署 74 林班 の一部	第 3 種特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、所有別（国・私）界及び地 番界となっているが、現状に即 し所有別（国・私）界に変更す る）。	-	変更な し	通年	変更な し
7 【図 3】	凡例 の修 正	雌阿寒岳 山麓及び 阿寒湖北 部	北海道足寄郡 足寄町内 国有林十勝 東部森林管 理署 55 林班 及び 67 林班 の一部	第 2 種特 別地域、 第 3 種特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、小班界となっているが、現 状に即し林班界に変更する）。	-	変更な し	通年	変更な し

8 【図 3】	凡例 の修 正	雌阿寒岳 山麓及び 阿寒湖北 部	北海道白糠郡 白糠町内 国有林根釧 西部森林管 理署 1133 林 班の一部	第 2 種 特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、行政界となっているが、現 状に即し小班界に変更する）。	-	変更な し	通年	変更な し
9 【図 4】	凡例 の修 正	雌阿寒岳 山麓及び 阿寒湖北 部	北海道釧路市 阿寒町シュ リコマベツ の一部	第 1 種 特 別地域、 第 2 種 特 別地域	境界を明確にするため、既存 区域線の凡例を変更する（現 状、送電線界となっているが送 電線の撤去が行われるため、民 有林界及び見透線界に変更す る）。	-	変更な し	通年	変更な し
10 【図 5】	凡例 の修 正	雌阿寒岳 山麓及び 阿寒湖北 部	北海道釧路市 阿寒町チク ショベツの 一部	第 1 種 特 別地域	境界の明確化を図るため、既 存区域線の凡例を変更する（現 状、小班界となっているが、現 状に即し小班延長線界に変更す る）。	-	変更な し	通年	変更な し

※区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値である。

(イ) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表11：普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区 域	面積(ha)	区 域	面積(ha)
北海道	川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署 4024 林班から 4043 林班まで、4051 林班から 4054 林班まで、4057 林班から 4073 林班まで、4075 林班から 4087 林班まで、4102 林班から 4110 林班まで、4239 林班、4241 林班から 4251 林班まで、4259 林班から 4261 林班まで、4265 林班から 4268 林班まで、3404 林班、4270 林班及び 4271 林班の全部並びに 4055 林班、4056 林班、4074 林班、4118 林班、4262 林班から 4264 林班まで、4269 林班及び 4272 林班の各一部		川上郡弟子屈町 字屈斜路原野の全部並びに字奥春別、字美留和、字美留和原野、字札友内、字跡佐登、字跡佐登原野及び字屈斜路の各一部	
	川上郡弟子屈町 <u>字アトサヌプリ原野、字跡佐登、字跡佐登原野、字奥春別、川湯温泉、字屈斜路、字屈斜路原野、字屈斜路市街地、字札友内、字札友内原野、字美留和及び字美留</u>		川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署 4024 林班から 4043 林班まで、4051 林班から 4054 林班まで、4057 林班から 4073 林班まで、4075 林班から 4087 林班まで、4102 林班から 4110 林班まで、4239 林班、4241 林班から 4251 林班まで、4259 林班から 4261 林班まで、4265 林班から 4268 林班まで、4270 林班及び 4271 林班の全部並びに 4055 林班、4056 林班、4074 林班、4118 林班、4262 林班から 4264 林班まで、4269 林班及び 4272 林班の各一部	

	<u>和原野の各一部</u>	15,832 〔国 9,931〕 公 617 私 5,284〕		15,818 (12,754)
			変更部分面積合計	14 〔国 0〕 公 4 私 10〕
			変更前普通地域面積	21,531 (18,550) 〔国 12,973〕 (12,962) 公 626 (220) 私 7,932 (5,368)〕
			変更後普通地域面積	21,545 〔国 12,973〕 公 630 私 7,942〕

※区域の精査及びG I Sソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表11- 1：地域地区別土地所有別面積変更総括表) (単位 :面積ha、比率%)

地 域 区 分		特 別 地 域												普 通 地 域 (陸 域)			合 計 (陸 域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
地 種 区 分		特 別 保 護 地 区			第 1 種			第 2 種			第 3 種											
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	0	0	0
北海道 (合計)	土地所有別面積	9, 895	289	10	10, 632	9, 304	1, 056	23, 754	262	4, 326	17, 166	111	931	12, 973	630	7, 942	74, 419	10, 596	14, 264			
	地種区分別面積 (比率)	10, 194 (10. 3)			20, 992 (21. 1)			28, 341 (28. 5)			18, 207 (18. 3)			21, 545 (21. 7)			99, 279 (100. 0)					
	地域地区別面積 (比率)	10, 194 (10. 3)			67, 540 (68. 0)																	
	地域別面積 (比率)	77, 734 (78. 3)																				

※面積値は GIS ソフトを用いた再計算後の数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(表11- 2 ： 地域地区別市町村別面積変更総括表)

(単位：ha)

			現行									変更後									増減					
地域地区			特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域) (A)	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域) (B)	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')		
			特保	第1種	第2種	第3種	小計						特保	第1種	第2種	第3種	小計									
市町村名																										
北海道	釧路市		5,441	3,194	11,024	3,701	23,359	2,667	26,026	0	0	0	5,441	3,194	11,024	3,701	23,359	2,667	26,026	0	0	0	0	0		
	網走郡	美幌町	0	1,277	10	0	1,287	0	1,287				0	1,277	121	0	1,398	0	1,398				111			
		津別町	0	0	1,337	0	1,337	0	1,337				0	0	4,467	898	5,364	0	5,364				4,028			
		大空町	0	48	488	0	536	0	536				0	48	488	0	536	0	536				0			
		斜里郡	清里町	0	461	0	9	470	898				1,368	0	461	0	9	470	898				1,368		0	
	小清水町	0	450	443	0	894	0	894	0				450	443	0	894	0	894	0				0			
	足寄郡	足寄町	692	876	1,545	1,219	4,331	0	4,331				692	876	1,599	1,219	4,386	0	4,386				54			
	川上郡	標茶町	0	854	0	974	1,827	2,148	3,975				0	854	0	974	1,827	2,148	3,975				0			
		弟子屈町	3,882	13,292	9,816	11,408	38,397	15,818	54,215				3,882	13,292	9,816	11,408	38,397	15,832	54,229				14			
	白糠郡	白糠町	178	0	384	0	562	0	562				178	0	384	0	562	0	562				0			
	標津郡	中標津町	0	541	0	0	541	0	541				0	541	0	0	541	0	541				0			
	合計			10,194	20,992	25,046	17,309	73,541	21,531				95,072	0	0	0	0	0	3,295				898		4,193	14
10,194										20,992	28,341	18,207					77,734	21,545	99,279							

※区域の精査及びGIS ソフトを用いた面積の再計算後の数値である。

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

川湯集団施設地区及び阿寒湖畔集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 13：区域変更表)

番号	区分	名 称	告 示 年 月 日	変更部分 の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
1	拡張	川 湯	平成 5 . 1 . 28	北海道川上郡弟子屈町字 跡佐登及び川湯温泉の各 一部	当公園の利用拠点である川湯温泉街の再整備の基本的な方針を定めた阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン（令和 5 年 10 月、弟子屈町策定）において一体的に整備することとされた区域のうち、集団施設地区外の範囲を区域に編入する。また、不明確な境界の明確化に伴い区域線を変更するため、一部区域を拡張する。	1. 4	40. 4
2	削除	川 湯	平成 5 . 1 . 28	北海道川上郡弟子屈町字 跡佐登の一部	区域線と実際の河川界が異なっている部分について、不明確な境界の明確化に伴い区域線を変更するため、一部区域を削除する。	△0. 1	40. 4
3	凡例の 修正	川 湯	平成 5 . 1 . 28	北海道川上郡弟子屈町川 湯温泉の一部	公園区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、国有林界及び小班界となっているが、現状に即し道路敷（含）界及び国有林界に変更する。また、現状、道路界となっているが、不明瞭なため道路敷（除）界に変更する。）	－	変更なし
4	拡張	阿寒湖畔	令和 3 . 4 . 9	北海道釧路市阿寒町阿寒 湖温泉の一部	不明確な境界の明確化に伴い区域線を変更するため、一部区間を拡張する。	1. 2	95. 9
5	削除	阿寒湖畔	令和 3 . 4 . 9	北海道釧路市阿寒町阿寒 湖温泉の一部	阿寒湖畔駐車場事業が廃止され、今後の事業執行の見込みがないことから区域を削除する。また、不明確な境界の明確化に伴い区域線を変更するため、一部区域を削除する。	△5. 1	95. 9
6	凡例の 修正	阿寒湖畔	令和 3 . 4 . 9	北海道釧路市阿寒町阿寒 湖温泉の一部	区域の明確化を図るため、既存の区域線の凡例を変更する。（現状、送電線（除）界となっているが送電線の撤去が行われるため、民有林界及び見透線界に変更する。）	－	変更なし

※区域の精査及びG I S ソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、面積増減値は現行の公園計画書と値が一致しない場合がある。

(表 14：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計画目標	整備計画 区 及び基盤 施設	整 備 方 針	面 積 (ha)			
1	川 湯	北 海 道 川 上 郡 弟 子 屈町内 国 有 林 根 釧 西 部 森 林 管 理 署 4278 林 班 か ら 4280 林 班 ま で の各一部 北 海 道 川 上 郡 弟 子 屈 町 字 跡 佐 登 及 び 川 湯 温 泉 の各一部	本集団施設地区を本公園の東側の利用拠点として位置づけ、宿泊、温泉浴及び自然探勝等を主体とした施設の整備を図る。 <u>「阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン」(以下マスタープラン)」を踏まえた適正規模のまちづくりを行い、整備に当たっては、当該地区の特徴である温泉川を活かすことや、老朽施設や廃屋の撤去・更新、アカエゾマツ等の自然林に囲まれ、区域内にも樹木が多く配された「湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街」としての、区域内の環境保持及び空間・景観の整備等に努める。</u> <u>また、本地区において、ボランティアとして行われている自然解説(インタープリテーション)事業の推進や、道東の3つの国立公園を結ぶロングトレイルの情報発信拠点としての機能を有する施設の整備を図る。</u>	中 部 整 備 計 画 区	地区中央部に位置し、宿舎等が整備されている計画区で、 <u>宿泊や温泉浴等の利用の中心となる地区である。</u> <u>温泉川沿いなど自然豊かな空間で心地よい散策も楽しめる賑わい空間を創出するほか、廃屋化したホテル等の撤去跡地には、国立公園にふさわしい上質な宿舎その他の民間施設や、本集団施設地区の中心となる空間の整備を図る。</u> <u>また、建築物などの施設や設備の新設・改修、空間整備に当たっては、環境の保全及び町並み景観の維持向上に努める。</u>	28.2			
				北 部 整 備 計 画 区	<u>アカエゾマツの美林の保護に配慮しながら、林内に園地や園路、休憩所等の整備を図る。</u>	4.5			
				南 部 整 備 計 画 区	本地区内の自然探勝・ <u>自然体験の拠点</u> となる計画区である。 <u>ビジターセンターを中心として園地(野営場含む)、園路、駐車場、公衆便所等を整備する</u>	4.6			
				川 湯 整 備 計 画 区	<u>南部整備計画区とともに本集団施設地区の自然探勝の中心となる計画区である。散策や動植物観察、湯の川利用のための園地、園路等を整備する。</u>	3.2			
				排 水 施 設	湯の川及び屈斜路湖の水質汚濁防止のため、特定環境保全公共下水道 の導入を図る。				
				面 積 計			国	公	私
							13.6	17.7	9.1
							40.4		

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

3	阿寒湖畔	北海道釧路市内 国有林根釧西部森林管理署 2149 林班及び 2150 林班の各一部 北海道釧路市 阿寒町阿寒湖温泉、シアンヌ及びシュリコマベツの各一部	本地区は阿寒湖に面し、周囲はミズナラ、ハンノキ、アカエゾマツ等の針広混交林に囲まれた温泉地となっており、年間40 万人(令和 6 年度)の宿泊利用者がいる。 近年、旅行形態の変化や景観形成や街作りの取組みの推進等、本地区の社会的条件が変化している。その社会的変化に対応し、四季型の利用推進を図るとともに、これらの利用者が、単に風景を観賞するのみではなく、阿寒摩周国立公園の自然とふれあい、理解を深められるための拠点とする。	阿寒湖畔地区	公園西側の利用拠点として、四季型の利用推進を図るための施設整備を行う。 既存施設の充実を図るとともに、 <u>ビジターセンター</u> 、湖岸遊歩道、宿泊施設、園地、駐車場、野営場、スケート場等の整備を行う。 なお、施設の整備にあたっては、湖岸及び自然林の保護並びに各施設からの排水及び土砂の流出等による阿寒湖の水質汚濁の防止に努めるとともに、雄阿寒岳や阿寒湖等への眺望にも配慮するよう努める。			
				面積計				
					国	公	私	
					27.2	25.1	43.7	
						95.92		
						95.92		

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 15：単独施設表)

番号	種類	位 置	整備方針	告示年 月 日
51 【図 1】	園地	北海道網走郡津別町（津別峠）	屈斜路カルデラ及び雄阿寒岳、雌阿寒岳の展望及び休憩のための園地として整備する。	新規
52 【図 1】	園地	北海道網走郡津別町（上里）	上里地区周辺の自然探勝のための園地として整備する。	新規
53 【図 1】	宿舎	北海道網走郡津別町（上里）	上里地区周辺の自然探勝のための宿泊拠点として整備する。	新規
54 【図 2】	園地	北海道足寄郡足寄町（白藤の滝）	白藤の滝の自然探勝のための園地として整備する。	新規
55 【図 1】	宿舎	北海道川上郡弟子屈町（屈斜路）	屈斜路湖の観賞及び周辺の自然探勝のための温泉を活かした宿泊拠点として整備する。	新規
56 【図 3】	舟遊場	北海道川上郡弟子屈町（釧路川源流域）	釧路川源流域の無動力船による河川利用拠点として整備する。	新規

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を次のとおり変更する。

(表16：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理 由
番 号	路 線 名	区 間	主 要 経 過 地	告 示 年 月 日	番 号	路 線 名	区 間	主 要 経 過 地	整 備 方 針	
8 【図 1】	津別峠線	起点―北海道川上郡弟子屈町 (字屈斜路ウランコシ) 終点―北海道川上郡弟子屈町 (国有林根釧西部森林管 理署 2164 林班・国立公園 境界)	津別峠	昭和 52. 11. 15	8	津別峠線	起点―北海道川上郡弟子屈町 (字屈斜路ウランコシ) 終点―北海道網走郡津別町 (津別峠展望台・車道終点) 終点―北海道網走郡津別町 (字上里・車道終点)	津別峠	上里地区から津別峠を經由し、弟 子屈町へ連絡するための道路及 び津別峠展望台に到達するた めの道路として整備する。	公園区域の拡 張に伴い、既存車 道の延長を行う もの。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表17：道路（歩道）追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
24 【図1】 【図4】 【図5】 【図6】 【図7】 【図8】	北海道東トレイル線	起点—北海道川上郡弟子屈町 （トンコタンカルナイ川河口・歩道分岐点） 終点—北海道川上郡弟子屈町（川湯温泉・歩道分岐点） 起点—北海道川上郡弟子屈町（川湯温泉駅・歩道合流点） 終点—北海道川上郡弟子屈町（美留和・歩道分岐点） 起点—北海道川上郡弟子屈町（コタン・歩道分岐点） 終点—北海道川上群弟子屈町（美留和・国立公園境界） 起点—北海道川上郡弟子屈町（ウランコシ・歩道分岐点） 終点—北海道網走郡津別町（津別峠展望台・歩道合流点） 起点—北海道川上郡弟子屈町 （国有林根釧西部森林管理署4074林班・国立公園境界） 終点—北海道釧路市（ひょうたん沼入り口・歩道分岐点） 起点—北海道釧路市（阿寒湖畔集団施設地区） 終点—北海道足寄郡足寄町（オンネトー・歩道分岐点）	屈斜路湖畔 石山 屈斜路湖畔 津別峠 双岳台 双湖台 阿寒湖畔 雌阿寒温泉	北海道東トレイルの一部として整備する。	新規

次の歩道を削除する
 (表18：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間	主 要 経過地	告示年月日	理由
23 【図 11】	美留和摩周湖線	起点―北海道川上郡弟子屈町 （美留和・歩道分岐点） 終点―北海道川上郡弟子屈町 （摩周湖第一展望台・歩道合流点）	摩周湖	令和 3 . 4 . 9	当該路線と隣接する北海道自然歩道線道路を活用して北海道東トレイルが整備されており、当該歩道を整備する見込みがなくなったため。

次の歩道を次のとおり変更する。
 (表19：道路（歩道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主 要 経過地	告 示 年月日	番号	路線名	区間	主 要 経過地	整備方針	
5 【図 12】	オンネトー 湯の滝線	起点―北海道足寄郡足寄町 （雌阿寒温泉） 終点―北海道足寄郡足寄町 （湯の滝） 終点―北海道足寄郡足寄町 （オンネトー・歩道合流点）	オンネトー オンネトー展望 台	昭和 62. 3 . 30	5	オンネ トー湯 の滝線	起点―北海道足寄郡足寄町 （雌阿寒温泉・歩道分岐点） 終点―北海道足寄郡足寄町 （湯の滝） 終点―北海道足寄郡足寄町 （オンネトー・歩道合流点）	オンネトー オンネトー 展望台	オンネトー及び 湯の滝の探勝歩道 として整備する。	当該歩道計画と北 海道東トレイル線の ルートを区別するた めに起点を変更す る。
10 【図 13】	屈斜路湖周 回線	起点―北海道川上郡弟子屈町 （字サワンチサップ） 終点―北海道川上郡弟子屈町 （和琴半島）	碯石浜 仁伏	令和 3 . 4 . 9	10	屈 斜 路 湖 周 回 線	起点―北海道川上郡弟子屈町 （碯石浜・歩道合流点） 終点―北海道川上郡弟子屈町 （川湯集団施設地区） 終点―北海道川上郡弟子屈町 （和琴半島） 終点―北海道川上郡弟子屈町 （オンネシレト川河口北側・ 歩道合流点）	マリゴケ浜 仁伏 砂湯 池ノ湯 コタン 和琴半島	屈斜路湖の湖岸 の探勝及び北海道 東トレイルの一部 として和琴半島や 川湯温泉等に到達 するための歩道と して整備する。	北海道東トレイル としての整備を想定 していたが、今後整 備の見込みがないた め、オンネシレト川 河口北側・歩道合流 点から碯石浜西側ま でを削除する。

17 【図 14】	神の子池摩 周湖探勝線	起点―北海道斜里郡清里町 （神の子池園地） 終点―北海道斜里郡清里町 （裏摩周展望台・歩道合流 点）	神の子池 裏摩周展望台 摩周湖	令和 3 . 4 . 9	17	神 の 子 池 摩 周 湖 探 勝 線	起点―北海道斜里郡清里町 （国立公園境界） 終点―北海道斜里郡清里町 （裏摩周展望台・歩道合流 点）	神の子池 裏摩周展望 台 摩周湖	北海道東トレイ ルの一部として、 緑方面から神の子 池及び裏摩周展望 台への到達並びに 摩周湖の展望のた めの歩道として整 備する。	北海道東トレイル の一部として整備す るため、緑方面から 神の子池をつなぐ区 間を延長する。
--------------	----------------	--	-----------------------	-----------------	----	------------------------------	--	---------------------------	---	--

5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 19 : 参考事項変更表)

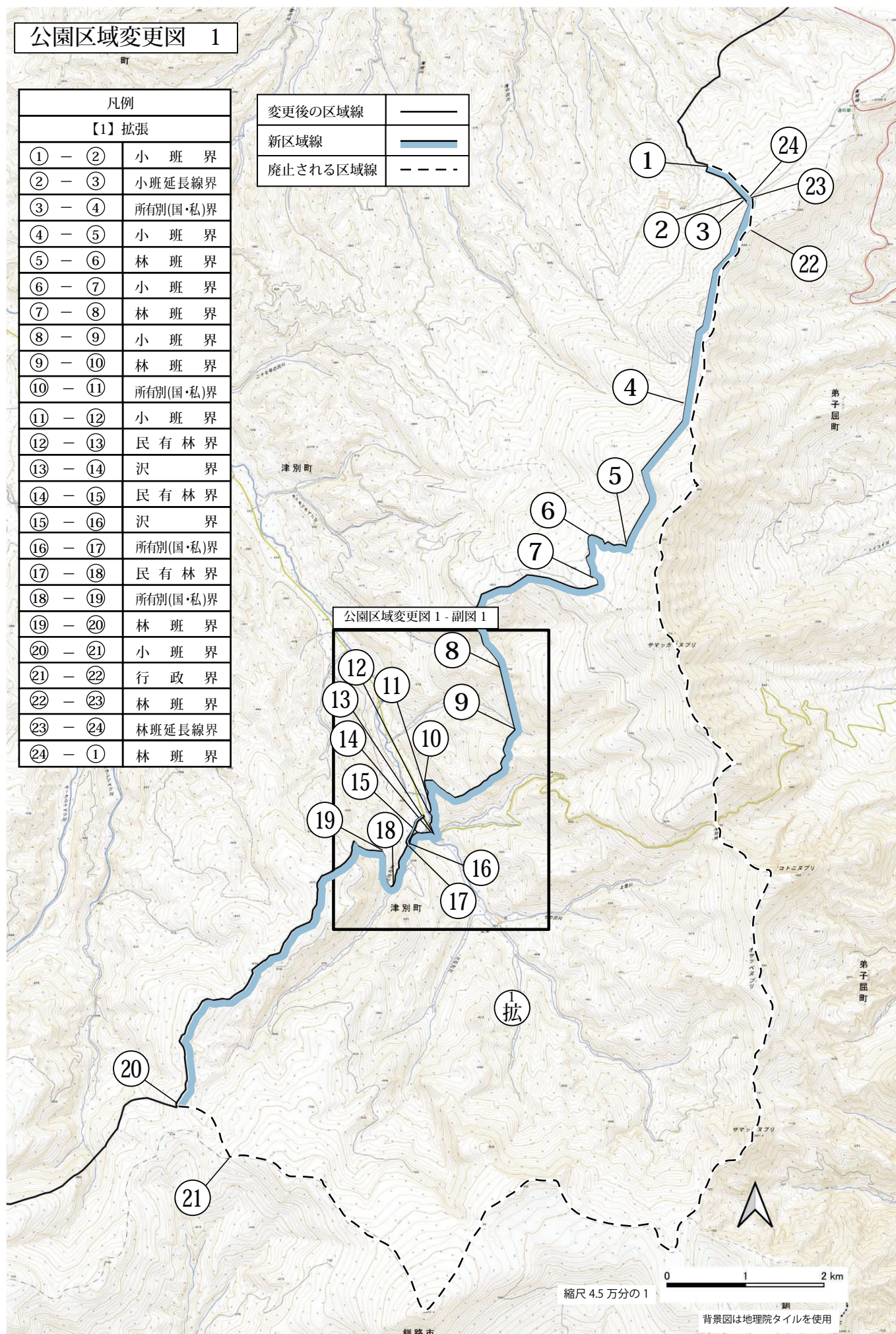
変 更 前	変 更 後
(3) 過去の経緯 昭和 9 年 12 月 4 日 公園区域の指定 昭和 13 年 5 月 13 日 特別地域の指定 昭和 29 年 8 月 3 日 特別保護地区の指定 昭和 52 年 11 月 15 日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討) 昭和 62 年 3 月 30 日 公園計画の変更(第 1 次点検) 平成 2 年 12 月 1 日 公園計画の変更(乗入れ規制地域の指定) 平成 5 年 1 月 28 日 公園計画の変更(第 2 次点検) 平成 10 年 8 月 31 日 公園計画の変更(第 3 次点検) 平成 15 年 8 月 20 日 公園計画の変更(公園事業の変更) 平成 25 年 3 月 12 日 公園計画の変更(第 4 次点検) 平成 29 年 8 月 8 日 公園区域及び公園計画の変更(第 5 次点検)、阿寒摩周国立公園へ名称変更	(3) 過去の経緯 昭和 9 年 12 月 4 日 公園区域の指定 昭和 13 年 5 月 13 日 特別地域の指定 昭和 29 年 8 月 3 日 特別保護地区の指定 昭和 52 年 11 月 15 日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討) 昭和 62 年 3 月 30 日 公園計画の変更(第 1 次点検) 平成 2 年 12 月 1 日 公園計画の変更(乗入れ規制地域の指定) 平成 5 年 1 月 28 日 公園計画の変更(第 2 次点検) 平成 10 年 8 月 31 日 公園計画の変更(第 3 次点検) 平成 15 年 8 月 20 日 公園計画の変更(公園事業の変更) 平成 25 年 3 月 12 日 公園計画の変更(第 4 次点検) 平成 29 年 8 月 8 日 公園区域及び公園計画の変更(第 5 次点検)、阿寒摩周国立公園へ名称変更 <u>令和 3 年 4 月 9 日 公園計画の変更</u> <u>(乗入れ規制区域等の指定、保護施設計画、利用施設計画の変更)</u>

[illegible]

公園区域変更図 1

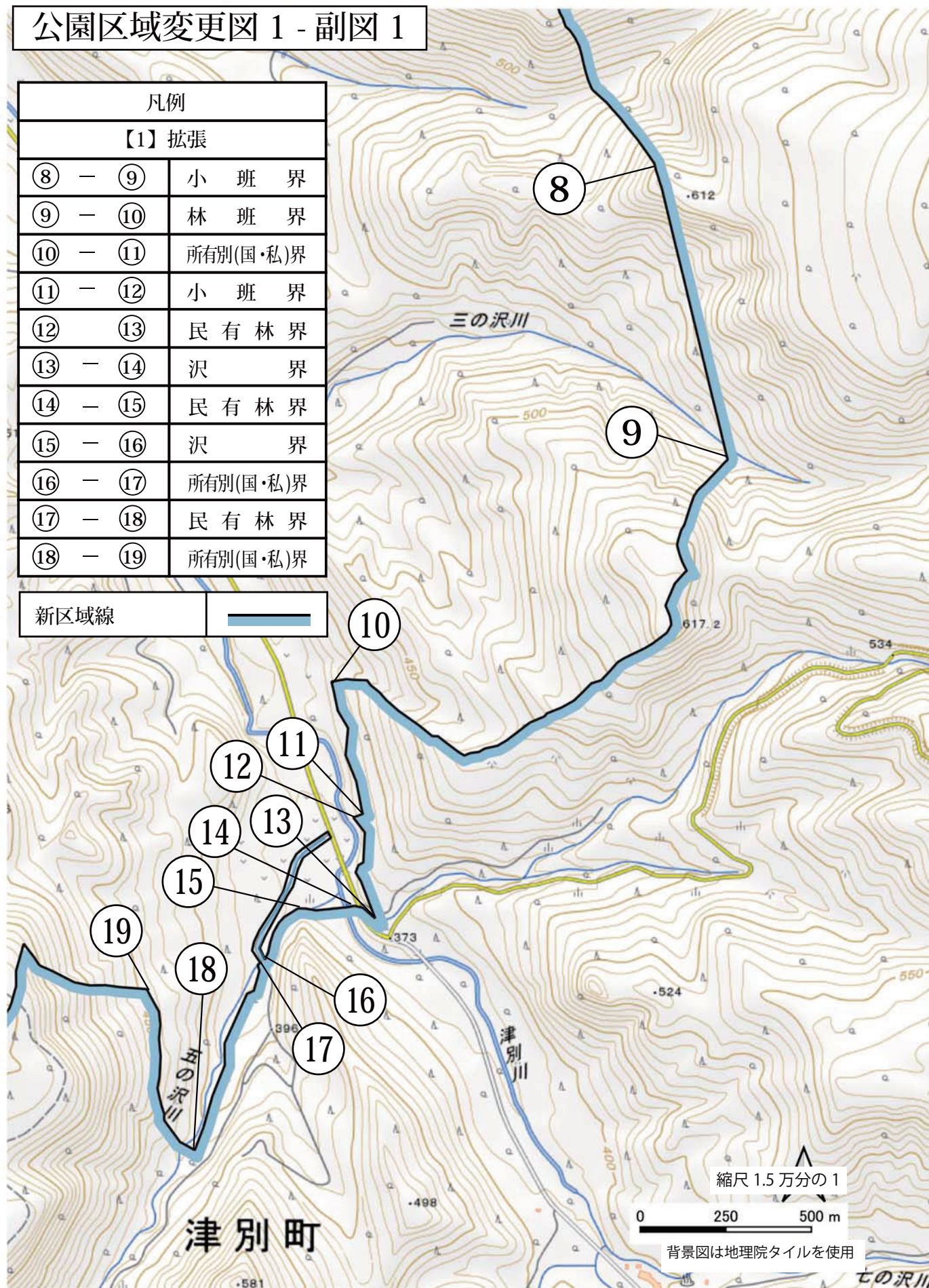
凡例		
【1】拡張		
① - ②	小 班 界	
② - ③	小班延長線界	
③ - ④	所有別(国・私)界	
④ - ⑤	小 班 界	
⑤ - ⑥	林 班 界	
⑥ - ⑦	小 班 界	
⑦ - ⑧	林 班 界	
⑧ - ⑨	小 班 界	
⑨ - ⑩	林 班 界	
⑩ - ⑪	所有別(国・私)界	
⑪ - ⑫	小 班 界	
⑫ - ⑬	民 有 林 界	
⑬ - ⑭	沢 界	
⑭ - ⑮	民 有 林 界	
⑮ - ⑯	沢 界	
⑯ - ⑰	所有別(国・私)界	
⑰ - ⑱	民 有 林 界	
⑱ - ⑲	所有別(国・私)界	
⑲ - ⑳	林 班 界	
㉑ - ㉒	小 班 界	
㉒ - ㉓	行 政 界	
㉓ - ㉔	林 班 延長線界	
㉔ - ①	林 班 界	

変更後の区域線	———
新区域線	———
廃止される区域線	- - - - -



公園区域変更図 1 - 副図 1

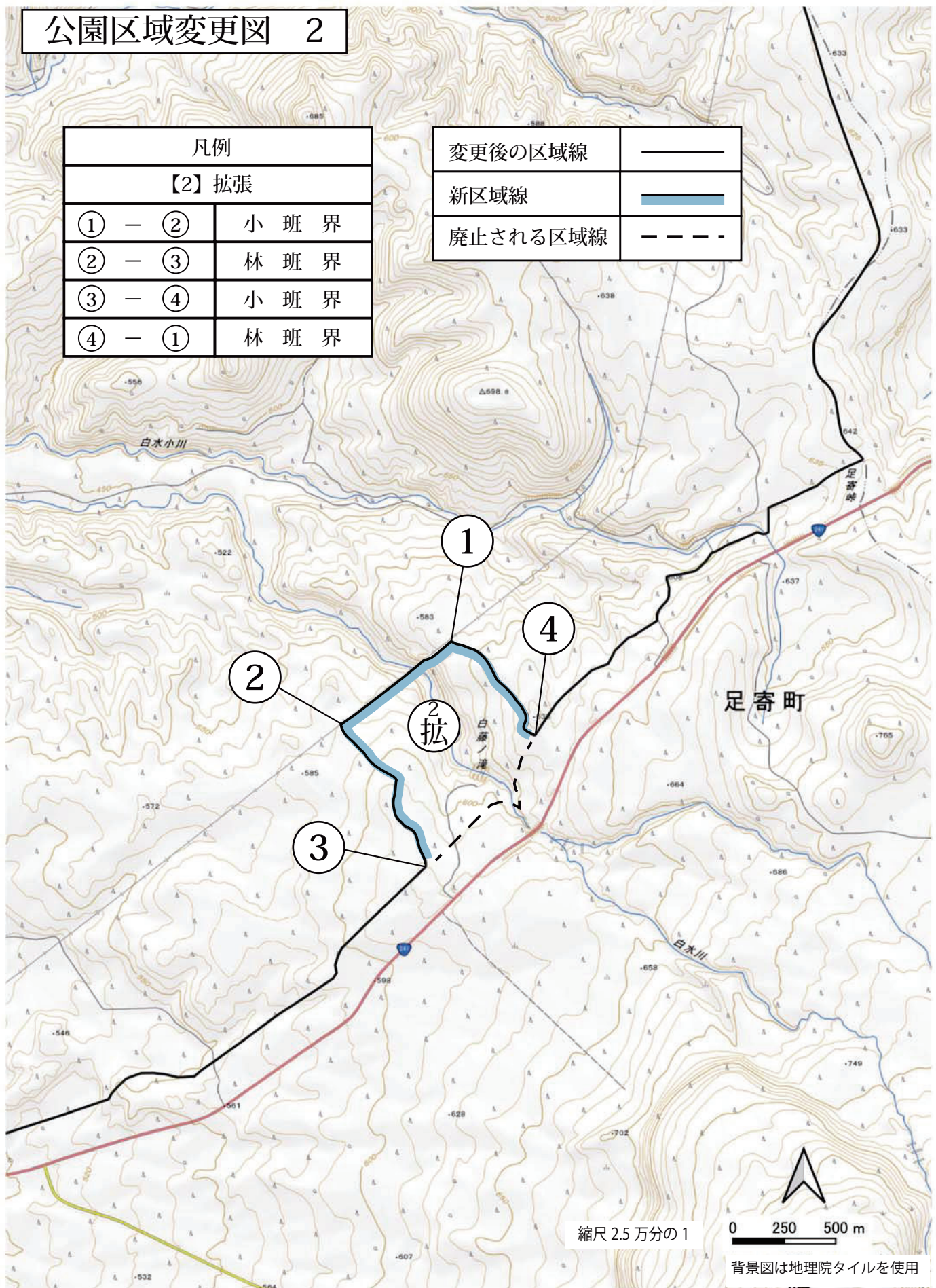
凡例		
【1】拡張		
⑧ — ⑨	小班界	
⑨ — ⑩	林班界	
⑩ — ⑪	所有別(国・私)界	
⑪ — ⑫	小班界	
⑫ — ⑬	民有林界	
⑬ — ⑭	沢界	
⑭ — ⑮	民有林界	
⑮ — ⑯	沢界	
⑯ — ⑰	所有別(国・私)界	
⑰ — ⑱	民有林界	
⑱ — ⑲	所有別(国・私)界	
新区域線		



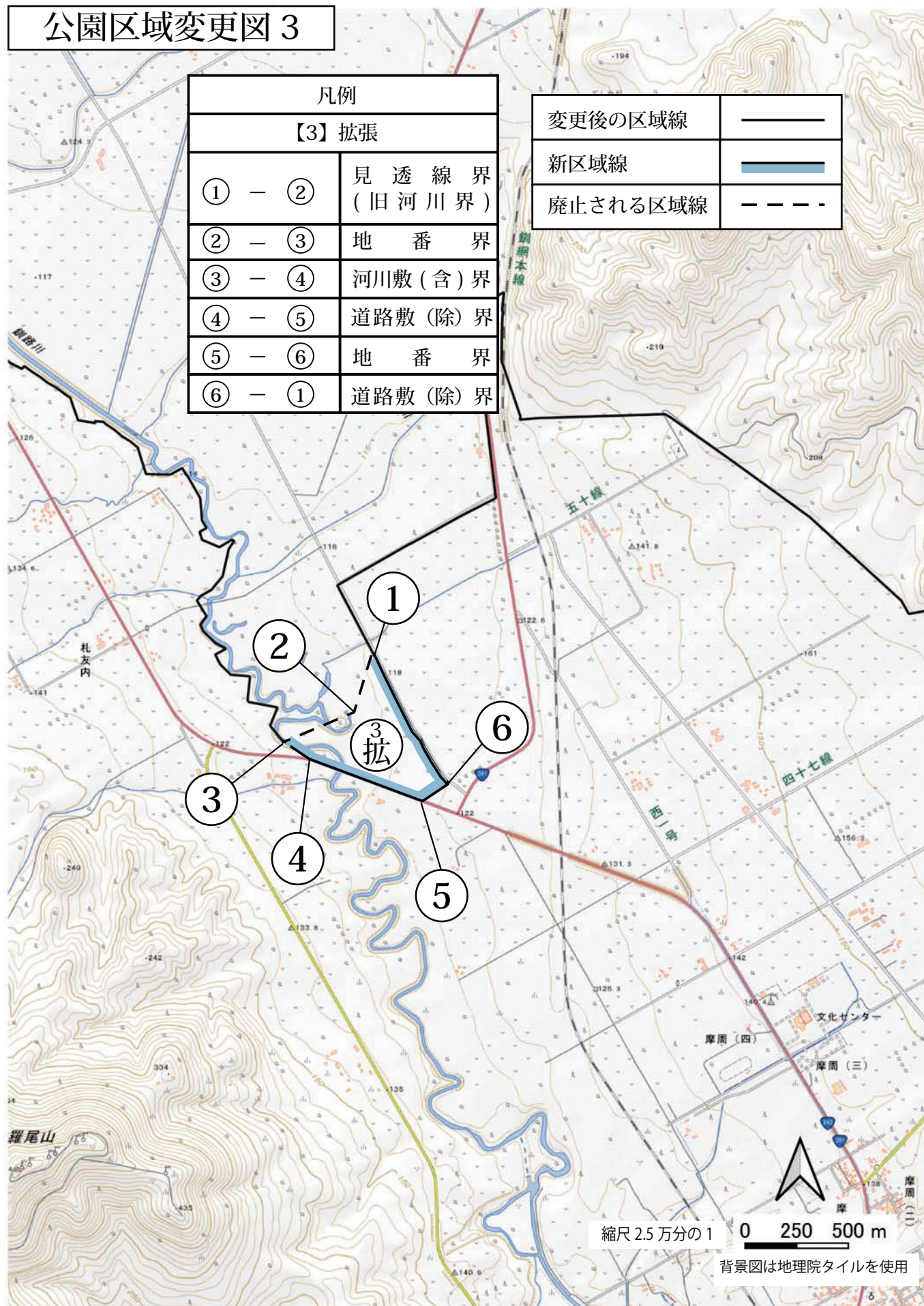
公園区域変更図 2

凡例	
【2】拡張	
① - ②	小班界
② - ③	林班界
③ - ④	小班界
④ - ①	林班界

変更後の区域線	
新区域線	
廃止される区域線	



公園区域変更図 3



公園区域変更図 4

弟子屈町

凡例	
【4】 削除	
① — ②	道路敷 (含) 界
② — ③	地 番 界
③ — ④	道路敷 (除) 界
④ — ①	見 透 線 界 (旧河川界)

変更後の区域線	
新区域線	———
廃止される区域線	- - - -

五十線

四十七線

文化センター

摩周 (四)

摩周 (三)

摩周 (二)

摩周 (一)

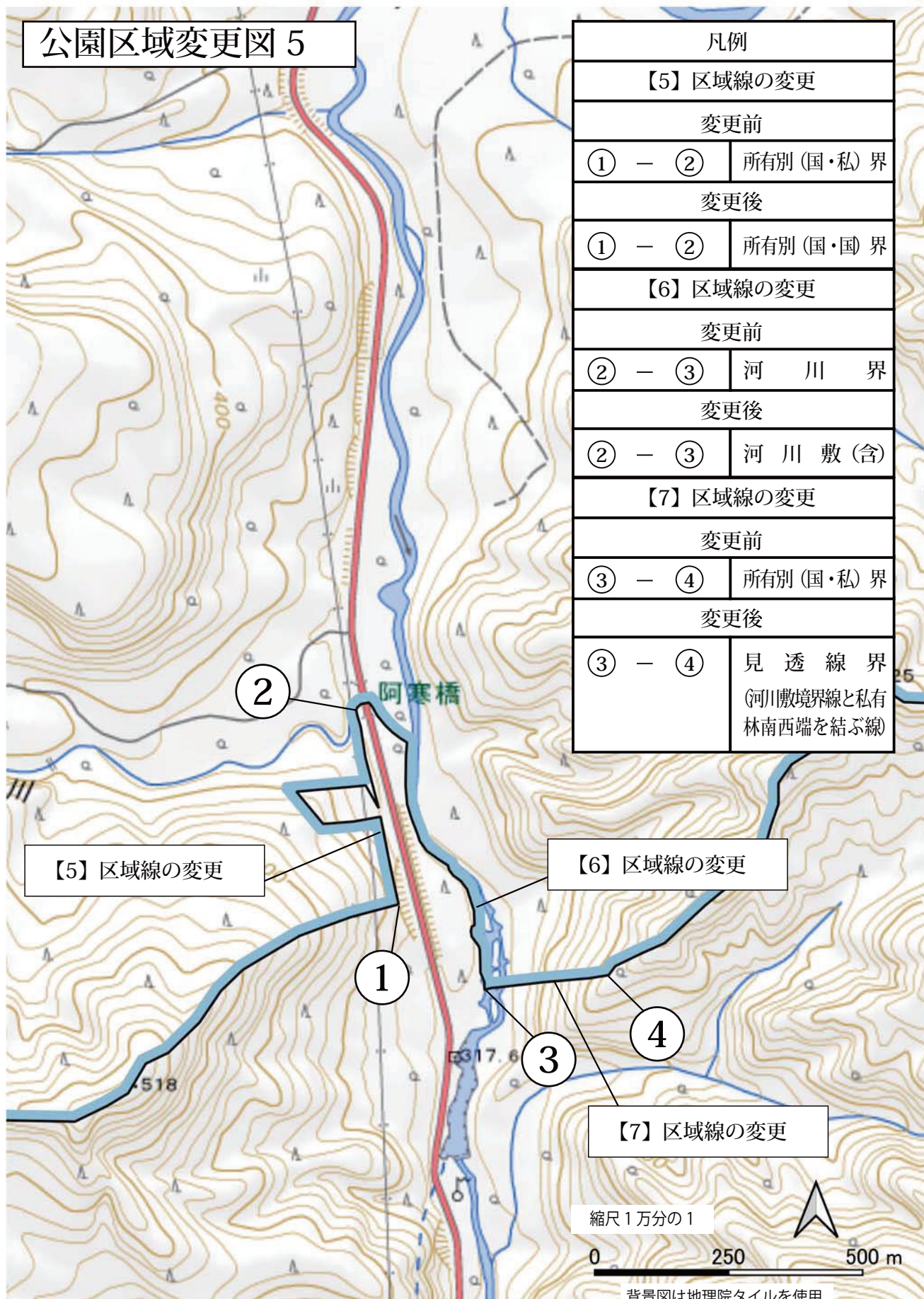
縮尺 2.5 万分の 1

0 250 500 m

背景図は地理院タイルを使用

The map shows a park area with several numbered regions (1, 2, 3, 4) and boundary lines. Region 4 is highlighted in blue. The legend indicates that the solid blue line represents the new boundary, while the dashed line represents the boundary to be removed. The map also shows the surrounding area, including the town of Daisetsu and the surrounding mountains and rivers.

公園区域変更図 5



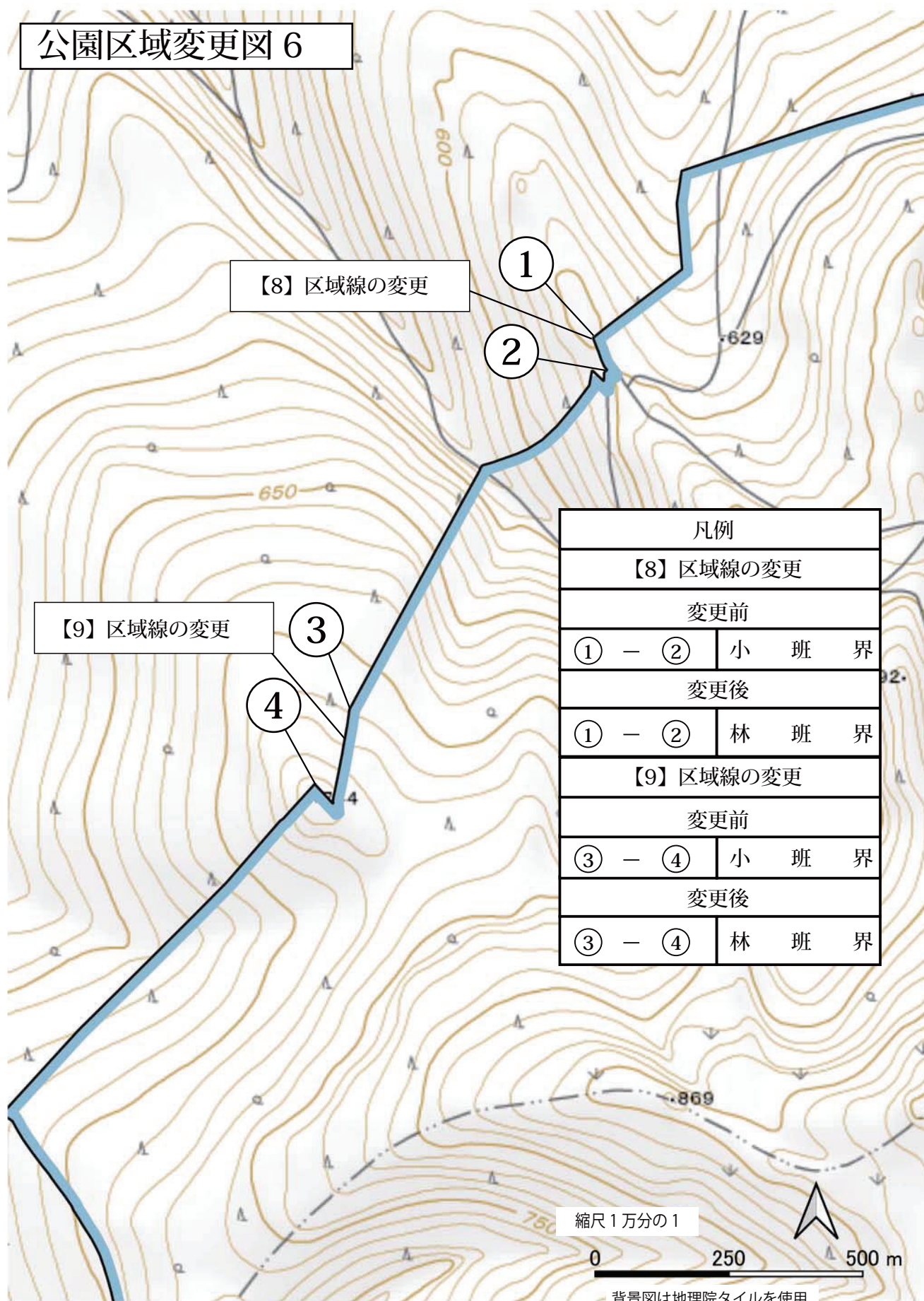
凡例	
【5】区域線の変更	
変更前	
①　－　②	所有別 (国・私) 界
変更後	
①　－　②	所有別 (国・国) 界
【6】区域線の変更	
変更前	
②　－　③	河　　川　　界
変更後	
②　－　③	河　川　敷 (含)
【7】区域線の変更	
変更前	
③　－　④	所有別 (国・私) 界
変更後	
③　－　④	見　透　線　界 (河川敷境界線と私有 林南西端を結ぶ線)

【5】区域線の変更

【6】区域線の変更

【7】区域線の変更

公園区域変更図 6



公園区域変更図 7

凡例		
【10】 区域線の変更		
変更前		
① - ②	小	班 界
変更後		
① - ②	林	班 界

【10】 区域線の変更

2

1

縮尺 1 万分の 1

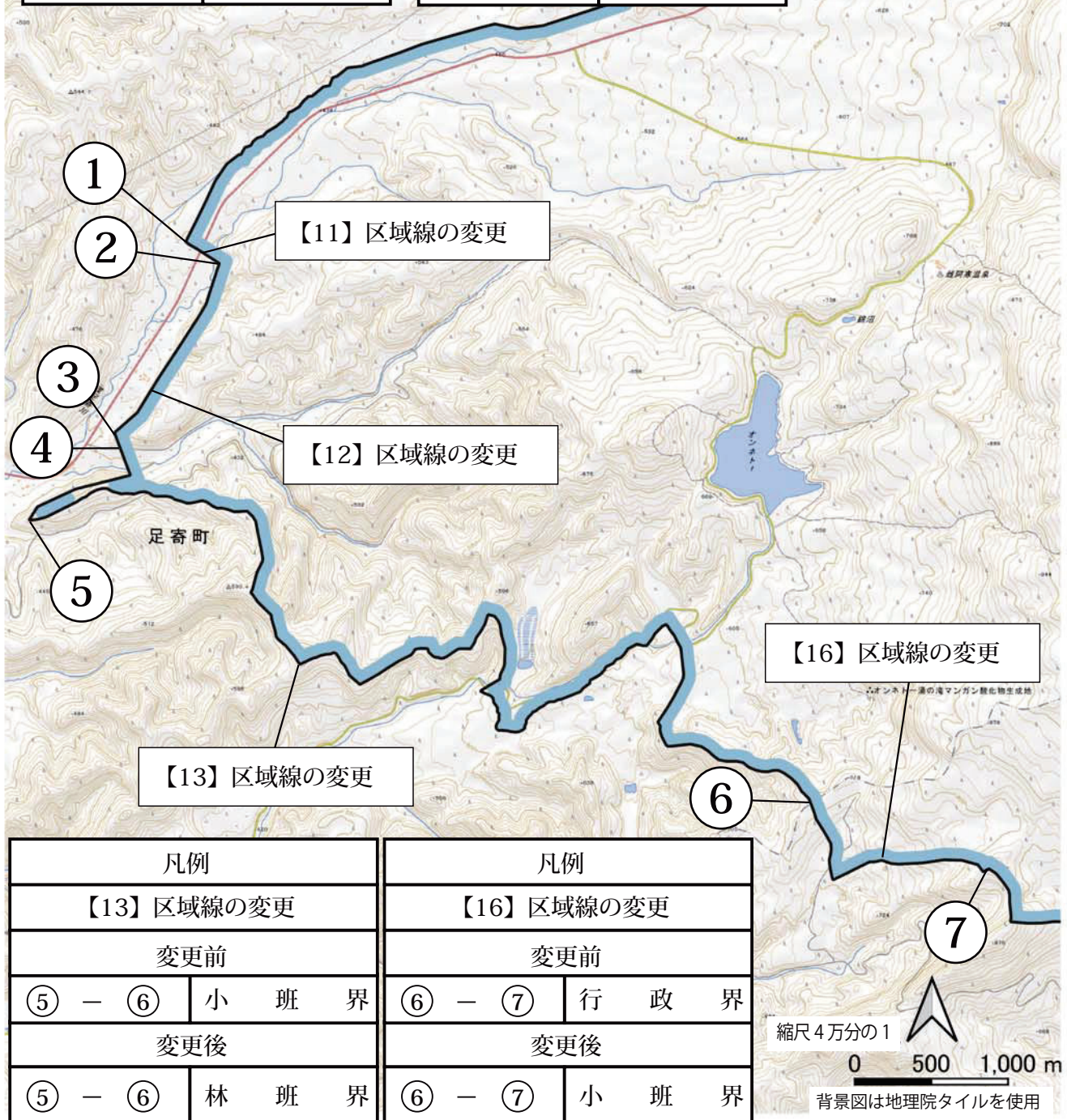
0 250 500 m

背景図は地理院タイルを使用

公園区域変更図 8

凡例	
【11】区域線の変更	
変更前	
① — ②	所有別(国・私)界
変更後	
① — ②	地 番 界

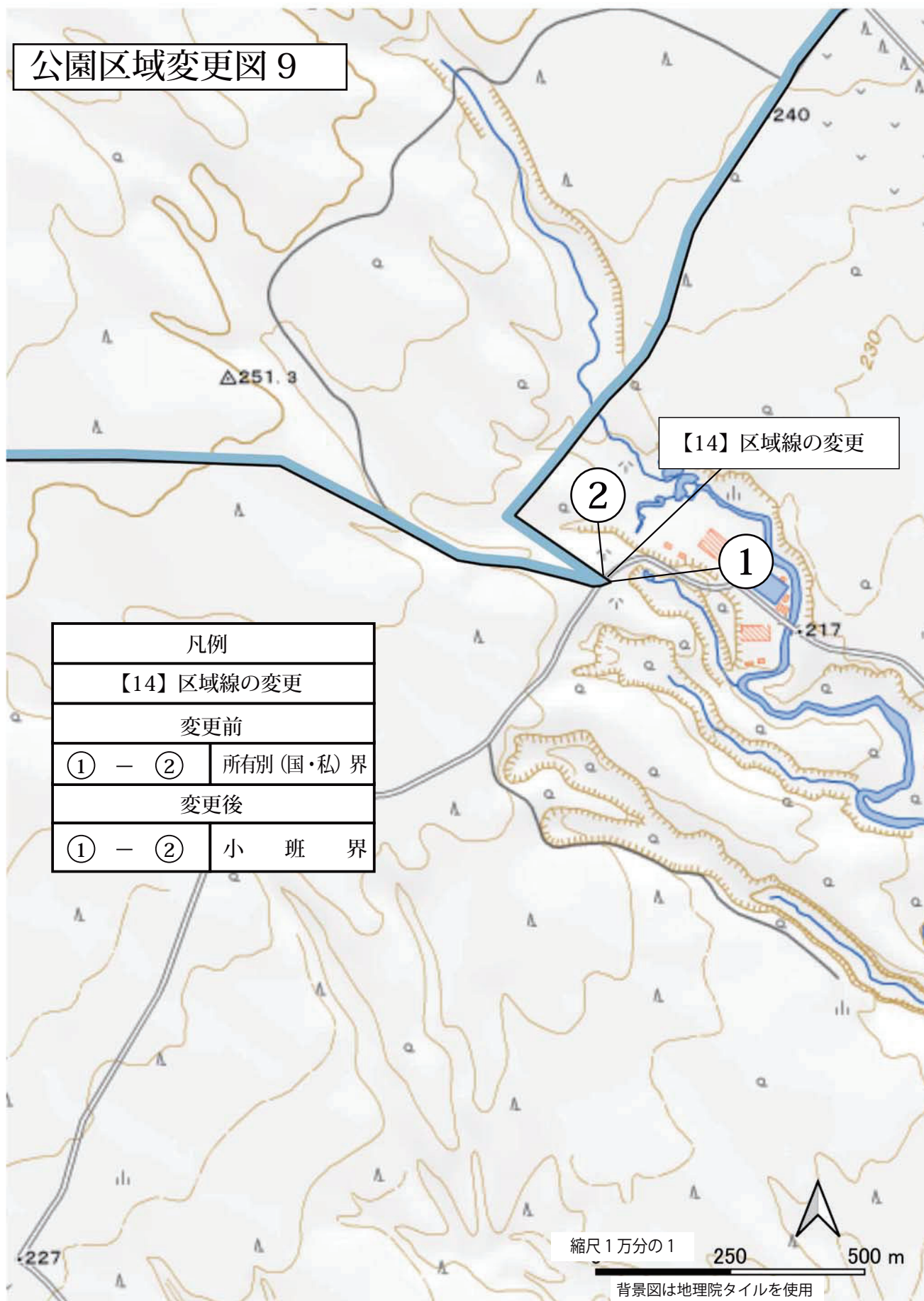
凡例	
【12】区域線の変更	
変更前	
② — ③	所有別(国・私)界
③ — ④	地 番 界
変更後	
② — ④	所有別(国・私)界



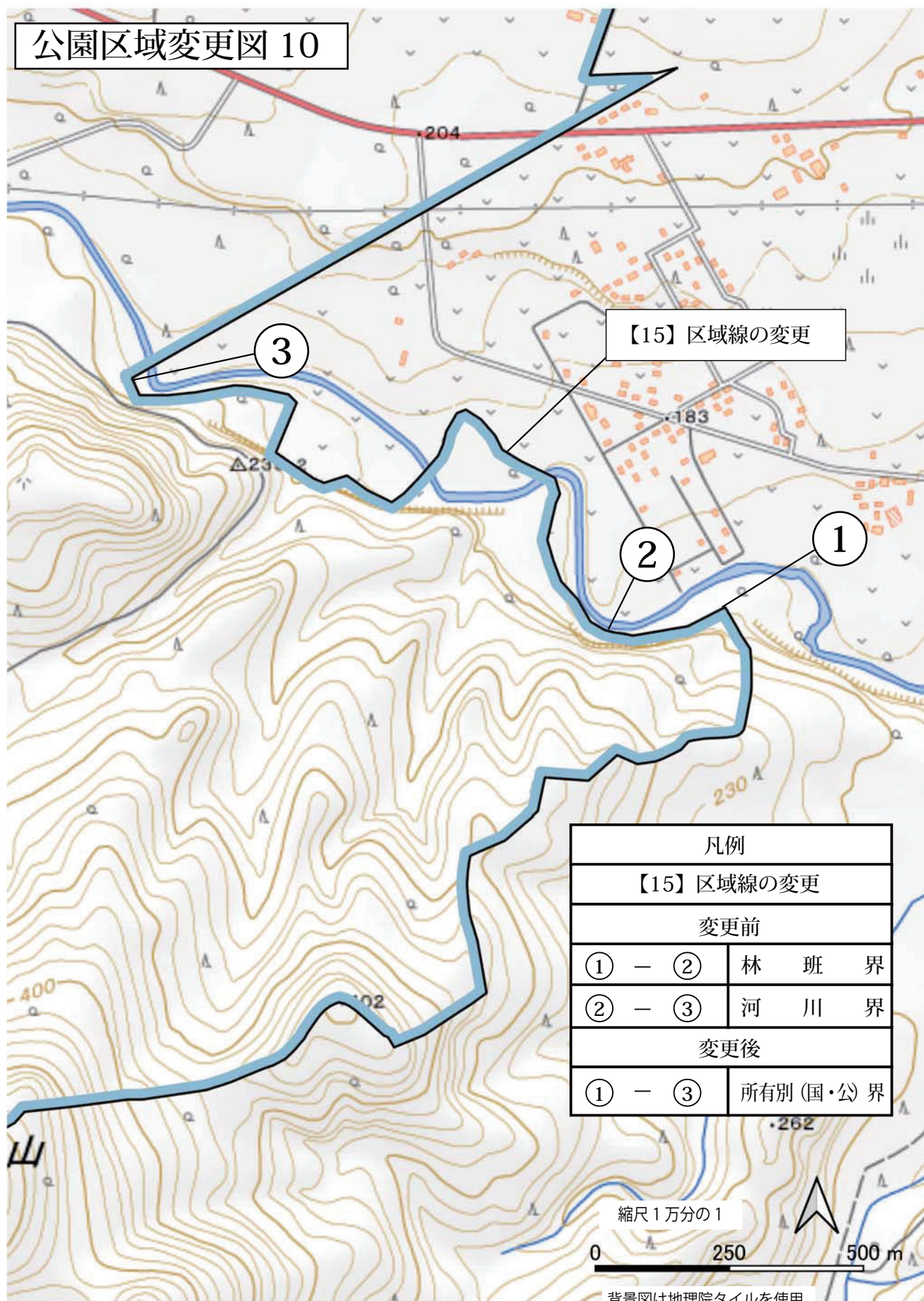
凡例	
【13】区域線の変更	
変更前	
⑤ — ⑥	小 班 界
変更後	
⑤ — ⑥	林 班 界

凡例	
【16】区域線の変更	
変更前	
⑥ — ⑦	行 政 界
変更後	
⑥ — ⑦	小 班 界

公園区域変更図 9



公園区域変更図 10

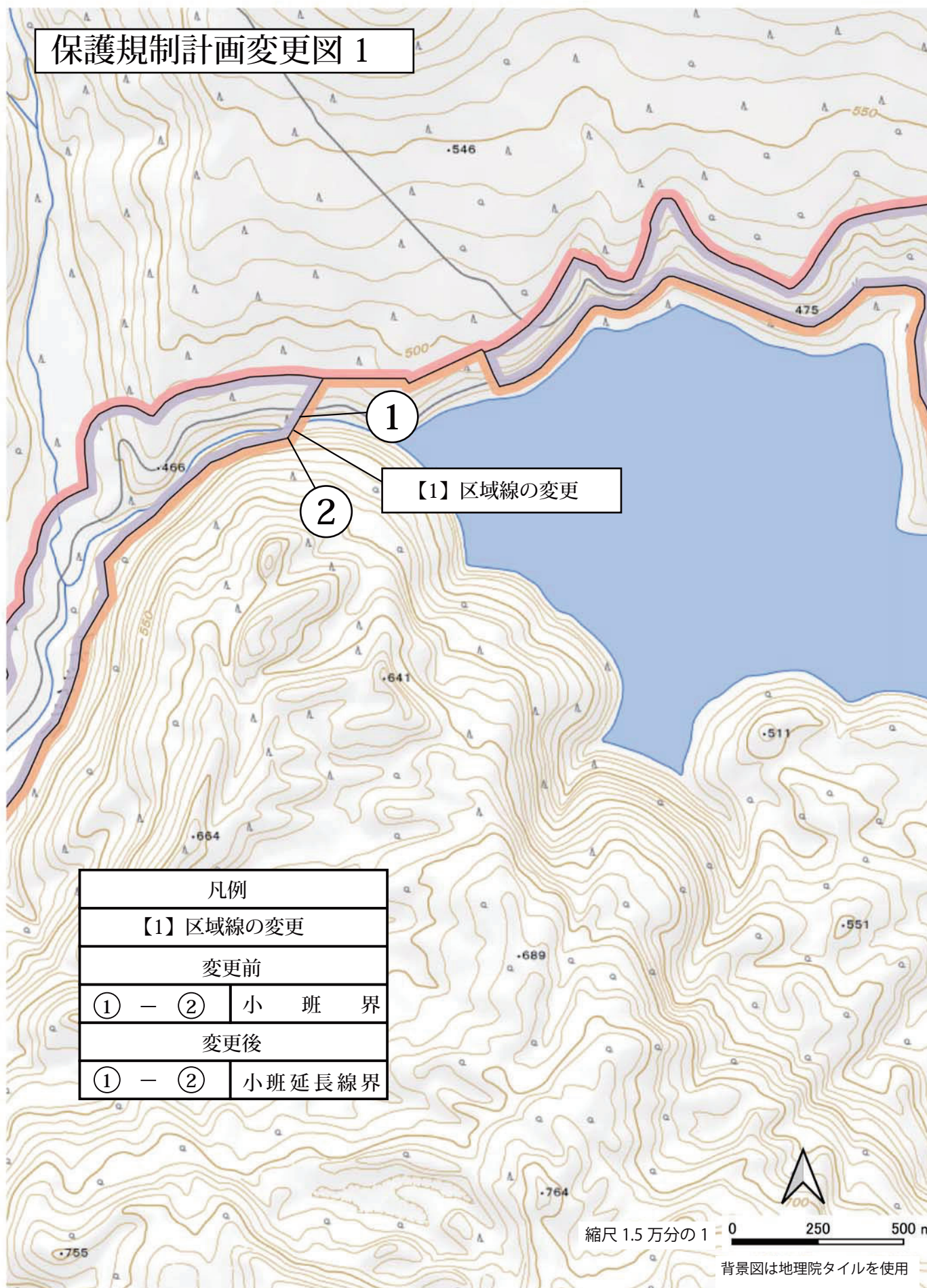


保護規制計画変更図位置図

背景図は地理院タイルを使用

縮尺 18 万分の 1

保護規制計画変更図 1



保護規制計画変更図 2

凡例

【2】区域線の変更

変更前

① - ② 国有林界から
沖合 50m 線界

変更後

① - ② 所有別 (国・公) 界
から沖合 50m 線界

【3】区域線の変更

変更前

② - ③ 岬先端と国有林界
から沖合 50m の点
を結ぶ線界

変更後

② - ③ 見透線界 (所有別 (国・
公) 界から沖合 50m
の点と岬先端)

凡例

【4】区域線の変更

変更前

③ - ④ 所有別 (国・国) 界

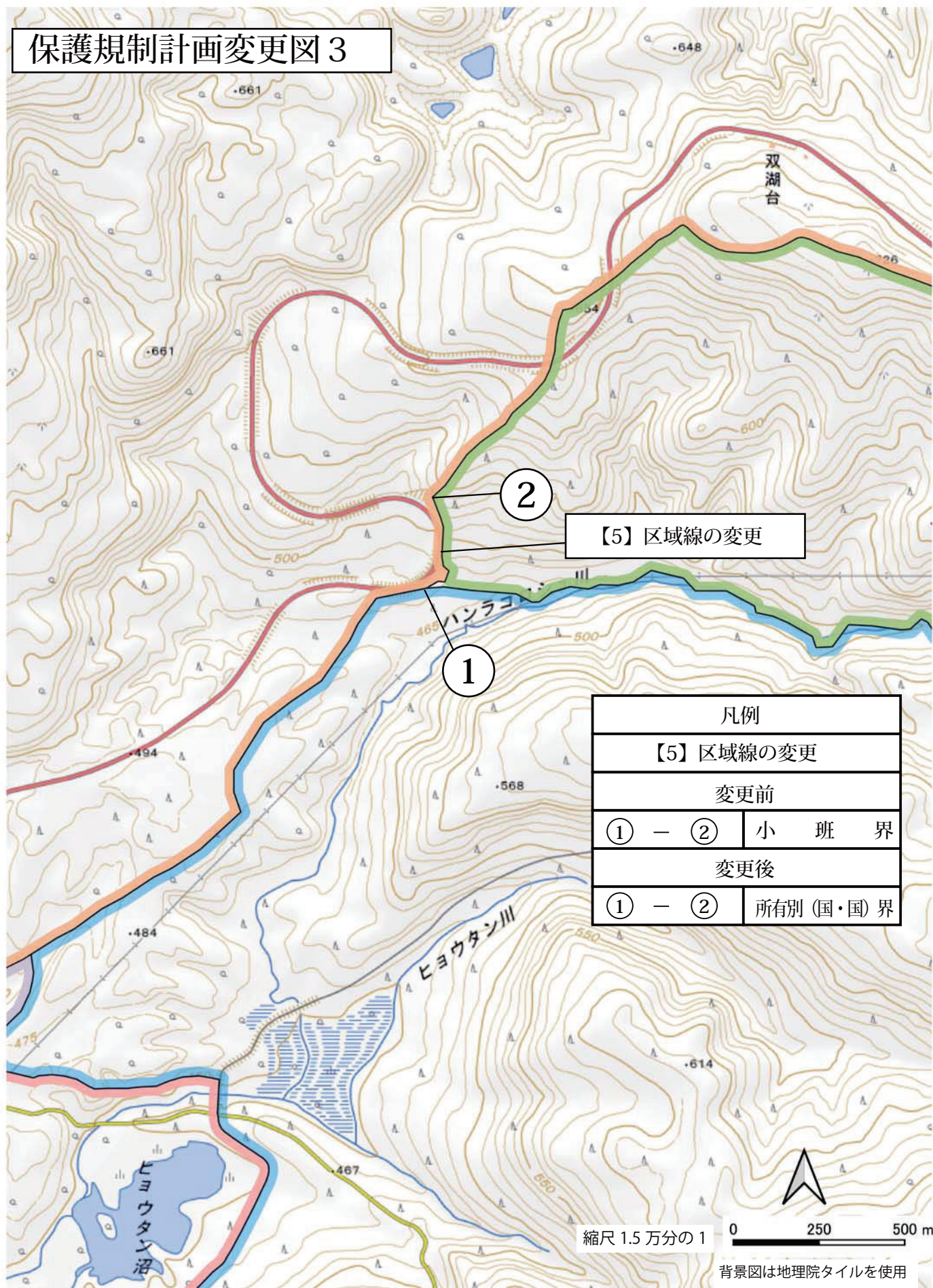
変更後

③ - ④ 所有別 (国・公) 界

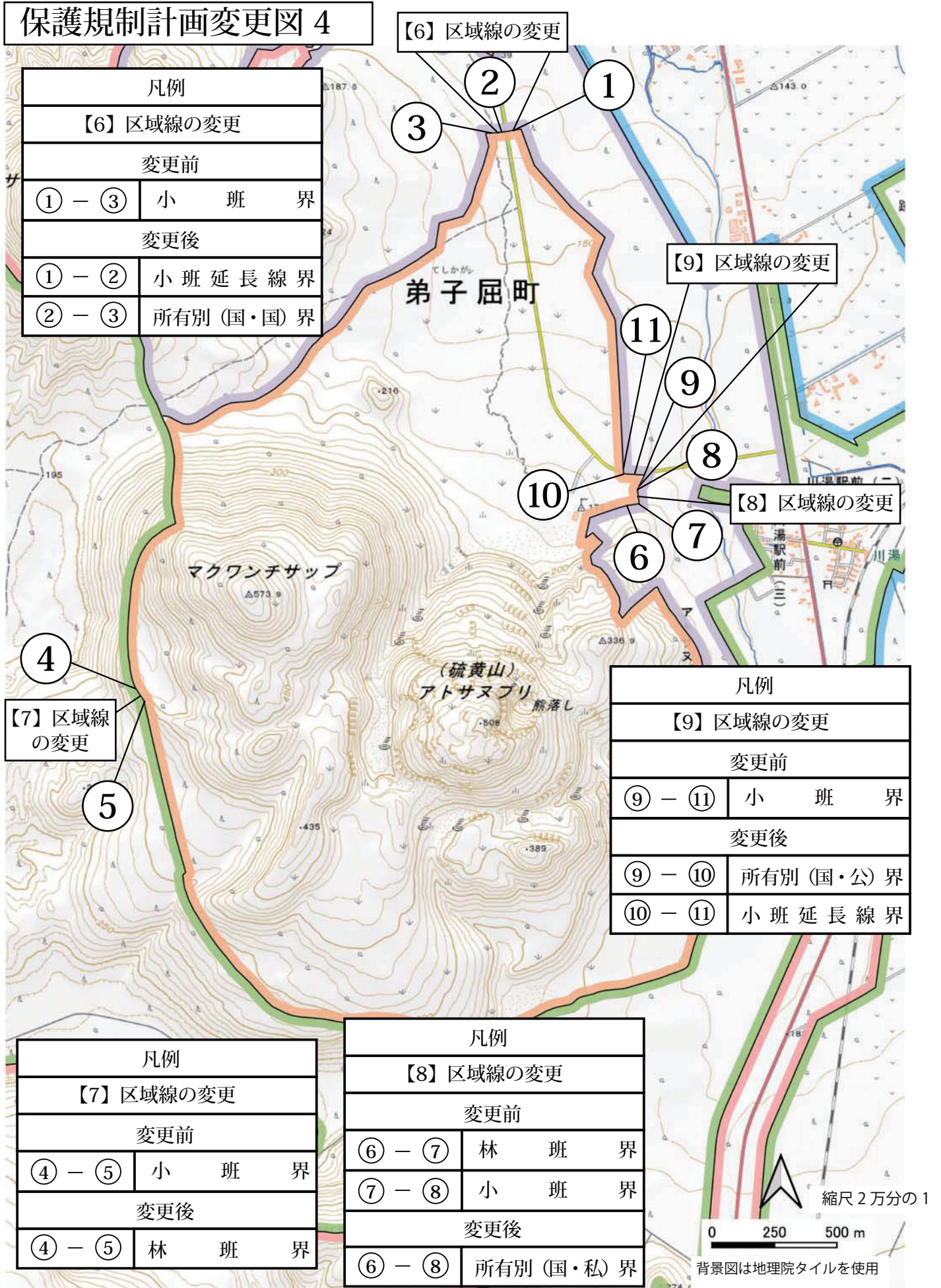
縮尺 3 万分の 1 0 250 500 m

背景図は地理院タイルを使用

保護規制計画変更図 3



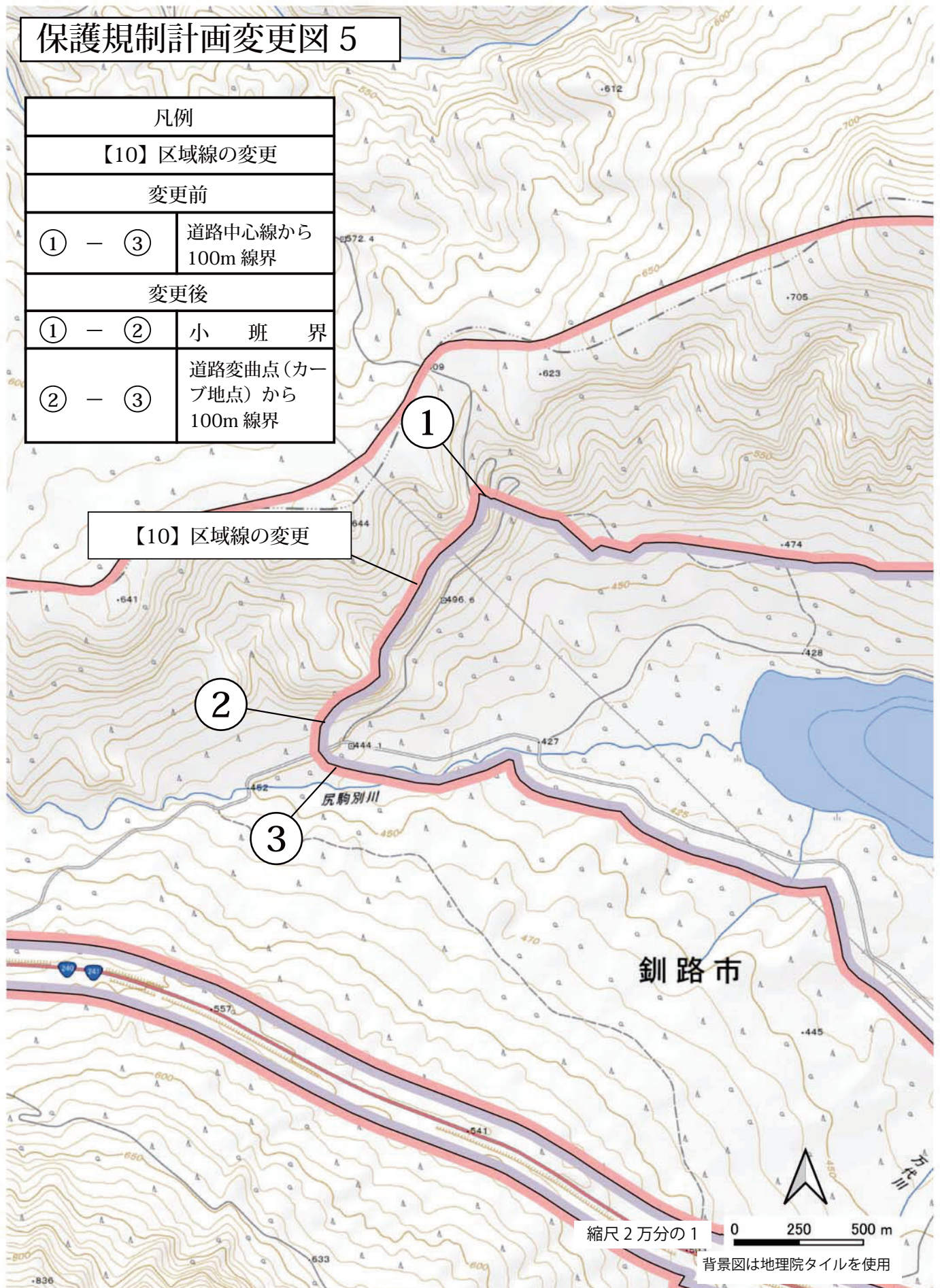
保護規制計画変更図 4



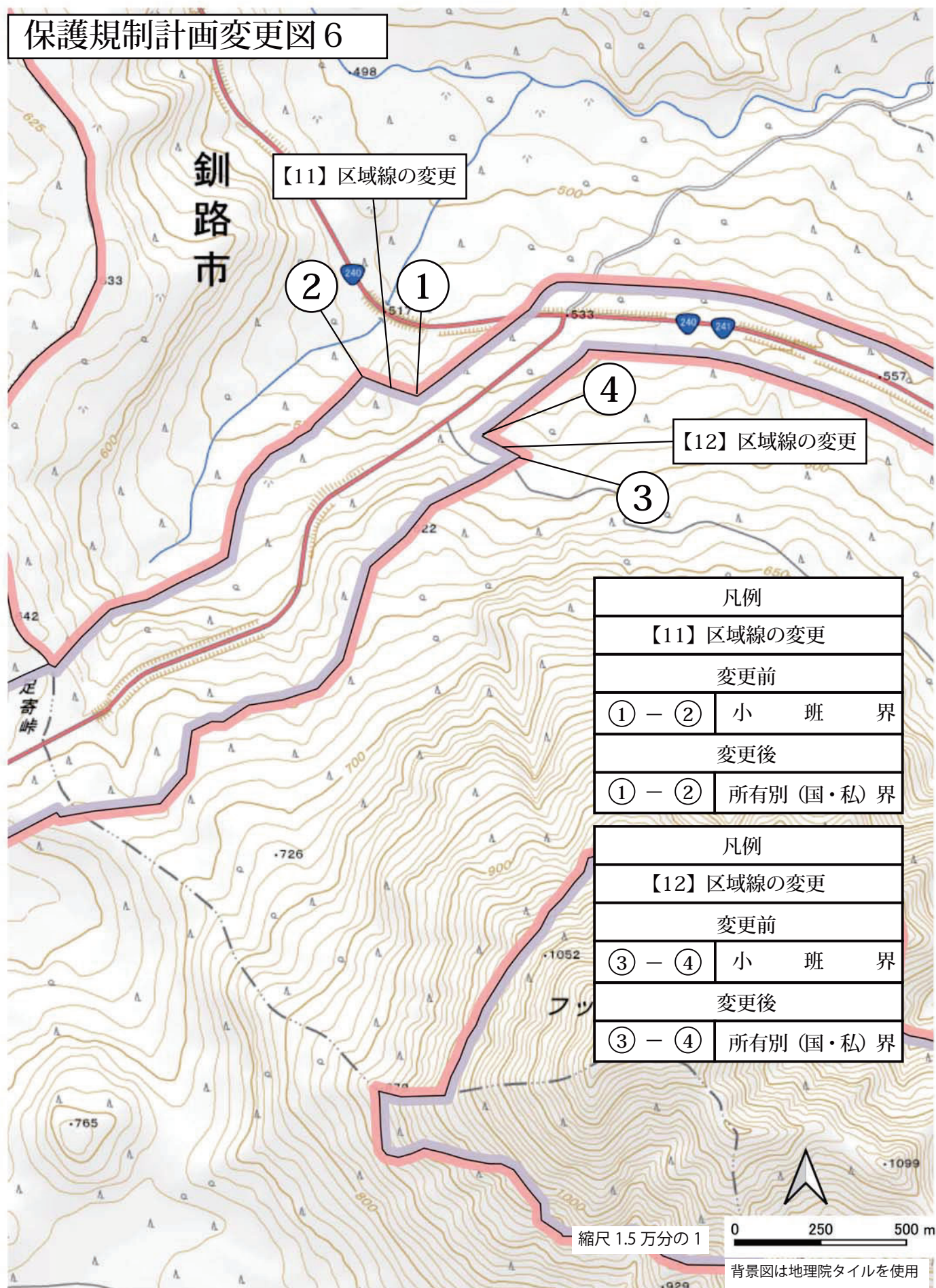
保護規制計画変更図 5

凡例		
【10】区域線の変更		
変更前		
①	—	③
道路中心線から 100m 線界		
変更後		
①	—	②
小 班 界		
②	—	③
道路変曲点(カーブ地点) から 100m 線界		

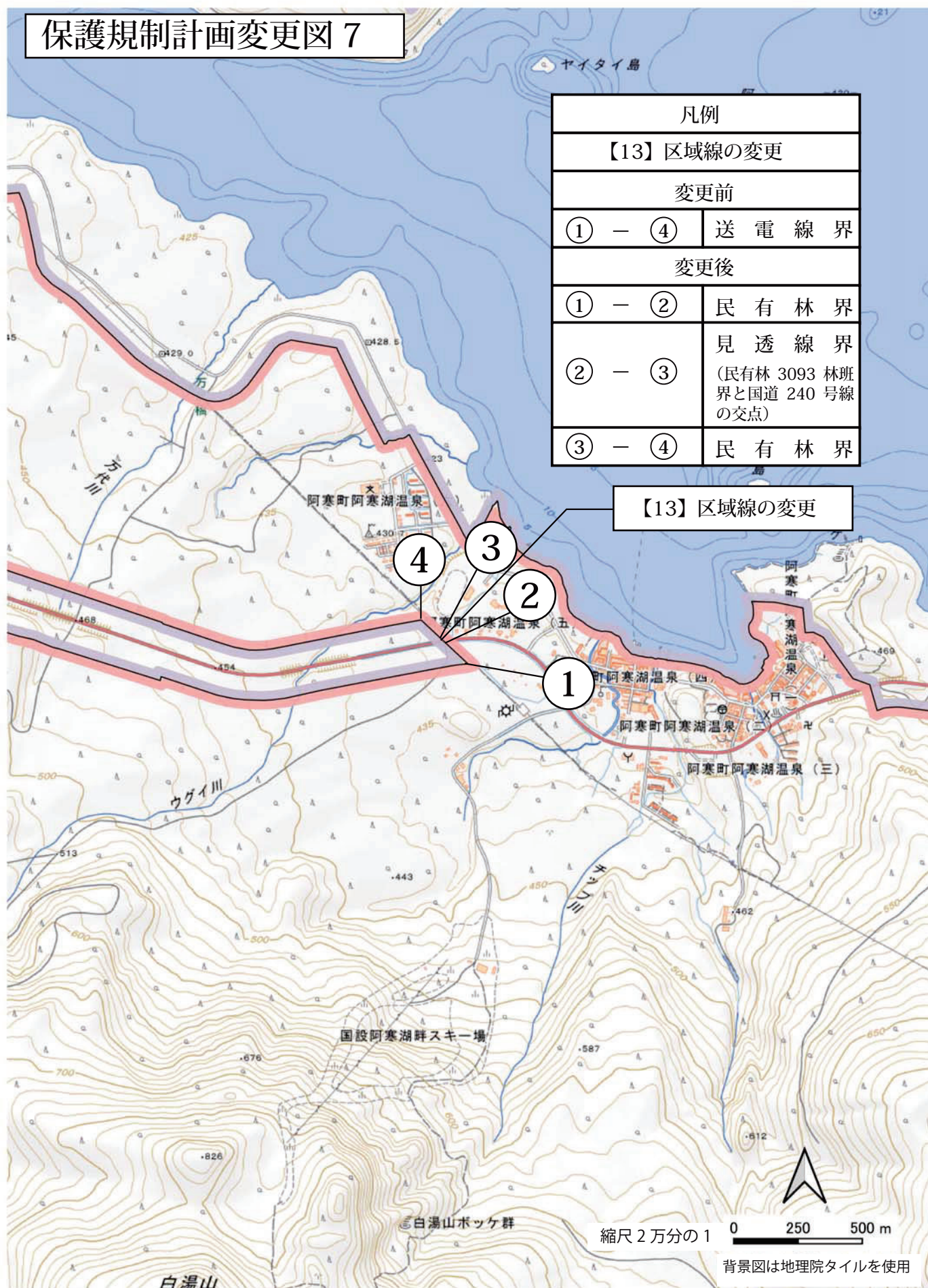
【10】区域線の変更



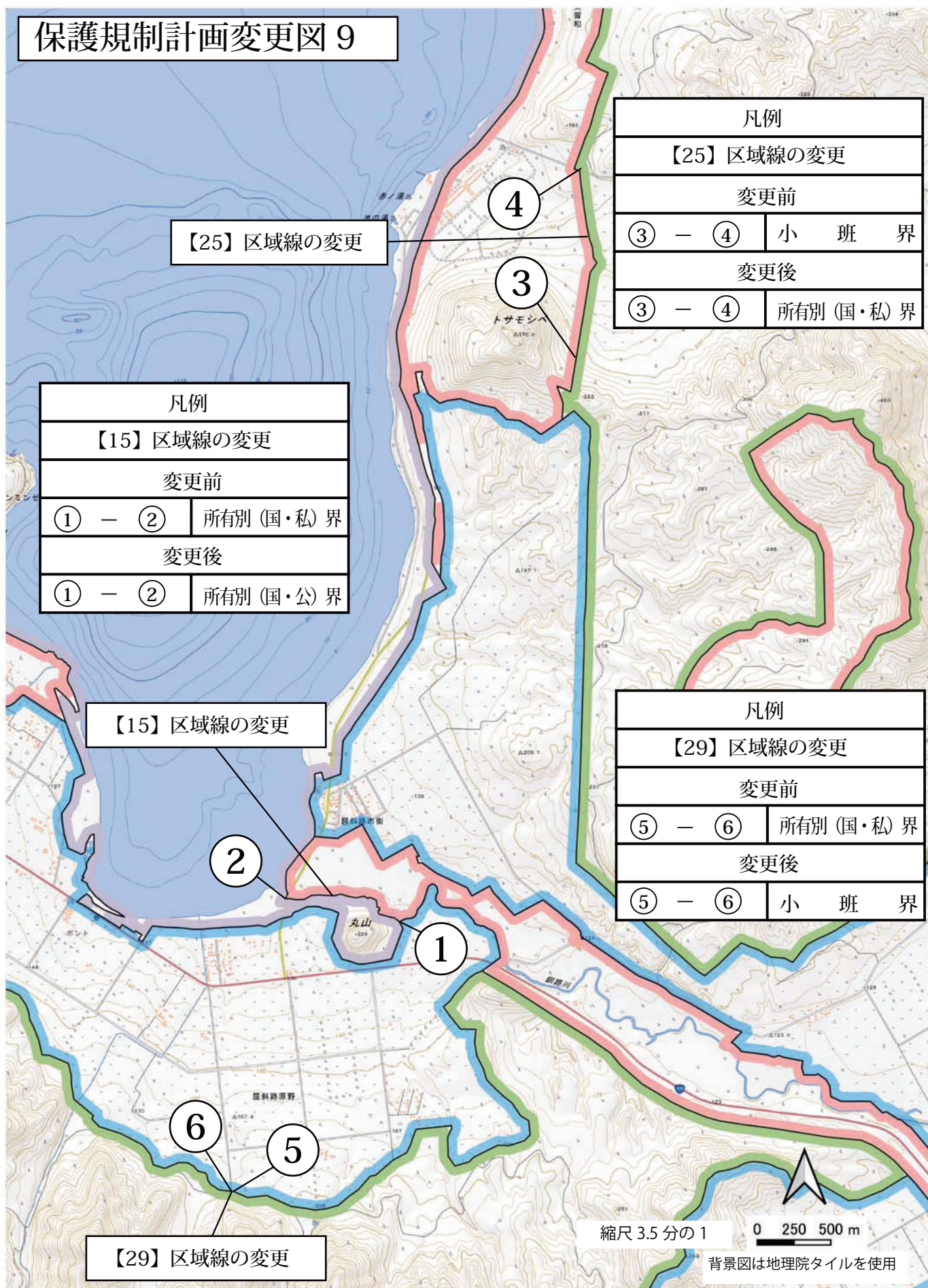
保護規制計画変更図 6



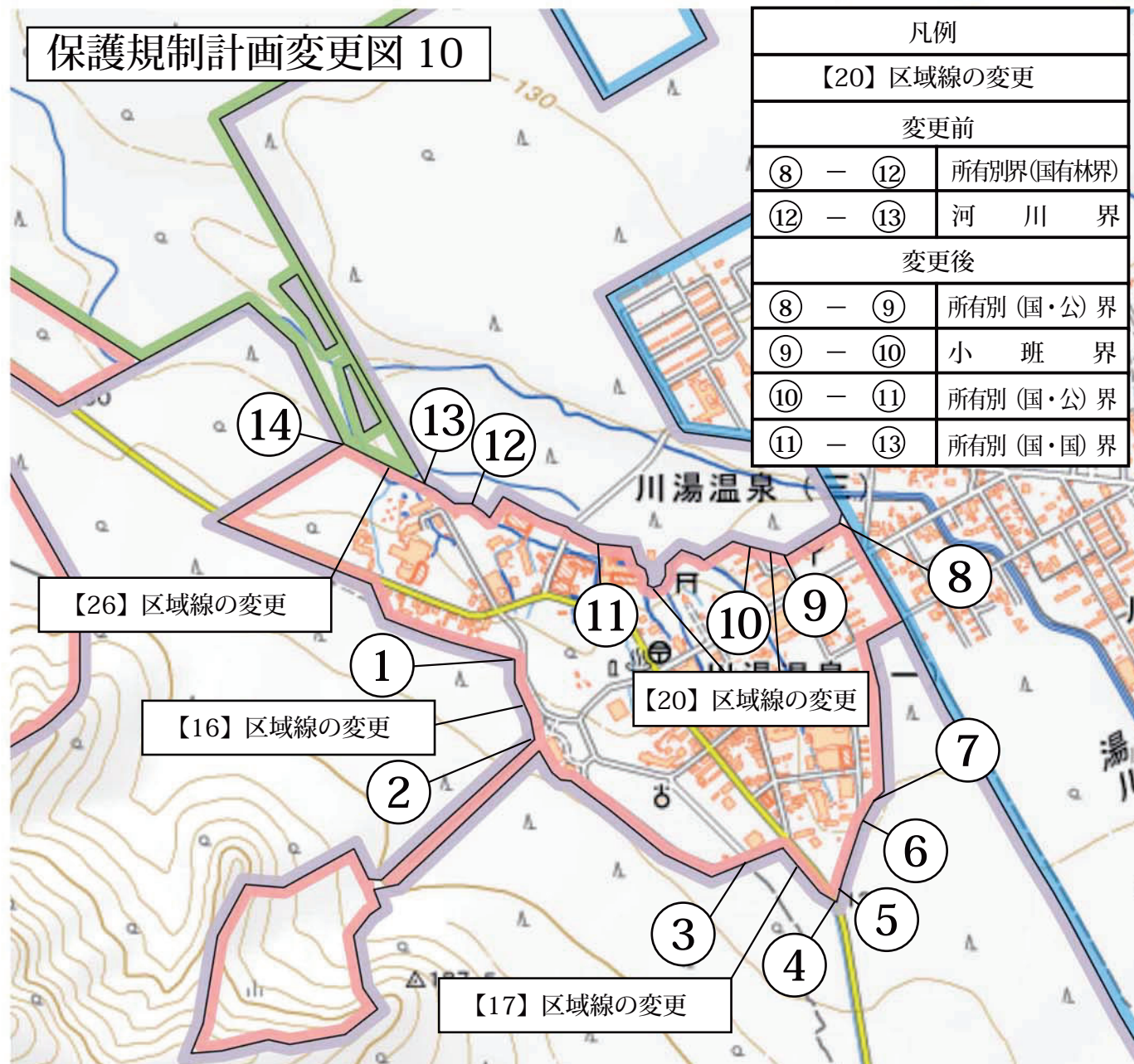
保護規制計画変更図 7



保護規制計画変更図 9



保護規制計画変更図 10



凡例		
【20】区域線の変更		
変更前		
⑧	—	⑫
⑫	—	⑬
変更後		
⑧	—	⑨
⑨	—	⑩
⑩	—	⑪
⑪	—	⑬
⑧ — ⑫	所有別界(国有林界)	
⑫ — ⑬	河川界	
⑧ — ⑨	所有別(国・公)界	
⑨ — ⑩	小班界	
⑩ — ⑪	所有別(国・公)界	
⑪ — ⑬	所有別(国・国)界	

凡例		
【26】区域線の変更		
変更前		
⑬	—	⑭
変更後		
⑬	—	⑭
⑬ — ⑭	見透線界 (国有林 4278 林班 に小班南西側頂点と は小班南東側頂点)	

凡例		
【16】区域線の変更		
変更前		
①	—	②
変更後		
①	—	②
① — ②	所有別(国・私)界	
① — ②	所有別(国・国)界	

凡例		
【17】区域線の変更		
変更前		
③	—	⑦
変更後		
③	—	④
④	—	⑤
⑤	—	⑥
⑥	—	⑦
③ — ⑦	所有別(国・国)界	
③ — ④	道路敷(除)界	
④ — ⑤	道路敷(除)延長線界	
⑤ — ⑥	道路敷(除)界	
⑥ — ⑦	所有別(国・私)界	

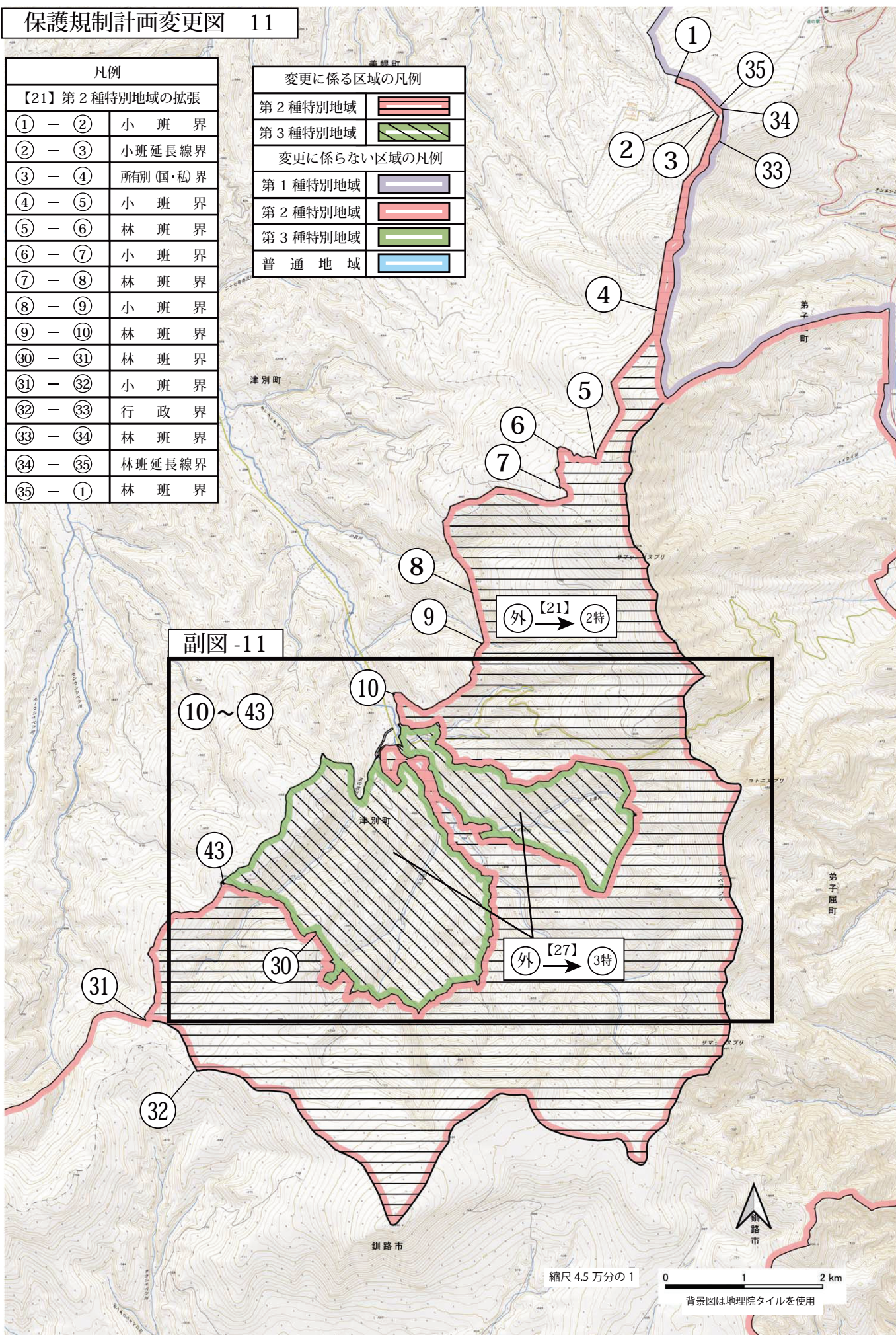
縮尺 1 万分の 1

背景図は地理院タイルを使用

保護規制計画変更図 11

凡例		
【21】第2種特別地域の拡張		
① - ②	小 班 界	
② - ③	小班延長線界	
③ - ④	所有別(国・私)界	
④ - ⑤	小 班 界	
⑤ - ⑥	林 班 界	
⑥ - ⑦	小 班 界	
⑦ - ⑧	林 班 界	
⑧ - ⑨	小 班 界	
⑨ - ⑩	林 班 界	
⑩ - ⑪	林 班 界	
⑪ - ⑫	小 班 界	
⑫ - ⑬	行 政 界	
⑬ - ⑭	林 班 界	
⑭ - ⑮	林班延長線界	
⑮ - ①	林 班 界	

変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

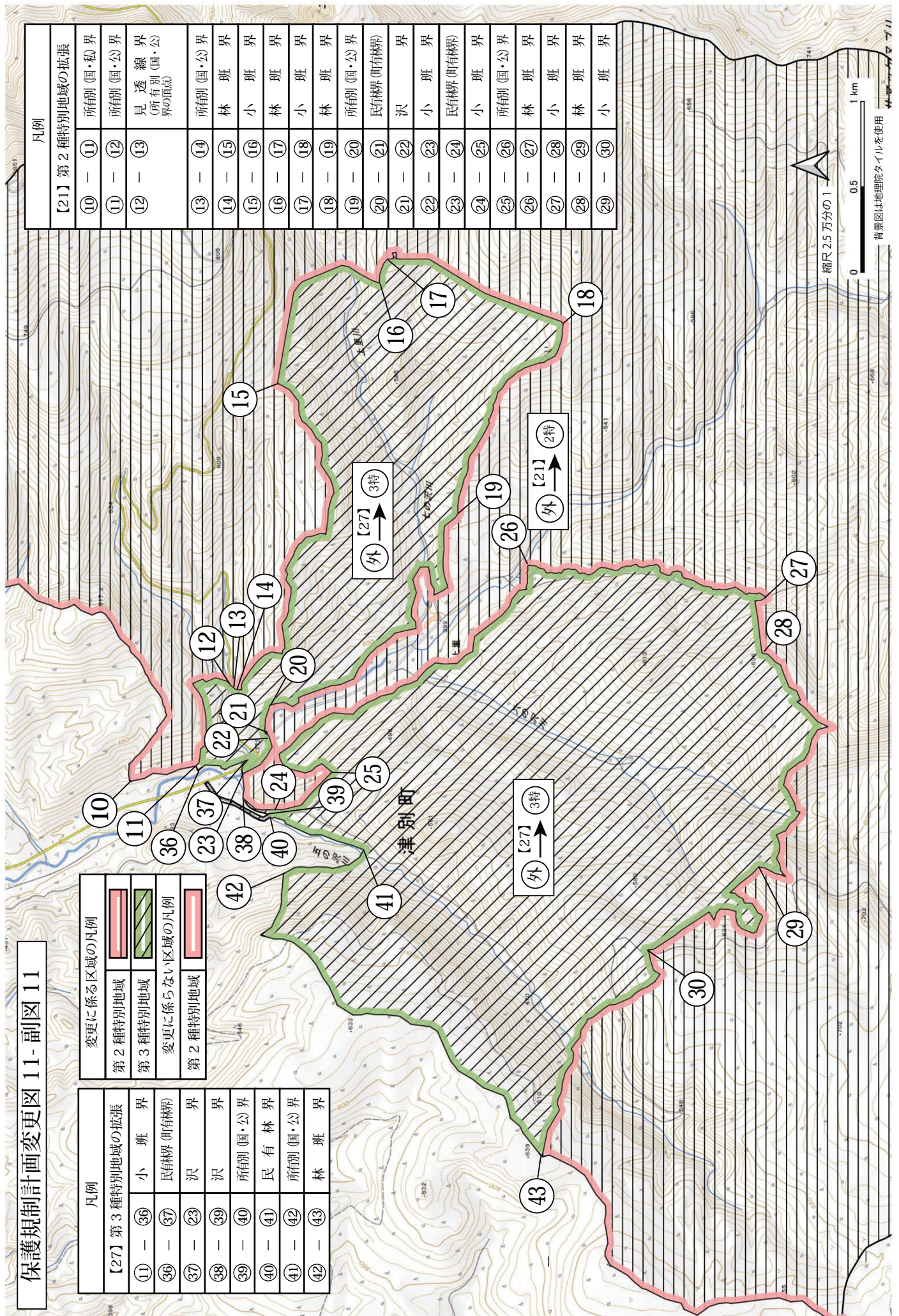


保護規制計画変更図 11- 副図 11

凡例	
【27】第3種特別地域の拡張	
①① - ③⑥	小 班 界
③⑥ - ③⑦	民有林界(側有林界)
③⑦ - ③⑧	沢 界
③⑧ - ③⑨	沢 界
③⑨ - ④①	所有別(国・公)界
④① - ④②	民 有 林 界
④② - ④③	所有別(国・公)界
④③ - ④④	林 班 界

変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	■
第3種特別地域	■
変更に係らない区域の凡例	
第2種特別地域	■

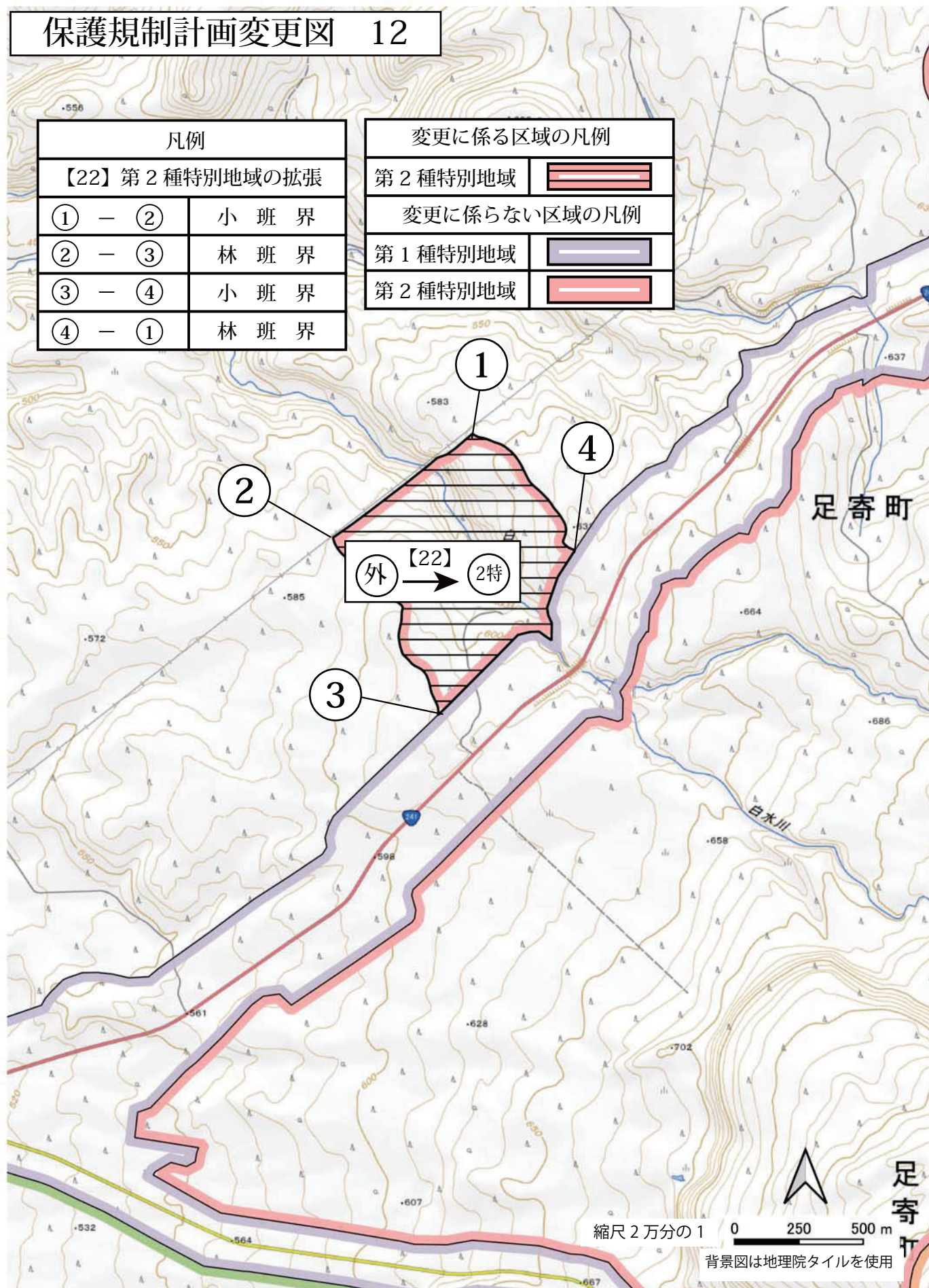
凡例	
【21】第2種特別地域の拡張	
①① - ①②	所有別(国・私)界
①② - ①③	所有別(国・公)界
①③ - ①④	見 透 線 界 (所有別(国・公)界の頂点)
①④ - ①⑤	所有別(国・公)界
①⑤ - ①⑥	林 班 界
①⑥ - ①⑦	小 班 界
①⑦ - ①⑧	林 班 界
①⑧ - ①⑨	小 班 界
①⑨ - ①⑩	林 班 界
①⑩ - ①⑪	所有別(国・公)界
①⑪ - ①⑫	民有林界(側有林界)
①⑫ - ①⑬	沢 界
①⑬ - ①⑭	小 班 界
①⑭ - ①⑮	民有林界(側有林界)
①⑮ - ①⑯	小 班 界
①⑯ - ①⑰	所有別(国・公)界
①⑰ - ①⑱	林 班 界
①⑱ - ①⑲	小 班 界
①⑲ - ①⑳	林 班 界
①㉑ - ①㉒	小 班 界



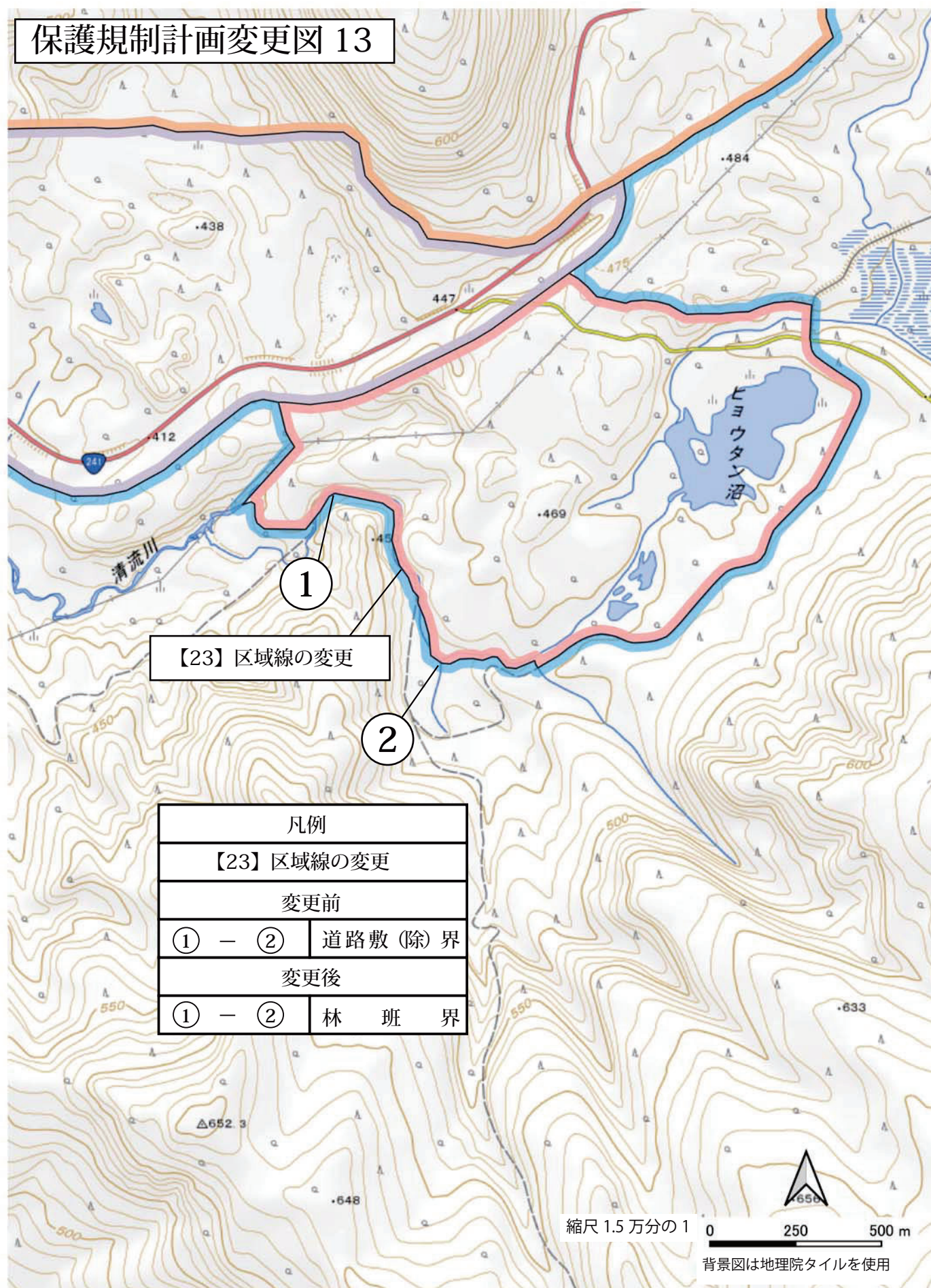
保護規制計画変更図 12

凡例		
【22】第2種特別地域の拡張		
① - ②		小班界
② - ③		林班界
③ - ④		小班界
④ - ①		林班界

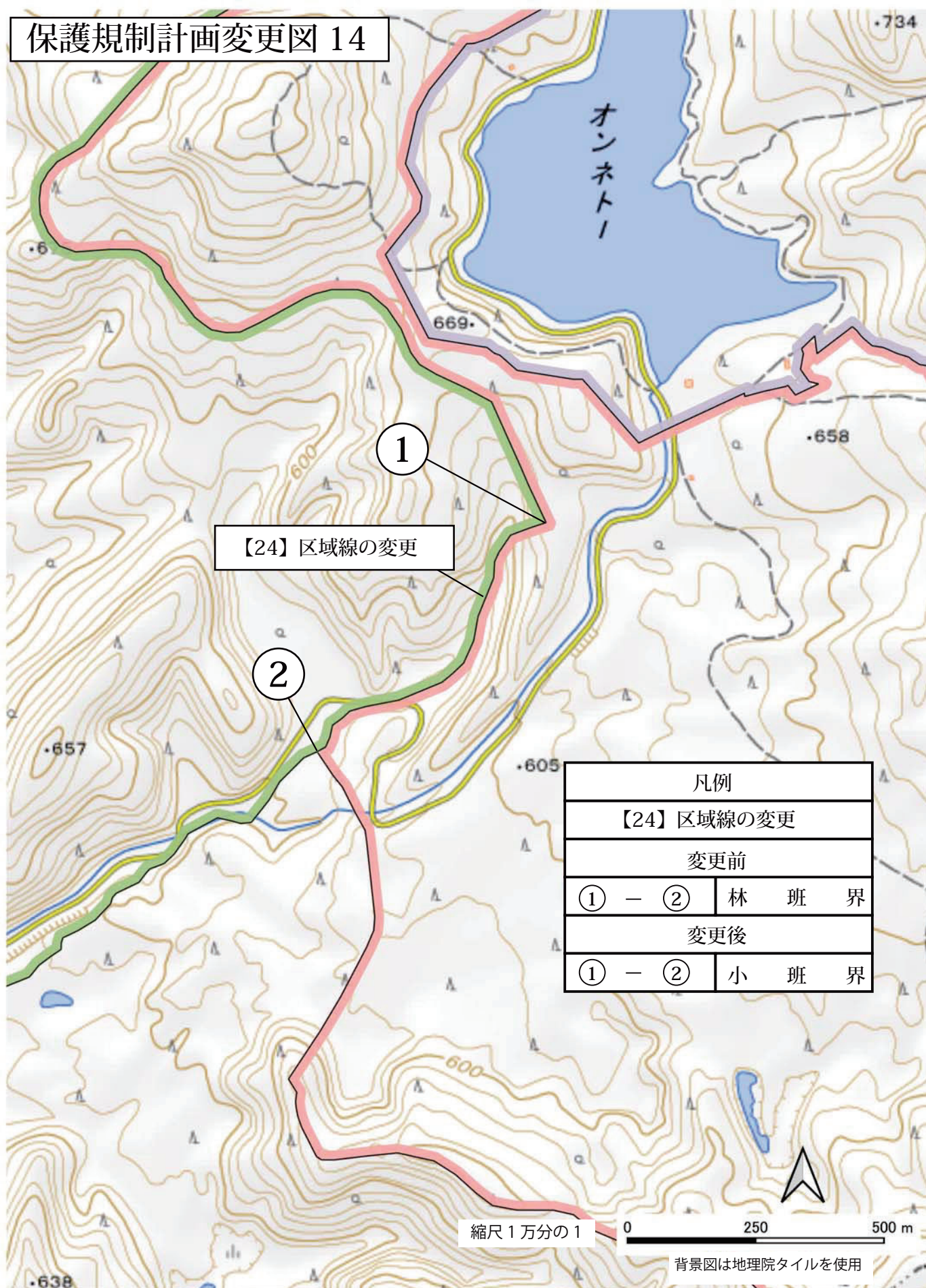
変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
第1種特別地域	
第2種特別地域	



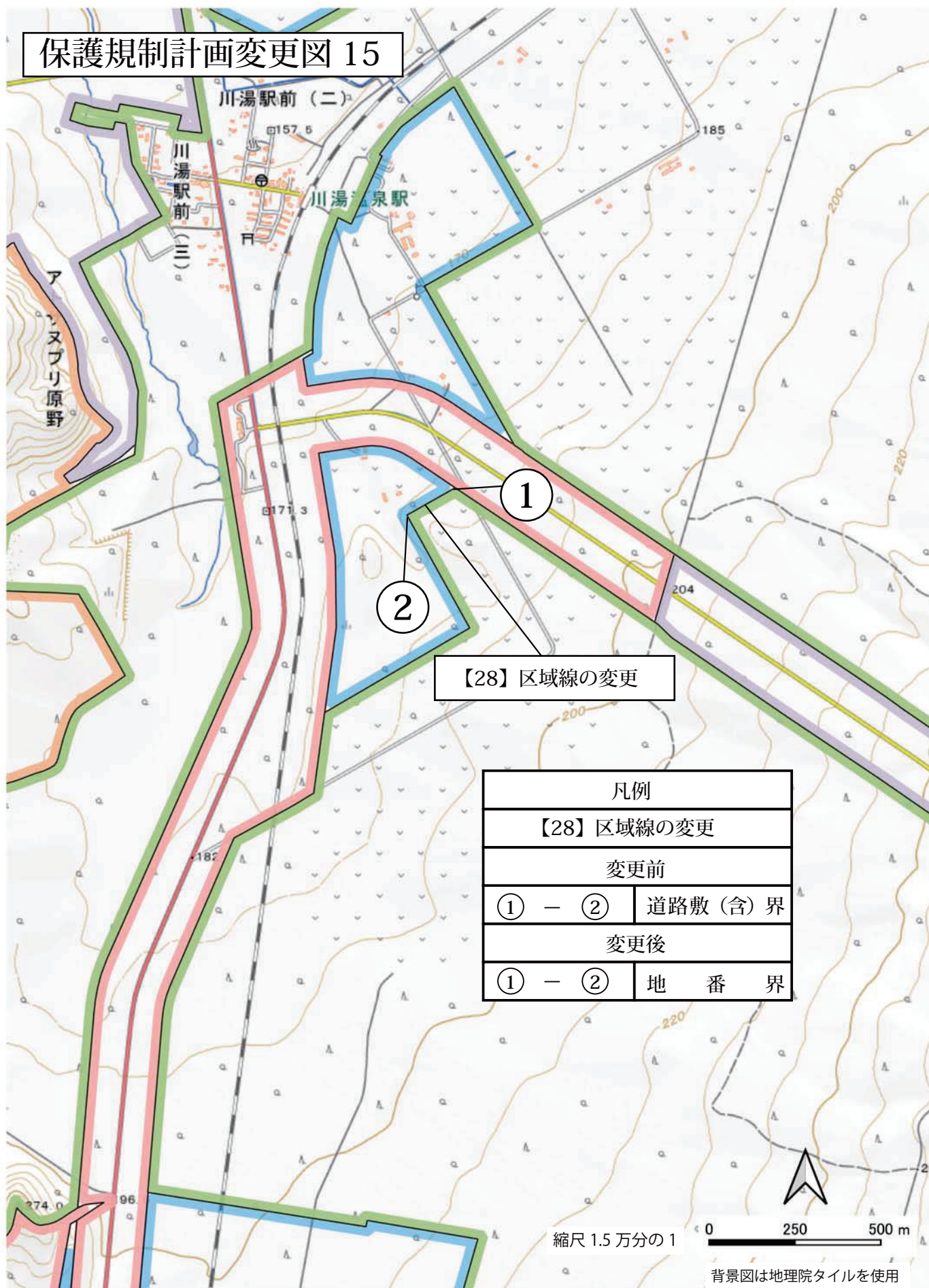
保護規制計画変更図 13

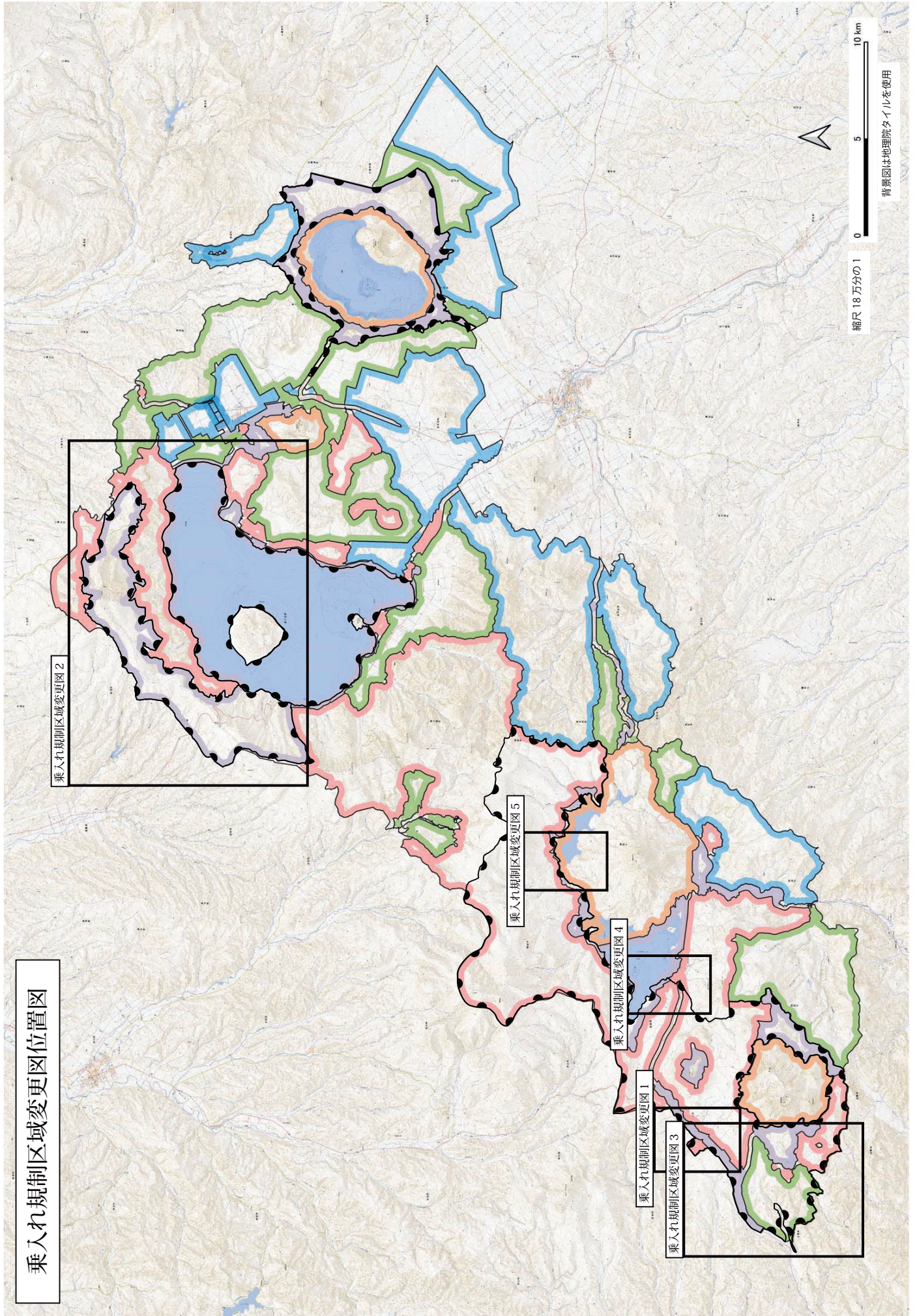


保護規制計画変更図 14



保護規制計画変更図 15

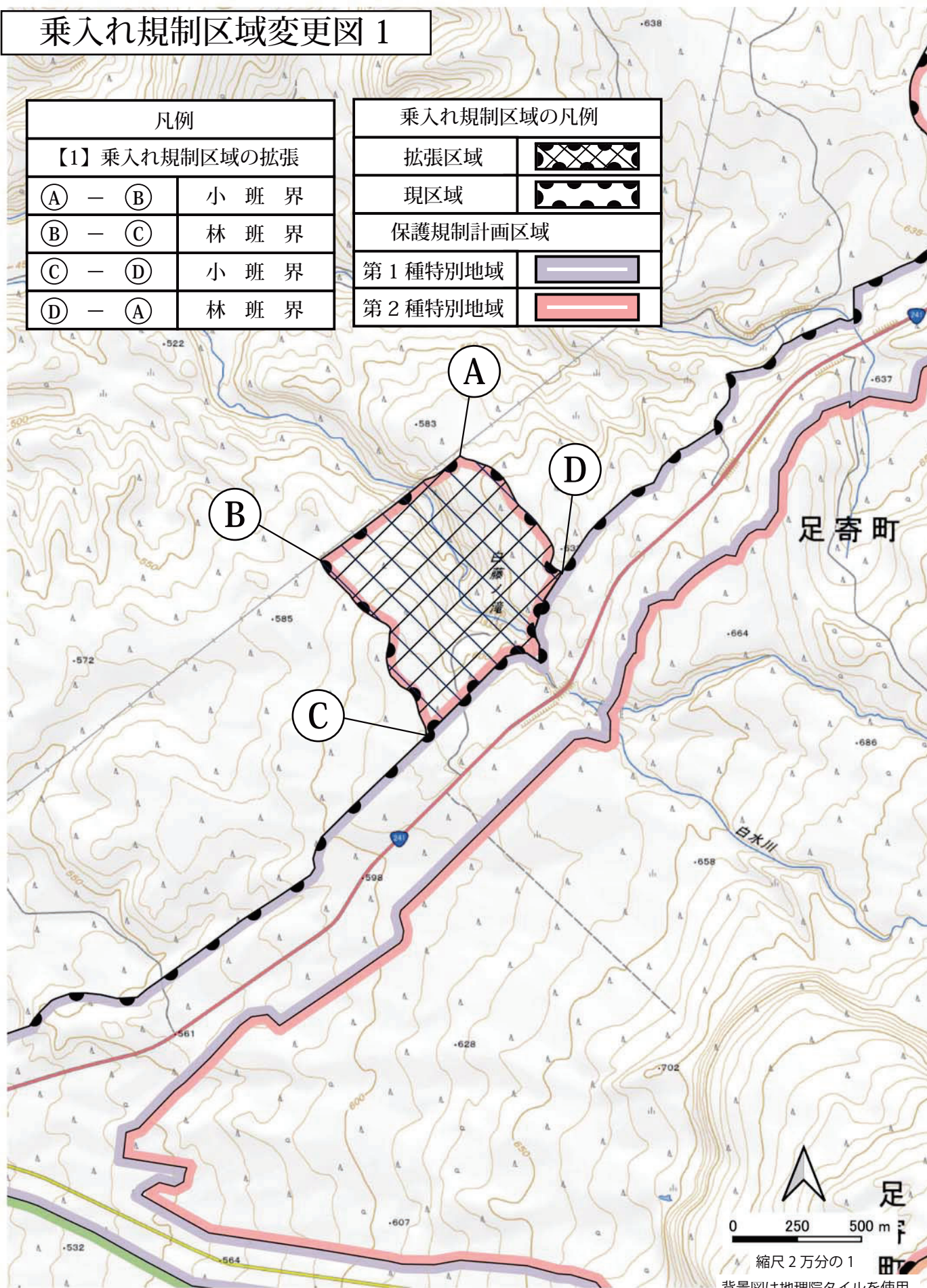


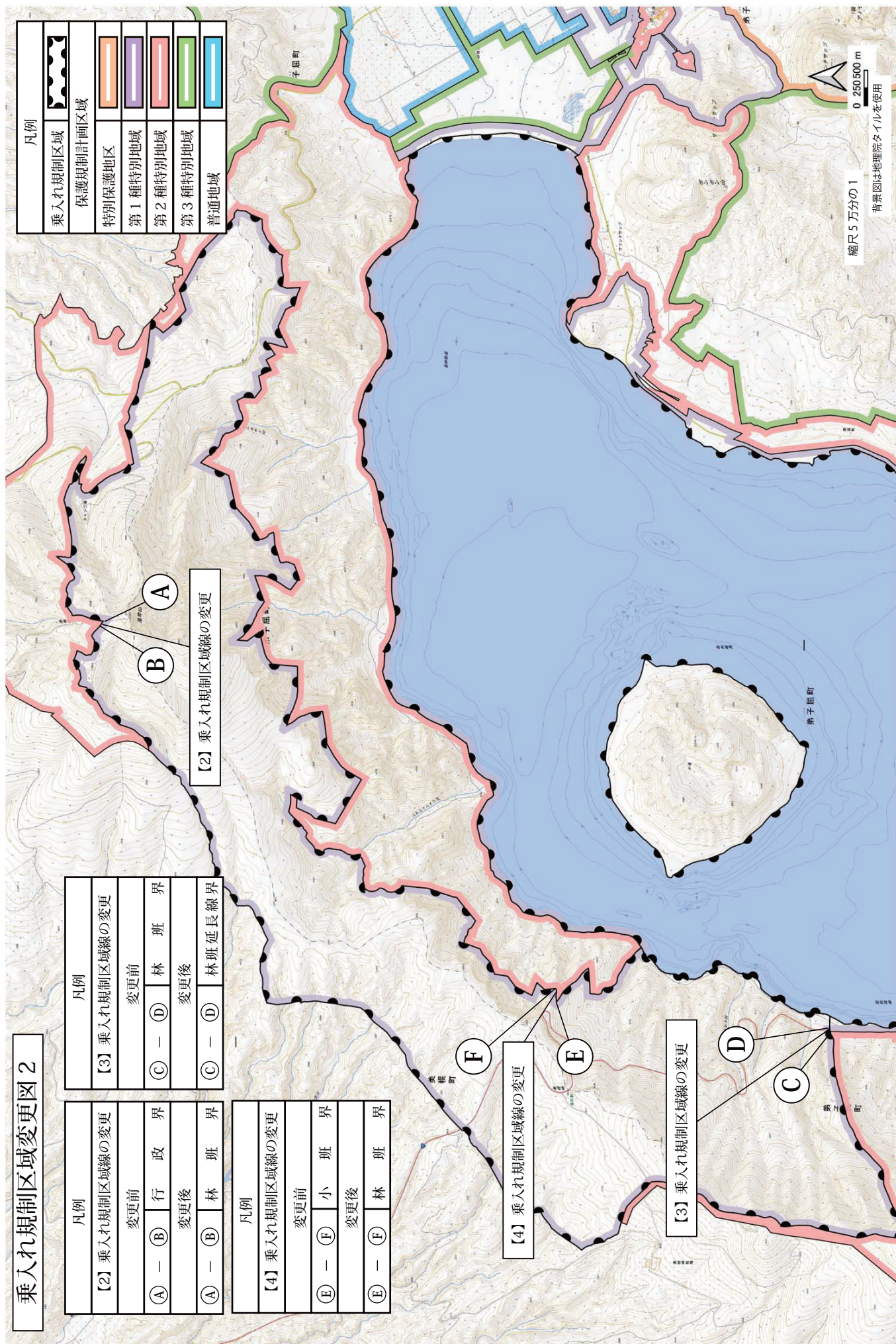


乗入れ規制区域変更図 1

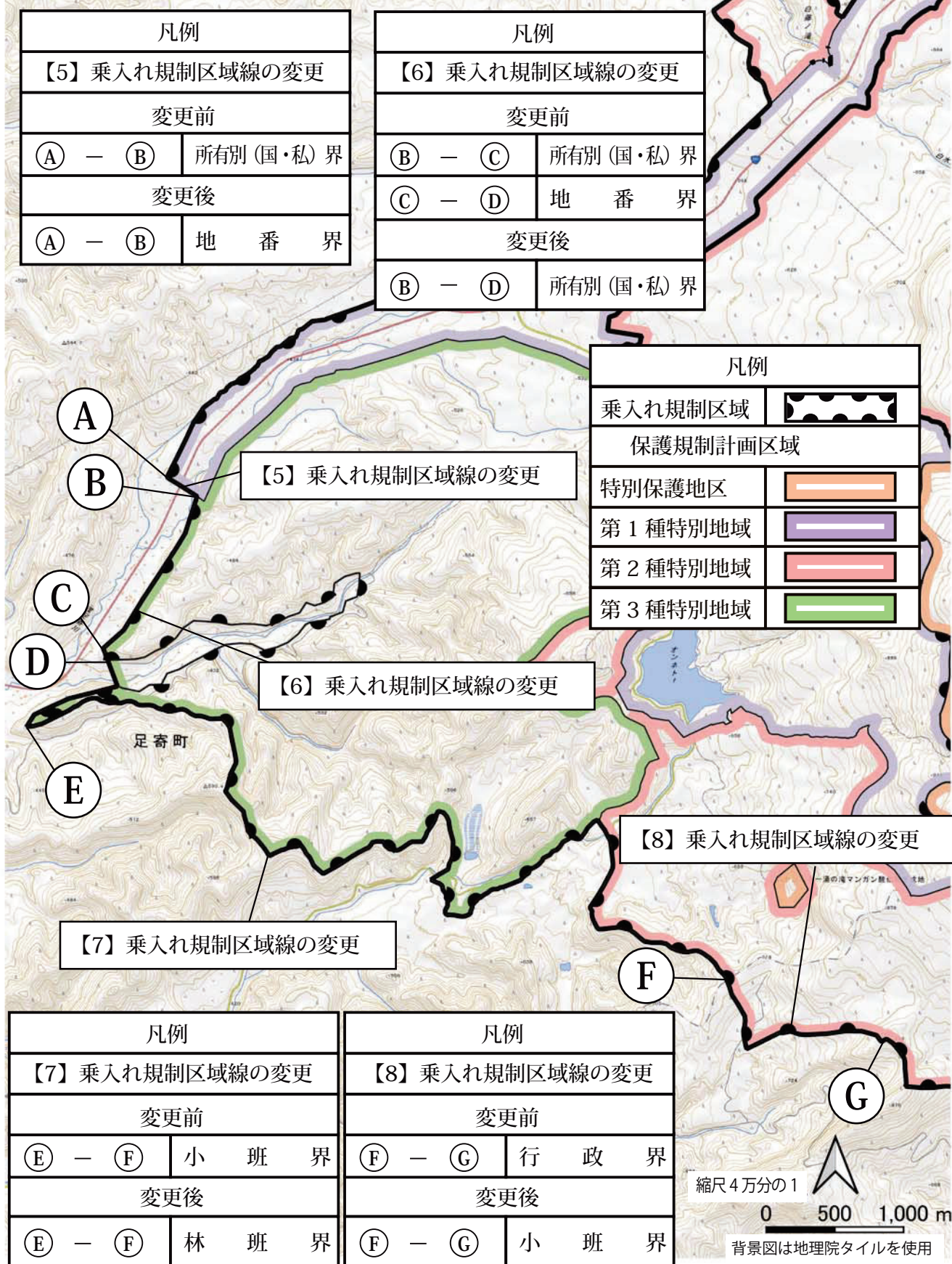
凡例	
【1】乗入れ規制区域の拡張	
① — ②	小 班 界
② — ③	林 班 界
③ — ④	小 班 界
④ — ①	林 班 界

乗入れ規制区域の凡例	
拡張区域	
現区域	
保護規制計画区域	
第 1 種特別地域	
第 2 種特別地域	

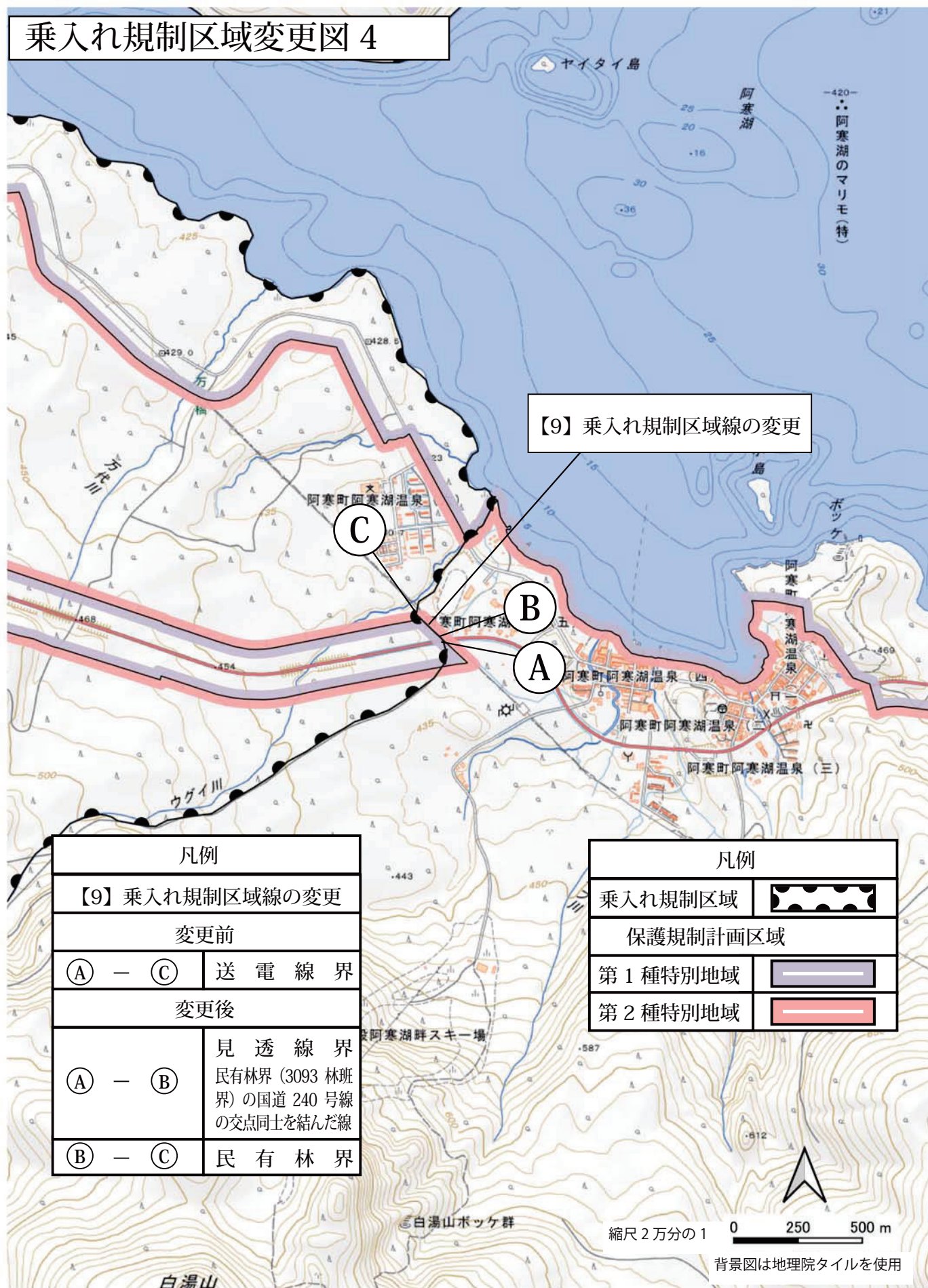




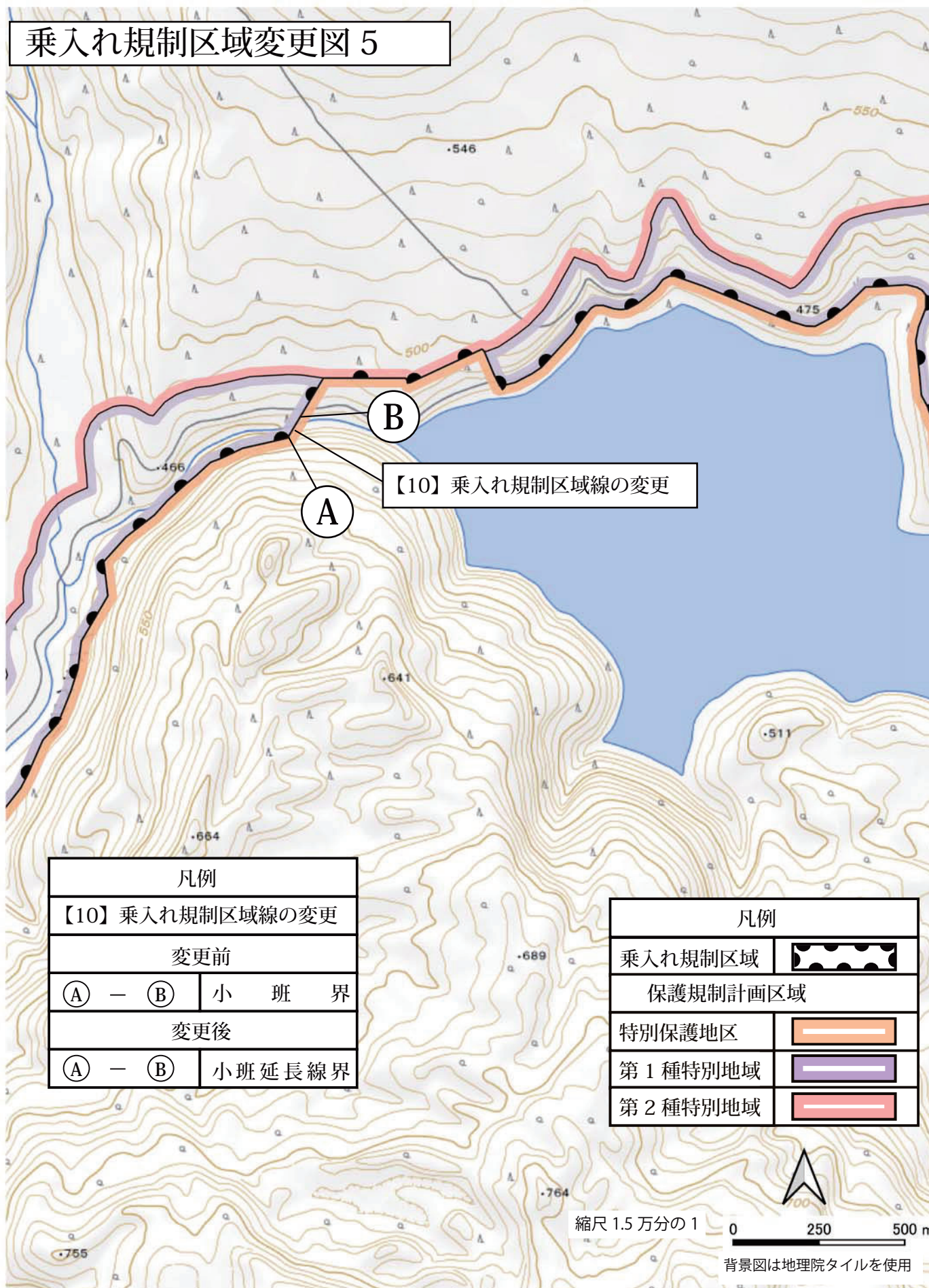
乗入れ規制区域変更図 3

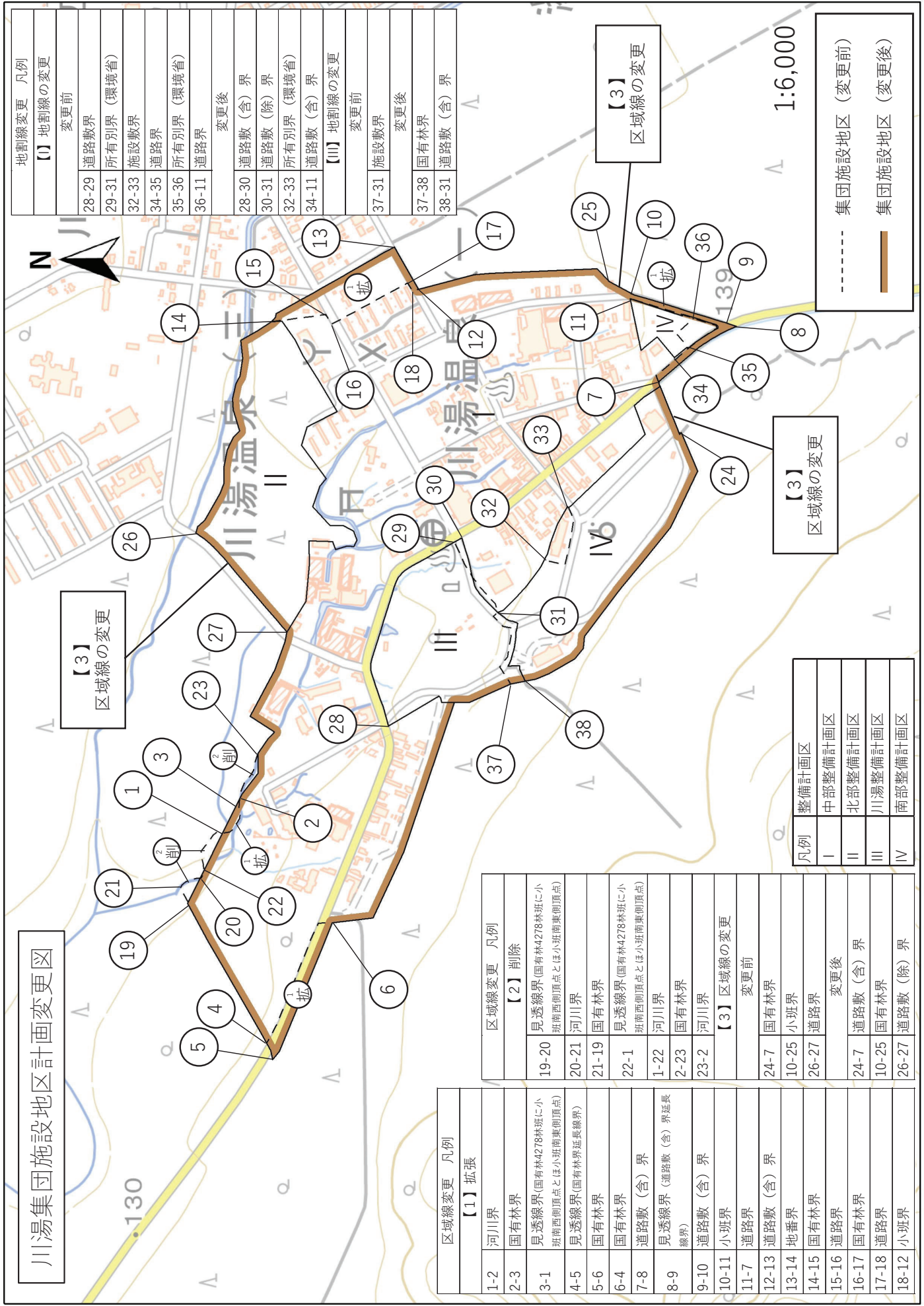


乗入れ規制区域変更図 4



乗入れ規制区域変更図 5





川湯集團施設地区計画変更図

地割線変更 凡例	
【I】地割線の変更	
変更前	
28-29	道路敷界
29-31	所有別界 (環境省)
32-33	施設敷界
34-35	道路界
35-36	所有別界 (環境省)
36-11	道路界
変更後	
28-30	道路敷 (含) 界
30-31	道路敷 (除) 界
32-33	所有別界 (環境省)
34-11	道路敷 (含) 界
【III】地割線の変更	
変更前	
37-31	施設敷界
変更後	
37-38	国有林界
38-31	道路敷 (含) 界

区域線変更 凡例	
【2】削除	
19-20	見透線界 (国有林4278林班に小班南西側頂点とほ小班南東側頂点)
20-21	河川界
21-19	国有林界
22-1	見透線界 (国有林4278林班に小班南西側頂点とほ小班南東側頂点)
1-22	河川界
2-23	国有林界
23-2	河川界
【3】区域線の変更	
変更前	
24-7	国有林界
10-25	小班界
26-27	道路界
変更後	
24-7	道路敷 (含) 界
10-25	国有林界
26-27	道路敷 (除) 界

区域線変更 凡例	
【1】拡張	
1-2	河川界
2-3	国有林界
3-1	見透線界 (国有林4278林班に小班南西側頂点とほ小班南東側頂点)
4-5	見透線界 (国有林延長線界)
5-6	国有林界
6-4	国有林界
7-8	道路敷 (含) 界
8-9	見透線界 (道路敷 (含) 界延長線界)
9-10	道路敷 (含) 界
10-11	小班界
11-7	道路界
12-13	道路敷 (含) 界
13-14	地番界
14-15	国有林界
15-16	道路界
16-17	国有林界
17-18	道路界
18-12	小班界

凡例	整備計画区
I	中部整備計画区
II	北部整備計画区
III	川湯整備計画区
IV	南部整備計画区

-----	集团施設地区 (変更前)
———	集团施設地区 (変更後)

阿寒湖畔集団施設地区計画変更図



----- 集団施設地区 (変更前)
 ———— 集団施設地区 (変更後)

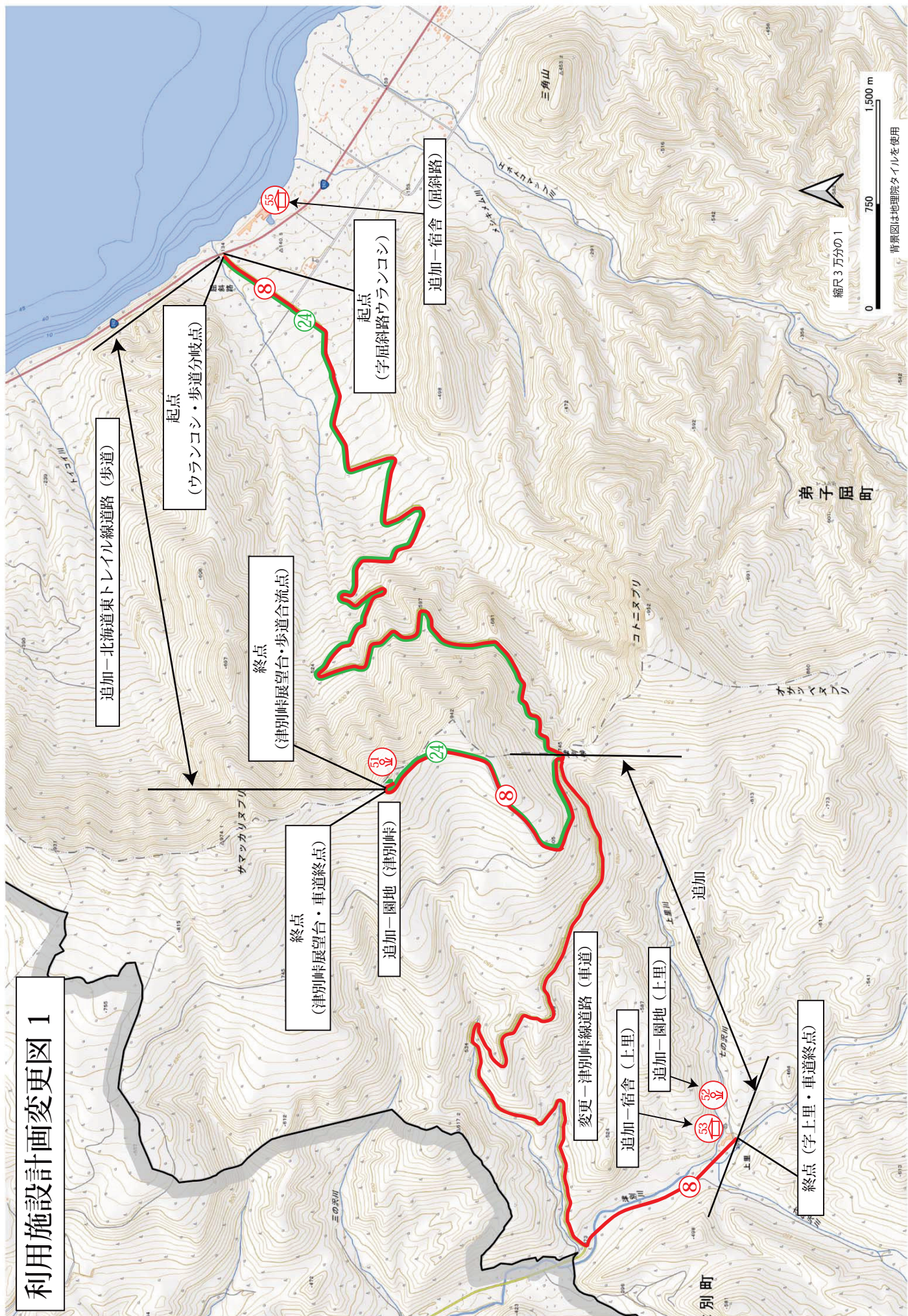
1:10,000

【6】区域線の変更

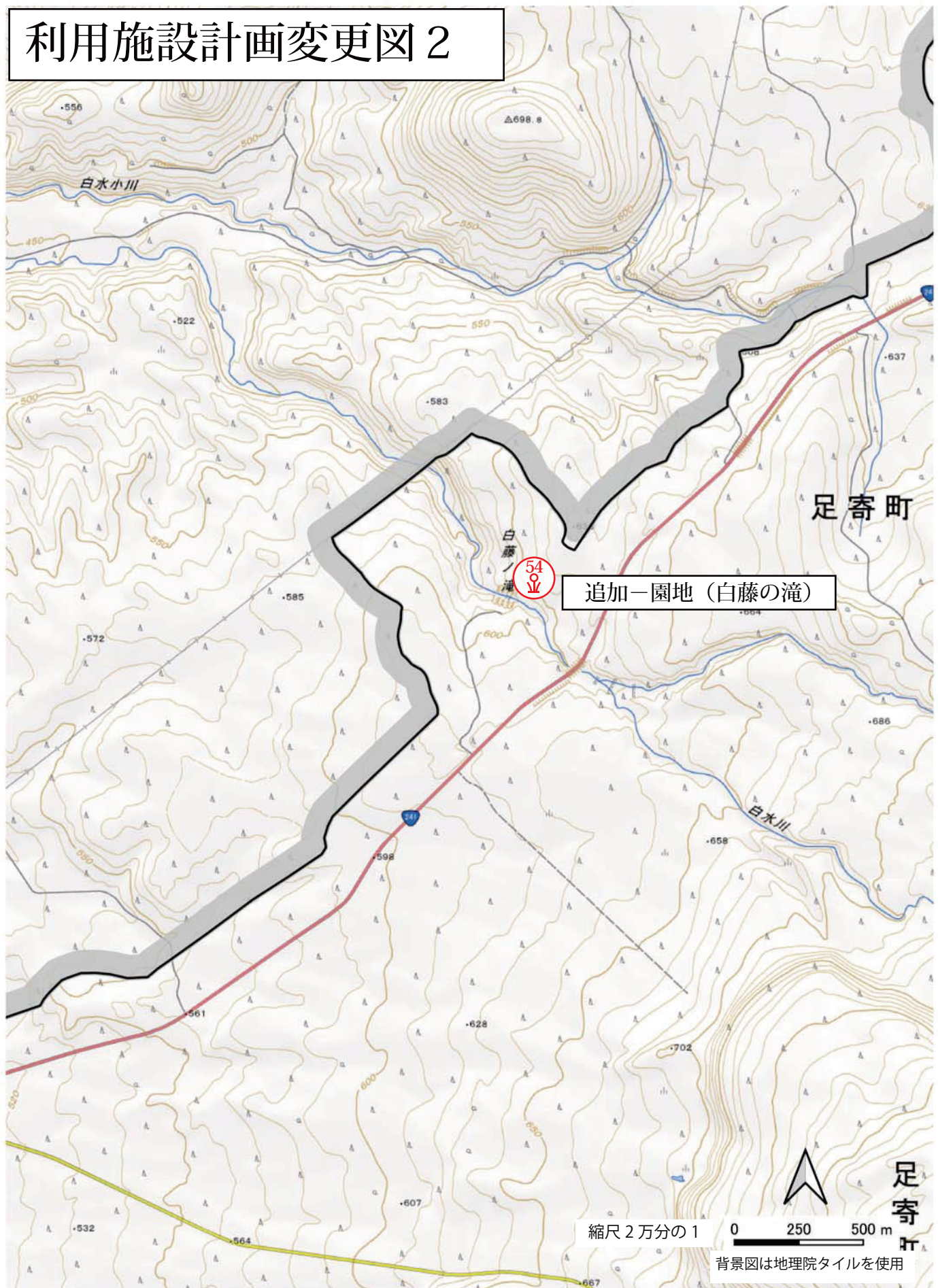
【4】拡張	
1-2	道路敷 (除) 界
2-3	地番界
3-4	道路敷 (含) 界
4-1	民有林界
5-6	道路敷 (含) 界
6-7	民有林界
7-5	地番界
7-8	民有林界
8-7	地番界
【5】削除	
4-8	民有林界
8-4	地番界
9-10	地番界
10-11	道路中心線より100m線界
11-9	道路敷 (含) 界

【6】区域線の変更	
変更前	
12-15	送電線敷 (除) 界
変更後	
12-13	民有林界
13-14	見透線界 (旧有林3093林境界と国道240号線の交点同士)
14-15	民有林界

[illegible]



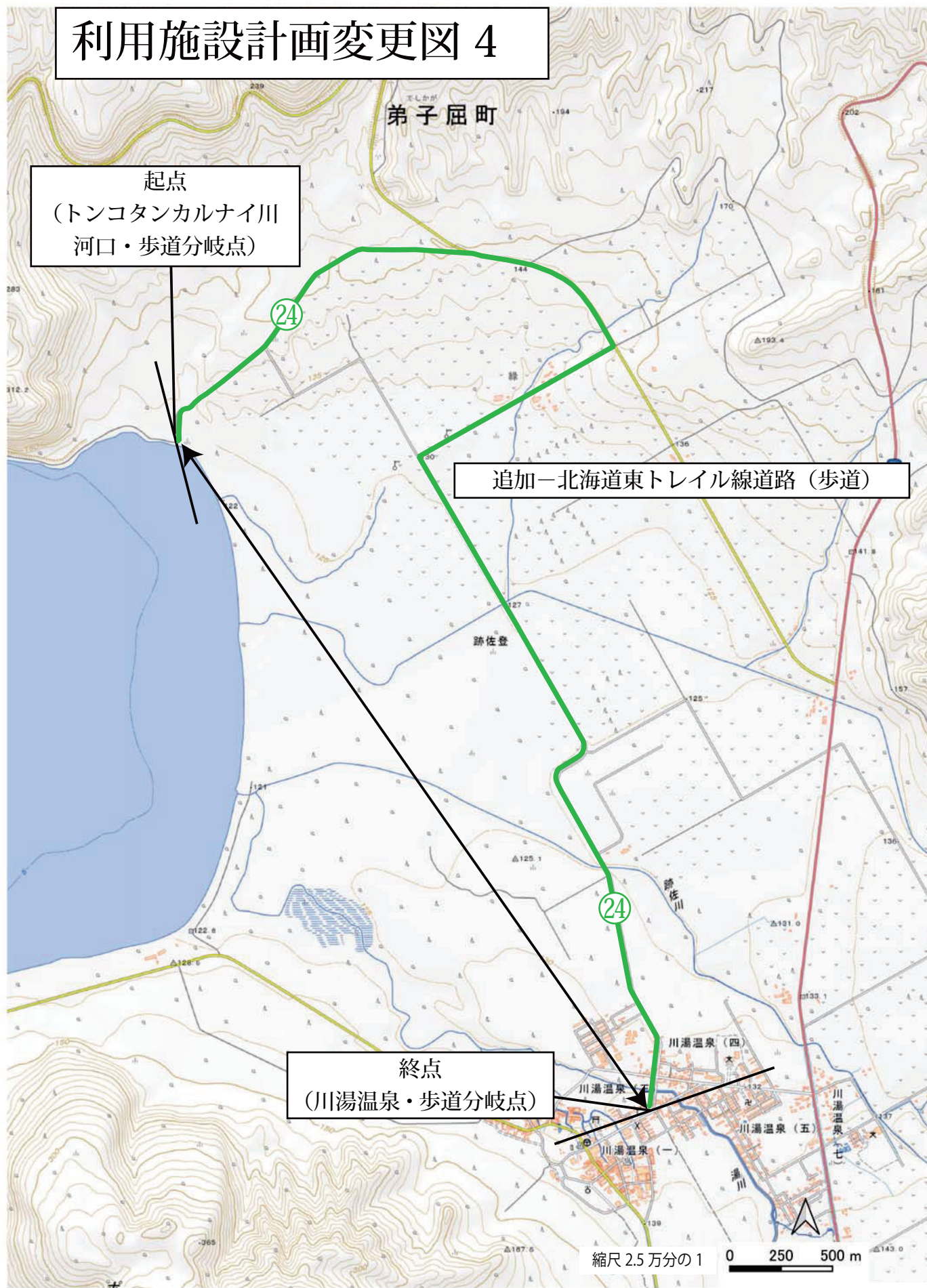
利用施設計画変更図 2



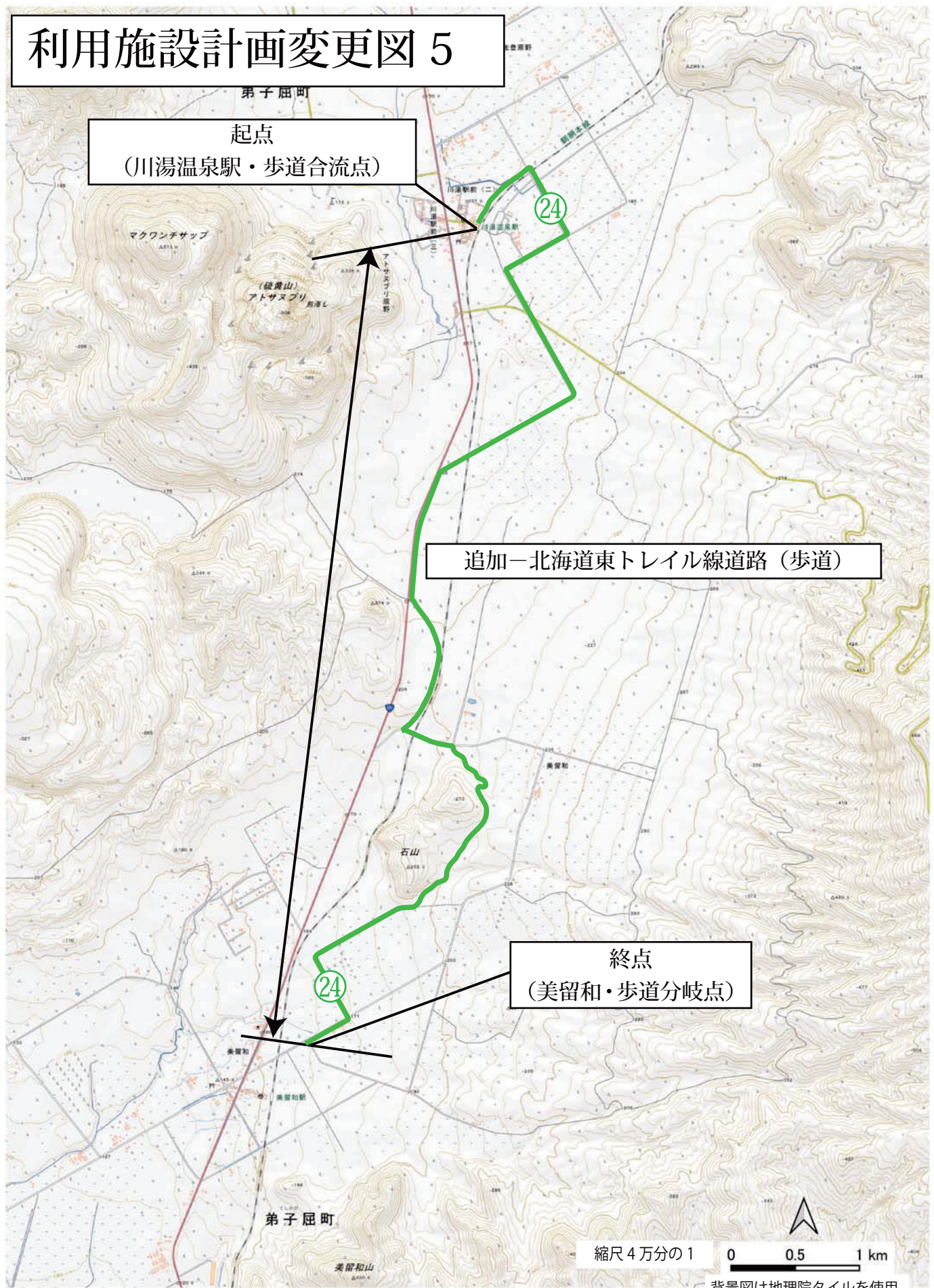
利用施設計画変更図 3

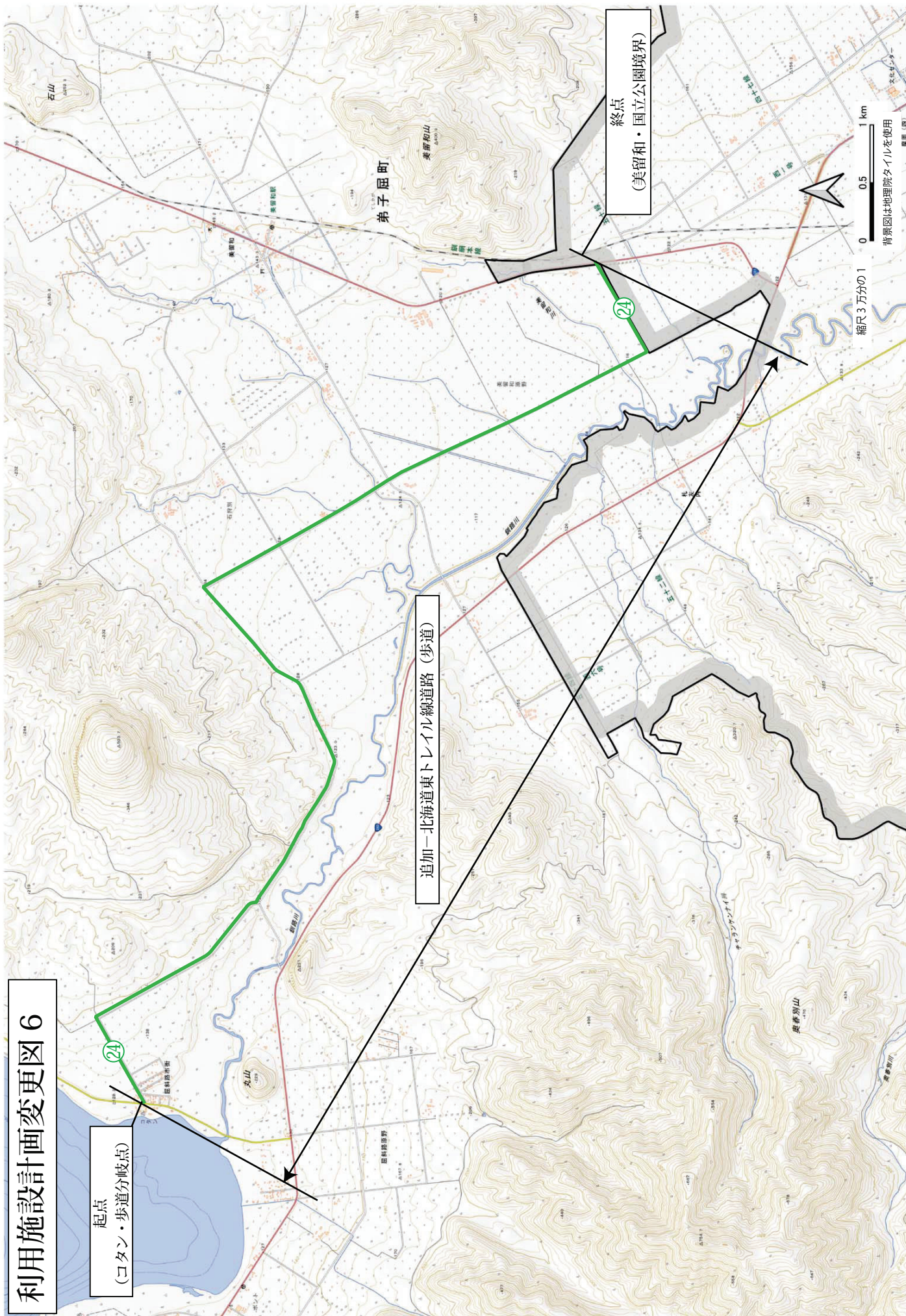


利用施設計画変更図 4

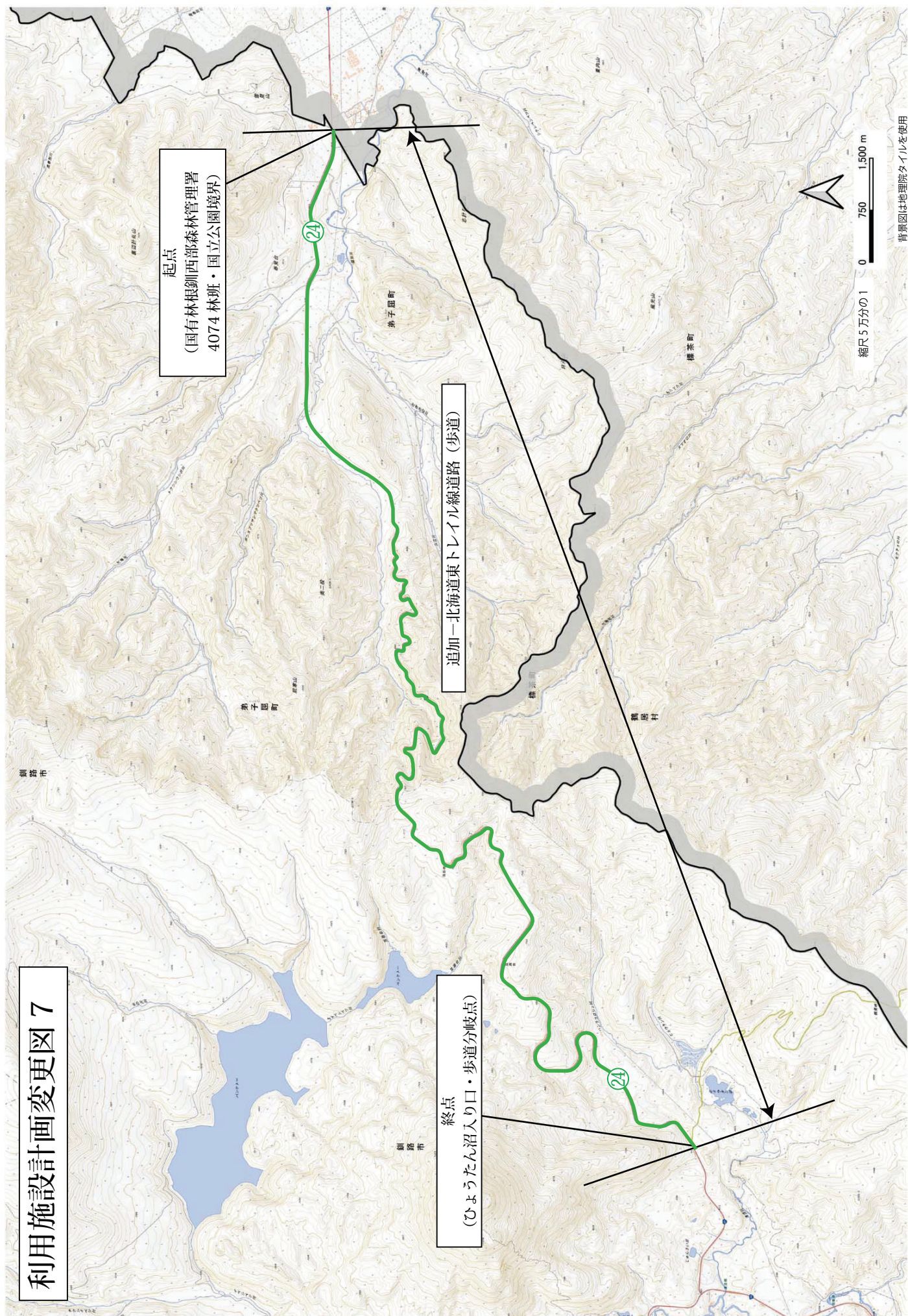


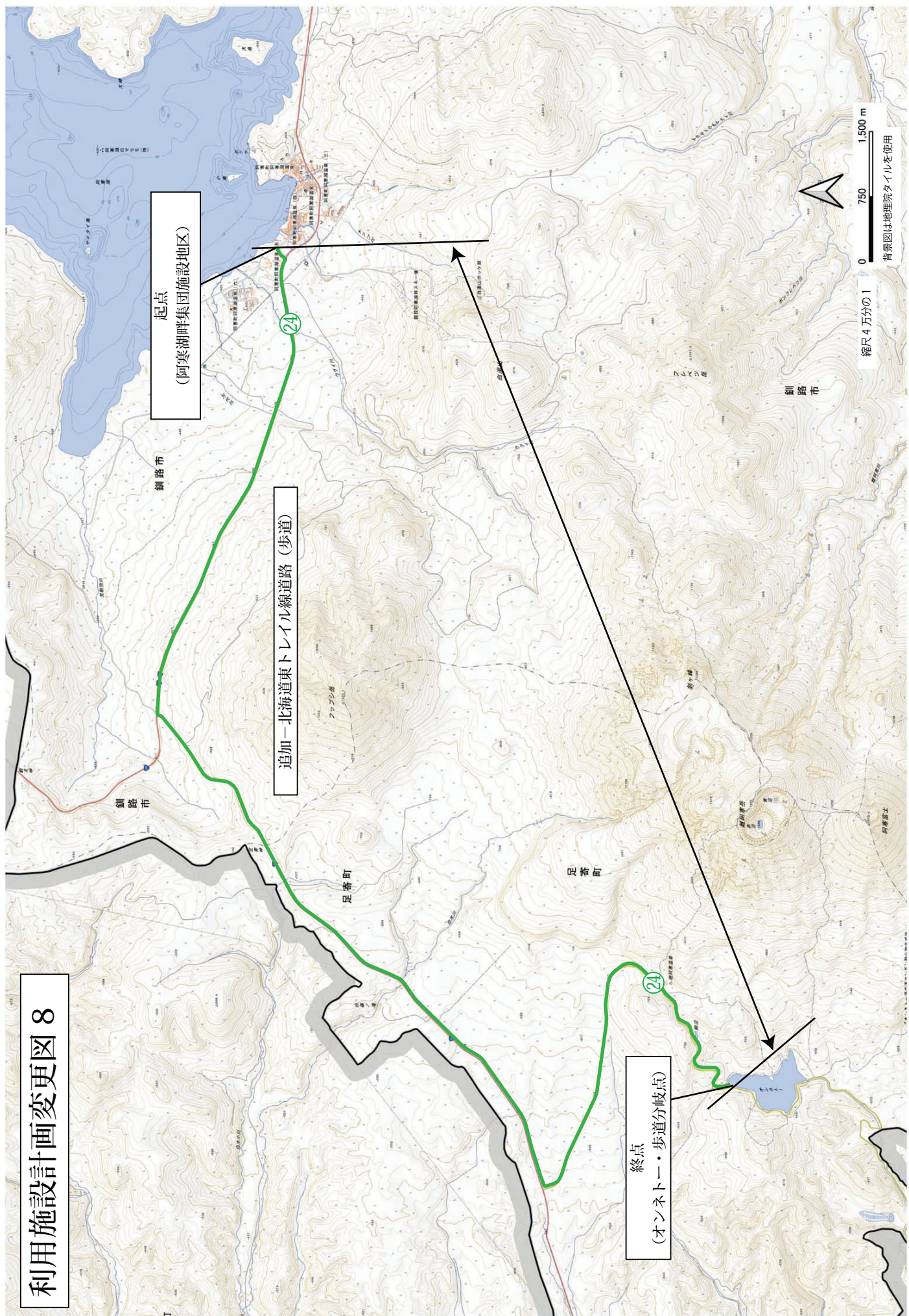
利用施設計画変更図 5



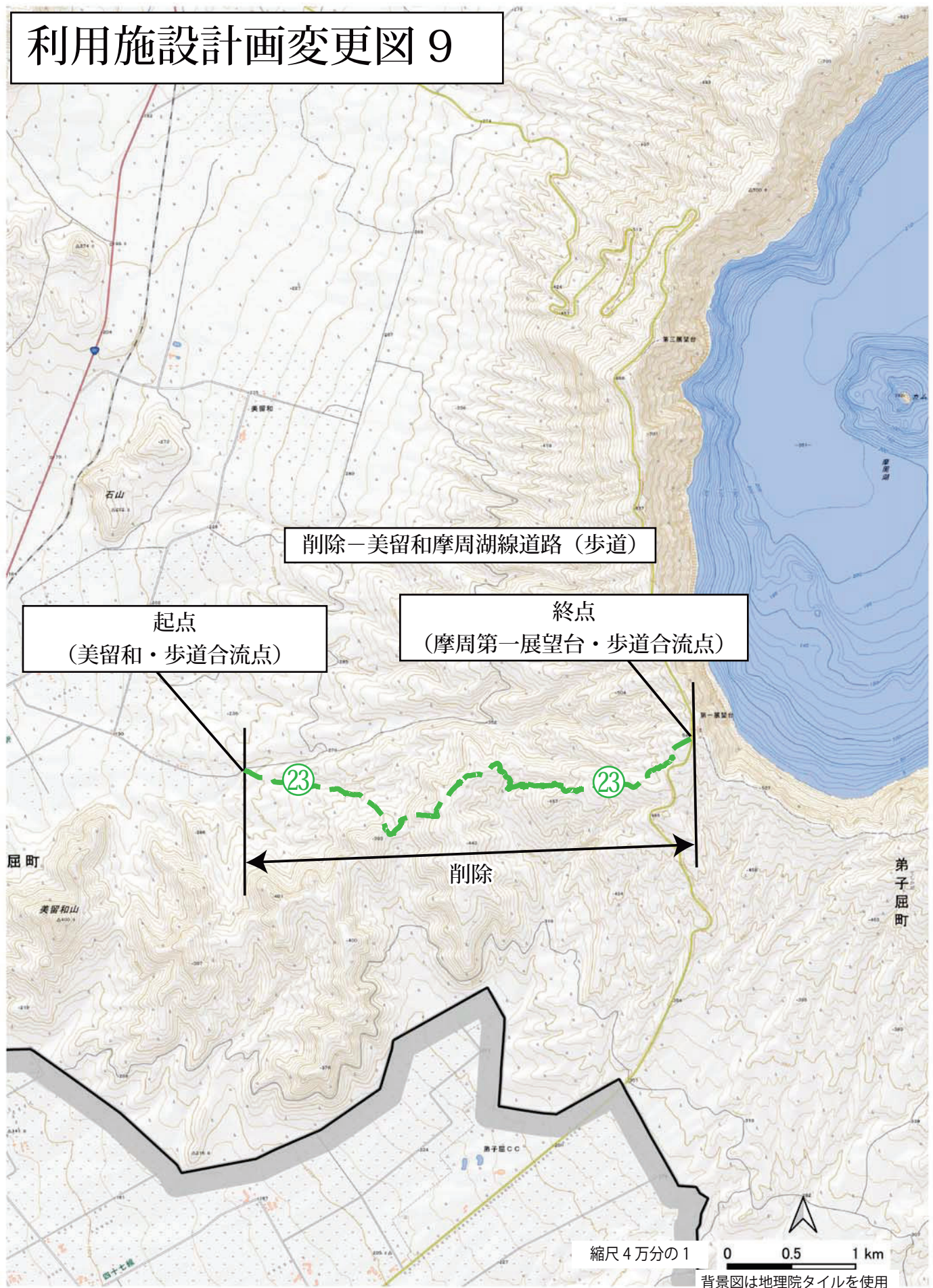


利用施設計画変更図 7

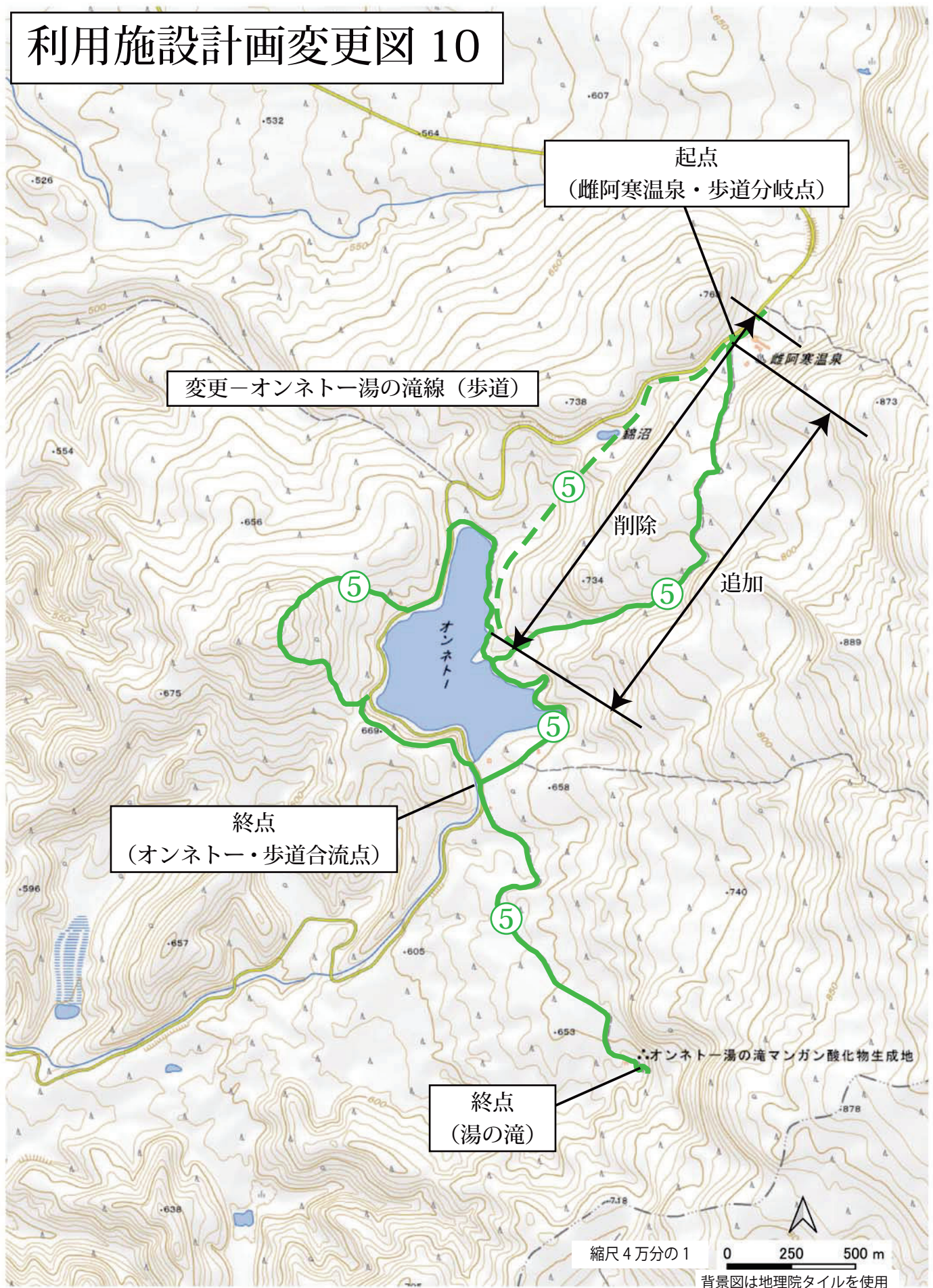


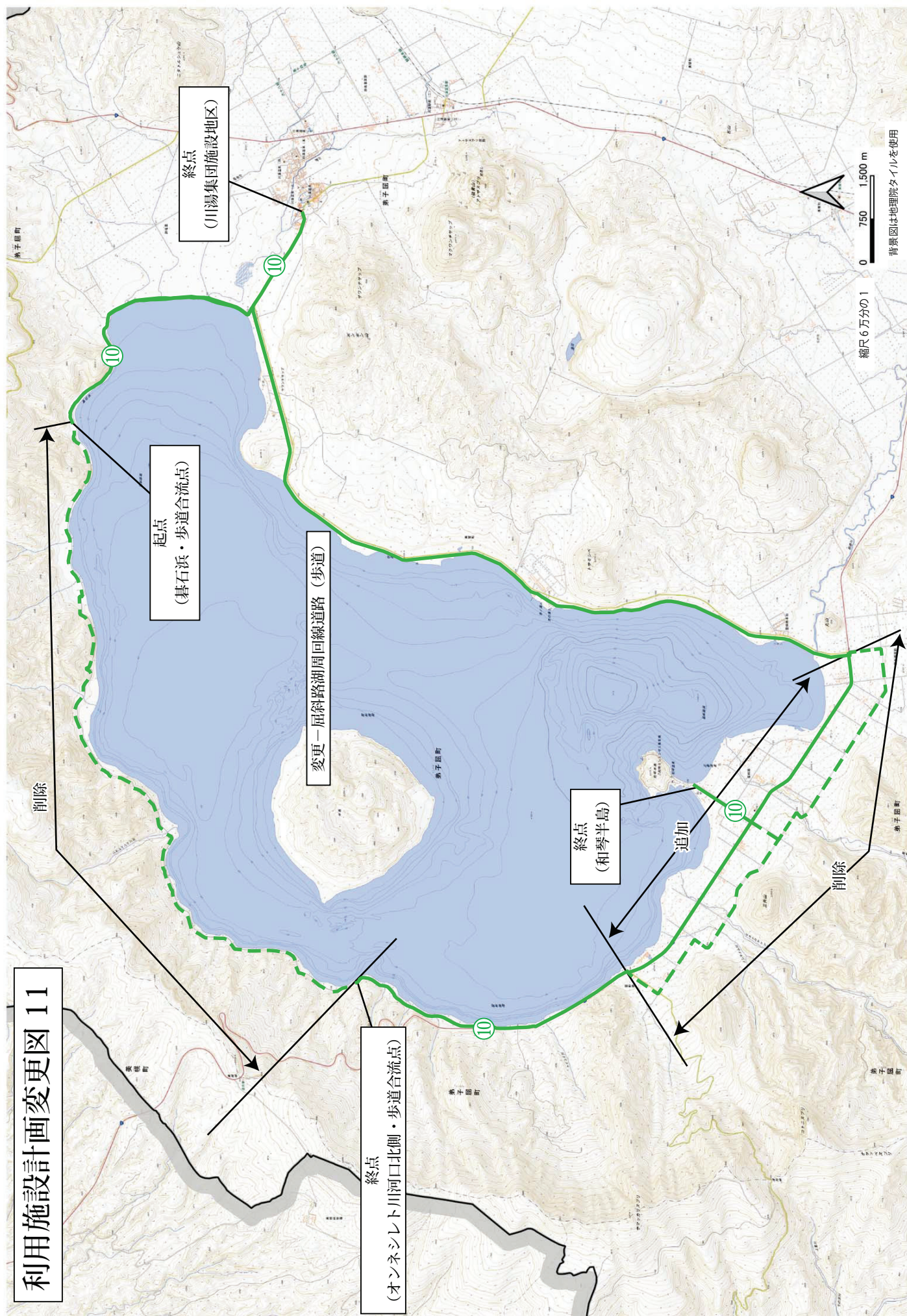


利用施設計画変更図 9



利用施設設計画変更図 10





利用施設計画変更図 11

利用施設計画変更図 12

